令和七年　第四回定例会

令和７年　第４回定例会

屋久島町議会会議録

令和７年12月９日　開会

令和７年12月19日　閉会

屋 久 島 町 議 会

屋久島町議会会議録

令和７年第４回屋久島町議会定例会会期日程

自12月９日・至12月19日（11日間）

月　　日	曜	会議別	日　　程
12月９日	火	本会議	○開　　会
10日	水	本会議	○一般質問
11日	木	本会議	○一般質問
12日	金	委員会	○各常任委員会
13日	㊏	休　会	
14日	㊐	休　会	
15日	月	休　会	○各常任委員会
16日	火	休　会	○各常任委員会
17日	水	休　会	○各常任委員会
18日	木	休　会	○各常任委員会
19日	金	本会議	○最終本会議

令和７年第４回屋久島町議会定例会

第　　１　　日

令和７年12月９日

令和７年第４回屋久島町議会定例会議事日程（第１号）

令和７年12月９日（火曜日）午前10時開議

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　諸般の報告

○日程第４　行政報告

○日程第５　認定第５号　令和６年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第６　認定第６号　令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第７　認定第７号　令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第８　認定第８号　令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第９　認定第９号　令和６年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第10　認定第10号　令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第11　承認第８号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第７号）の専決処分事項報告承認について

○日程第12　議案第74号　屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○日程第13　議案第75号　屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止について

○日程第14　議案第76号　屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第15　議案第77号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第16　議案第78号　屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○日程第17　議案第79号　屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定について

○日程第18　議案第80号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について

○日程第19　議案第81号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第20　議案第82号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

３号）について

○日程第21　議案第83号　令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第22　議案第84号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第23　議案第85号　令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第24　議案第86号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第25　議案第87号　令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第26　議案第88号　令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第27　同意第７号　屋久島町教育委員会委員の任命について

○日程第28　令和７年請願第４号　屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件

○日程第29　発議第１号　屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１３名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	天　辰　絵美子	２番	寺　田　久　志
３番	渡　邉　　浩	４番	内　田　正　喜
５番	中　馬　慎一郎	６番	相　良　健一郎
７番	大　角　利　成	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	高　橋　義　友
１１番	日　髙　好　作	１３番	小　脇　淳智郎
１４番	石田尾　茂　樹		

１．欠席議員（１名）

１２番　渡　邉　博　之

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	荒　木　耕　治	教　育　長	石田尾　行　徳
副　町　長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課長	松　田　賢　一
建　設　課　長	内　田　　剛	電　気　課　長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久	総務課参事	白　濱　秀　記

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、令和７年第４回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、渡邉博之議員が入院のため、欠席届が出ております。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番、渡邉浩議員、４番、内田正喜議員を指名します。

△　日程第２　会期の決定

○議長（石田尾茂樹）

日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月19日までの11日間とすることに決定しました。

△　日程第３　諸般の報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第３、諸般の報告を行います。

去る10月31日、私、石田尾茂樹は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出されましたので報告いたします。

そのほかの閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△　日程第４　行政報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第４、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和７年第４回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第３回定例会後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、新しいごみ処理施設に係る建設工事の進捗状況について御報告いたします。

さきの全員協議会で御説明申し上げましたとおり、本年10月末日を工期とする建設工事が性能を満たしていないことから、現在、引渡しを受けていない状況にあります。このため、事業者においては、性能を満たすため改善に努めておりますが、完成は来年３月を見込んでおります。なお、性能が充足されるまでの間、試験運転は継続されることとなり、町民のごみ出し等についてはこれまでどおり支障はございませんが、工期内に完成しなかった事態を真摯に受け止め、早期完成に向け、引き続き全力で取り組んでまいる所存であります。

次に、屋久島永田浜ラムサール条約登録20周年記念シンポジウムについて御報告いたします。

ラムサール条約は、御存じのとおり、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を目的とした国際条約であります。永田浜は北太平洋最大のアカウミガメの産卵地であり、ウミガメの保護において重要な地域であることから、2005年、平成17年にラムサール条約に登録されました。

登録から20年の節目に当たり、去る11月８日、永田小学校体育館において、永田浜ラムサール条約登録20周年記念シンポジウムを開催しました。基調講演や活動報告において、ウミガメの生態系と永田浜の環境保全がいかに大切であるかを、最新の知見や現場の経験に基づき報告されました。

また、パネルディスカッションでは、永田浜の未来に向けて多様な立場からの意見交換を行い、保全と利活用の取組についての理解が深まる貴重な機会となりました。今後も美しい砂浜とウミガメをどのように守っていくのか、地元町民を始めとした関係者の皆様と共に、試行錯誤を繰り返しながら、引き続き、着実に対応してまいりたいと存じます。

次に、一湊中学校の跡地利活用について御報告いたします。

平成25年３月で閉校した一湊中学校の跡地利活用として、平成26年３月に活用方針を策定し公募した結果、空き教室を利用して菌床栽培を提案した事業者が選考され、平成27年４月に校庭を含む建物の貸付契約を行い、キクラゲやシイタケの菌床栽培が始まり

ました。栽培、生産が順調になったことから法人化するため、平成28年４月に農業法人屋久島の杜のめぐみが設立され、一湊集落から従業員を雇用し、栽培量、販路を拡大し、町の給食でも提供されておりました。

しかしながら、コロナ禍などの影響で事業の継続は困難となり、大葉やサフラン栽培も検討されましたが、事業実施のめどが立たず、事業の終了が決定され、先日、町への報告がありました。具体的なスケジュールは未定ですが、原状回復での返還を契約の条件としていることから、年度内、令和８年３月末を目標に、設備の撤去作業などを進めるよう確認したところであります。いずれにせよ、校区民が慣れ親しんだ学校で、屋久島の新たな特産品開発と雇用が拡大されることに、町としても期待をしていた事業でありましたので、大変残念であります。建物の今後の利用については、校舎本体の老朽化も懸念されることから、返還後の状況を見て判断したいと考えているところです。

次に、職員採用について御報告いたします。

令和８年４月１日付の職員採用につきましては、一般事務職４名、保健師１名、畜産技師１名、医師１名の採用を予定しております。また、現在、これとは別に、建築、電気、埋蔵文化財の各専門職を募集しており、１月中にも試験を実施する予定であります。なお、今年度においては、８月に１名、10月に２名採用しており、これは、採用試験合格後の辞退者、または年度途中での退職者の補欠に起因するものであります。人材確保は喫緊の課題でありますので、引き続き、試験内容や募集方法など、工夫を凝らしながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

令和元年８月に長峰牧場で発生した臨時職員死亡事故に関する損害賠償等請求訴訟について、鹿児島地方裁判所より和解案が示されましたが、和解による解決が相当であると判断した理由及び解決金の算定額に疑問、疑義があったことから、適正な財務管理、あるいは今後の行政運営の観点に立った上での判決を求めるべきと判断し、現時点では和解に応じるべきではないとの意見を示しました。次回期日を１月30日に設定され、今後の進行について検討することとなりました。

次に、令和４年度に実施した海・川・山のつながりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト業務に係る損害賠償命令請求住民訴訟については、原告は、予定価格未設定、合理的理由のない特命随意契約、実費精算を怠ったことの違法性、寄附金の使途に反した支出の違法性等について、町は受託事業者の見積金額の正当性についてそれぞれ陳述し、次回期日を１月27日に設定され、原告は町の主張に対する反論を、町は寄附金を一括管理していることの相当性を主張することになりました。

次に、屋久島町議会の傍聴席での取材禁止に係る損害賠償請求については、原告は３年半にわたり取材禁止となった町議会本会議と全員協議会の具体例を示した上で、そ

の違法性について陳述し、次回期日を12月17日に設定され、町は原告の主張に対する反論を、原告は全員協議会と通常の協議会との差異について説明することになりました。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで行政報告を終わります。

△　日程第５　認定第５号　令和６年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について

△　日程第６　認定第６号　令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△　日程第７　認定第７号　令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△　日程第８　認定第８号　令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△　日程第９　認定第９号　令和６年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

△　日程第10　認定第10号　令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（石田尾茂樹）

日程第５、認定第５号、令和６年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、認定第10号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの６件を一括議題とします。

この６件については、決算審査特別委員会への付託案件です。

これから、決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（中馬慎一郎）

おはようございます。

令和６年度屋久島町議会決算審査特別委員会の審査の報告を行います。

当委員会に付託された案件は、認定第５号、令和６年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての６件でありました。

当委員会は、本会議中10月１日、議会第１委員会室において、審査の日程、審査方法についての協議を行い、10月14日から10月20日の４日間で行うこととし、議案審査をい

たしました。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌表、事業効果に関する調書、決算資料などを参考に、所管課長、事務局長ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告申し上げます。

まず、政策推進課所管では、委員より、地域公共交通の事業内容を問う質疑に対し、町内タクシー事業者３社と日本版ライドシェアの実施可能性について打診をした。１社からは対応できないと返事があったため、２社と協議中である。令和７年４月に陸運支局に町が申出をし、許可は下りているが、事業者のドライバー講習の日程などが決定しておらず、運用は予定より遅れているとの回答でありました。

また、委員より、昨年のフェリー屋久島２の長期運休について、町内事業者や町民への影響調査についての質疑に対し、令和６年11月から令和７年３月にかけて、屋久島物流対策連絡会を鹿児島県交通政策課、鹿児島県屋久島事務所、鹿児島県熊毛支庁、本町で組織し、事業者に聞き取りをしたものをまとめている。本町としても、再発防止に向けた要望活動を国に対し実施しているとの回答でありました。また、委員より、聞き取りした内容の資料提供の意見がありました。

また、委員より、多目的交流センター建設事業の進捗状況についての質疑に対し、令和13年から操業予定としている。本件はＤＢＯ方式で事業実施予定であったが、物価高騰や、活用予定の補助金がＤＢＯ方式では活用できないことが判明したため、現在公募を見合わせているとの回答でありました。

次に、総務課所管では、委員より、昨年度は普通退職者が10人いるがその原因や理由は何か、また、職員減対策の質疑に対し、近年、退職が非常に多く、募集をかけてもなかなか集まらない。要因は、ステップアップのために次の職を探す者や、体調不良などの理由がある。職員募集について、これまで町村会の統一試験と面接を役場で実施していたが、現在はテストセンター方式の導入により、全国どこでも受験が可能となり、面接もウェブですることで費用と時間的な負担を軽減している。地元採用の視点から、テストセンター方式と統一試験の二本立てで行っているとの回答でありました。

また、委員より、常備消防費負担金の熊毛地区消防組合負担金３億2,200万円減についての説明を求める質疑に対し、常備消防負担金は熊毛地区消防組合に支払うものであり、北分遣所、南分遣所の運営に係る経費である。その他、熊毛地区消防組合の人件費や共通経費を含めた本部業務に対し支出しており、前々年度は人件費の増加があったので前年度が減額になったとの回答でありました。

次に、地域住民課所管では、委員より、６年度の安房支所修繕への説明質疑に対し、雨漏り修繕工事を何度かしているが、至るところで雨漏りが発生している状況である。

建築から48年はたっていることもあり、大きな投資をしないと全体の雨漏り箇所を特定することもできない。施設管理については全体で検討すべき課題であるとの回答でありました。

次に、町民課所管では、委員より、過年度分の不納欠損が多い理由についての質疑に対し、固定資産税においては相続の手続がされていない。不納欠損が多いのは生活困窮や死亡、生活保護者などであるとの回答でありました。

次に、観光まちづくり課所管では、委員より、空き家バンク登録の実施状況への質疑に対し、現在、空き家対策対応の地域おこし協力隊を配置し、各集落の区長を訪問し、制度の説明や情報の収集などを実施中であるとの回答でありました。

委員より、国内向け観光ＰＲ事業の質疑に対し、入込客数が減っている中、ＰＲだけでなくリピーター率を上げることも必要ではないかとの質疑に対し、第２次観光基本計画を作成中であり、その中で、現在、宿泊平均2.4泊から３泊を目指して計画を立てている。リピーター率を上げる取組も入れていきたいとの回答でありました。

委員より、山岳部環境保全協力金管理体制の見直しについての質疑に対し、現在、大株歩道の特定自然観光資源制度を協議中であり、制度の中で見直しを検討しているとの回答でありました。

次に、健康長寿課所管では、委員より、ワクチンの第２期の接種率が低い理由についての質疑に対し、接種勧奨通知の送付をしているが強制ではない。希望のある方が接種できるようにしているとの回答でありました。

委員より、高齢化社会に対応するため、現在、職員２名減での配置について充足はどう捉えているかとの質疑に対し、業務の兼務が不可欠である。ケース会議の実施件数も増えており、スタッフのケアの充実もしていきたいとの回答でありました。

次に、会計課所管では、委員より、総務省通達による振込手数料の改定について町の見解と収納業務の効率化・電子化の事務内容についての質疑に対し、必ずしも通達に従う必要はないが、通達を受け、予算が必要となることから、財政係や農協と協議した。ほかの市町村も同様に改定している。収納業務の効率化については、電算システムの改修、構築をしているとの回答でありました。

次に、議会事務局、監査委員事務局所管では、特に質疑はありませんでした。

次に、産業振興課所管について、委員より、輸送コスト支援事業補助金について、漁協の額が少ないことへの質疑に対し、水揚げ量の減少や、コンテナ輸送やトラック輸送で輸送コストが削減できているとの回答でありました。

また、委員より、旧庁舎の資材を使った管理センターの駐車場整備の質疑に対し、農協が麦生の選果場を輸送基地として再整備する検討をしており、現在協議中である。その結果が出ないことには駐車場の整備も進まない状況である。農協には早い方針決定を

要望しているとの回答でありました。

委員より、昨年度の急速冷凍機を使った水産加工商品の販路状況の質疑に対し、漁協のほうで細々と増加させているが、大々的な拡大にはつながっていないとの回答でありました。

次に、農業委員会については、質疑はありませんでした。

次に、建設課所管では、委員より、明許繰越しが多いように思えるが、どのような要因なのかとの質疑に対し、令和６年度の災害復旧工事の繰越しは、同年８月に被災後、災害査定が11月となり、その後に県の設計審査を経て発注という手順になったため、発注時期が翌１月頃となり事業を繰り越さざるを得ない状況となった。また、建設業者においても手持ちの工事があることから、着工が遅れている状況との回答でありました。

次に、教育総務課所管では、委員より、八幡幼稚園について令和６年度に浄化槽を設置したが、町は当園を存続させる意向か、また今後の改修計画についての質疑に対し、昨年度の審議会では、園児減の状況を踏まえ、絶対継続するという意見はない。ただ、園児がいる以上は、施設の整備はしなければいけない。施設維持もかなりの費用になるので状況を見極めながら様々な見解を持って今後検討していくとの回答でありました。

委員より、教職員へのストレスチェックについて、職場だけではなく、住環境もストレスになると思うが現状把握はできているか、また今後の住宅事情の見解についての質疑に対し、住宅問題からのストレスは意見が上がっている。口永良部島については１棟解体し、新築で１棟造る予定だったが、児童生徒の推移を見ると、ほかの全ての教職員住宅の修繕に回すことにして、年次的に修繕を進めていくことになったとの回答でありました。また、委員より、口永良部島は定住促進住宅が空き家となっている。ほかの課との連携を図り、空き家の有効利用を検討してほしいとの意見がありました。

委員より、スクールバス委託事業の委託料について、児童生徒の減少や運転手不足の問題から、今後の委託事業の見解への質疑に対し、事業所との協議で、現在、大型バスから中型の電気バスに移行することで、子供たちには立たせてしまう可能性もある。児童生徒数の減少や運転手不足、学校の再整備の可能性を視野に入れ、改めて事業計画を見直す必要があるとの回答でありました。

次に、社会教育課所管では、委員より、公民館の大規模改修事業の進捗状況への質疑に対し、来年度は中間と榊川を実施予定、今年度は麦生が入札不調となり、再入札の準備をしている。入札次第では今後の状況が変わってくるとの回答でありました。

委員より、スポーツの各種補助について、旅費が捻出できなくて遠征を断念している子供もいると聞くが、補助の増額についての質疑に対し、現在のところ、各団体から特段要望は受けていない。スポーツ少年団の補助については、帯同する指導員への補助の意味合いが強いとの回答でありました。

次に、福祉支援課所管では、委員より、すこやかふれあいセンターの雨漏り箇所は修繕して改善されたと思うが、その後の経過についての質疑に対し、昨年修繕した部分は雨漏りしていない。ただ、大雨時には中央の継ぎ目部分からあふれているとの回答でありました。

委員より、精神障害者サービスなどは種子島の事業者に委託しているが、屋久島では精神科の病院がないため、精神障害者のデイケアやデイサービスの役割もここで担うということかとの質疑に対し、種子島の社会福祉法人暁星会が本町に今年４月より窓口を置いているが、職員の配置ができていない、本町での業務内容は相談会のみとの回答でありました。

次に、認定第７号、国民健康保険事業特別会計では、人間ドックの補助２万円というのは上限が決まっているのかとの質疑に対し、40歳以上は補助額２万円、40歳の節目の方は補助額３万円となっているとの回答でありました。

次に、認定第８号、介護保険事業、認定第９号、診療所事業特別会計では、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第10号、後期高齢者医療事業特別会計では、委員より、医療費負担が１人当たり平均115万円となっているが、これをどう捉えているかとの質疑に対し、後期高齢者が2040年に向けて増えていくと思うが、グラウンドゴルフやサロンへの参加に加え、在宅医療、介護連携を進めて、これ以上増加していかないよう考えているとの回答でありました。

以上の審査を踏まえ、討論、採決を行った結果、認定第５号から認定第10号までの６件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

今回の審議については、物価高騰や人口減少、人手不足が進む中で、公共施設の維持管理や住民サービスが低下しない施策についての議論が多く見られました。職員の定数も減っていく中で業務の兼務も増えてきているとは思いますが、町民の福祉向上、無理、無駄のない行政運営に努めていただければと願います。

今回の審査に当たり、御協力いただきました各課事務局の職員の皆様へお礼を申し上げ、令和６年度屋久島町決算審査特別委員会の報告に代えさせていただきます。

令和７年12月９日、令和６年度屋久島町議会決算審査特別委員会委員長中馬慎一郎。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、１件ずつ討論、採決を行います。

始めに、認定第５号、令和６年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第５号、令和６年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立採決によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

［賛成者起立］

○議長（石田尾茂樹）

賛成多数です。したがって、認定第５号、令和６年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第６号、令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第６号、令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第６号、令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第７号、令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第７号、令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第７号、令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第８号、令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第８号、令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第８号、令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第９号、令和６年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第９号、令和６年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第９号、令和６年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

△　日程第11　承認第８号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第７号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹）

日程第11、承認第８号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第７号）の専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

本定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認案１件、条例案６件、補正予算案９件、同意案１件の計17件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、承認第８号について御説明いたします。

承認第８号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第７号）の専決処分事項報告承認につきましては、ごみ処理施設建設事業の工期延長に伴い、施工監理業務の延長が必要になったことに加え、令和７年10月の豪雨により被災した町道・林道の復旧に向けた

予算措置及び予算執行について、歳入歳出それぞれ990万5,000円を追加し、予算の総額を130億8,190万3,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和７年10月27日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第８号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第８号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、承認第８号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

承認第８号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第７号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第８号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第７号）の専決処分事項承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△　日程第12　議案第74号　屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

△　日程第13　議案第75号　屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止について

△　日程第14　議案第76号　屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△　日程第15　議案第77号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△　日程第16　議案第78号　屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△　日程第17　議案第79号　屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定ついて

△　日程第18　議案第80号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について

△　日程第19　議案第81号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第20　議案第82号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第21　議案第83号　令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

△　日程第22　議案第84号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第23　議案第85号　令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

△　日程第24　議案第86号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第25　議案第87号　令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第26　議案第88号　令和７年度屋久島町農業集落排水事

業特別会計補正予算（第２号）につ
いて

○議長（石田尾茂樹）

日程第12、議案第74号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第26、議案第88号、令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてまでの15件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第74号から議案第88号までについて御説明いたします。

議案第74号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、屋久島町都市計画外部検討委員会及び新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会の設置に伴い、地方自治法第203条の２第１項の規定に基づき、専門委員に対し報酬を支給する必要があるため、所要の改正をするものであります。

議案第75号、屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止につきましては、施設の老朽化及び利用者数の減少に伴う施設運営収支の改善が見込めないため、屋久島総合自然公園温泉施設「ゆのこのゆ」を廃止するものであります。

議案第76号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第77号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第78号、屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づいた「こども誰でも通園制度」の創設に伴い、令和８年４月１日から通園費用等が給付化されるため、制定するものであります。

議案第79号、屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定につきましては、地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、口永良部島光ブロードバンドサービス施設の管理運営に関する必要事項を定めるため、制定するものであります。

議案第80号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）につきましては、歳入予算において、民生費国庫負担金、県負担金等の増額及び土木費国庫補助金、だいすき基金繰入金、過疎対策事業債等の減額に対し、歳出予算において、執行済不用額の調整

及び人事院勧告による人件費の調整のほか、目的別予算につきまして、議会費では人件費の調整を、総務費では施設整備事業者選定支援業務委託料、電算管理システム使用料、公共施設整備基金積立金等の減額及び電算システム改修委託料等の増額を、民生費では国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金等の減額及び障害者支援費、後期高齢者医療広域連合負担金等の増額を、衛生費では環境保全等業務委託料、環境対策費の備品購入費等の減額及び診療所事業特別会計繰出金、子ども医療費助成金、妊婦のための支援給付費補助金、廃棄物対策の消耗品等の増額を、農林水産業費では、経営継承・発展等支援資金補助金等の減額及び農業施設整備工事請負費、森林整備促進事業補助金等の増額を、商工費では観光プロモーション業務委託料等の減額及び雇用機会拡充事業補助金等の増額を、土木費では社会資本整備総合交付金事業費の工事請負費等の減額及び道路維持費の工事請負費、道路メンテナンス事業費の工事設計委託料並びに工事請負費等の増額を、消防費では熊毛地区消防組合負担金の増額を、教育費では公共施設管理公社委託料等の減額及び学校給食費の備品購入費等の増額を、諸支出金では船舶事業特別会計補助金の増額を計上し、歳入歳出それぞれ7,524万4,000円を減額し、予算の総額を130億665万9,000円とする予算措置に合わせ、債務負担行為の13事業の追加と１事業の変更、地方債補正を行うものであります。

議案第81号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、収益的収入及び支出における水道事業収益で水道料金を146万円追加し、予算の総額を5億6,736万6,000円とし、水道事業費用では、人件費、通信運搬費、委託料の調整及び修繕費の増額により132万9,000円を追加し、予算の総額を４億7,451万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出における資本的支出は、人件費の増額及び固定資産購入費の減額により、５万1,000円追加し、予算の総額を４億5,472万9,000円とするものであります。併せて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補塡財源を7,449万9,000円に改めるものであります。

議案第82号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入予算において、保険給付費等交付金等の増額及び一般会計繰入金を減額し、歳出予算において、人件費の調整のほか、療養給付費負担金等の増額及び保険給付費等交付金償還金等の減額を計上し、歳入歳出それぞれ3,853万3,000円を追加し、予算の総額を19億7,821万9,000円とするものであります。

議案第83号、令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入予算において、介護給付費繰入金等を減額し、歳出予算において、人件費の調整のほか、地域密着型介護サービス給付費負担金、特定入所者介護サービス費負担金等の減額及び介護給付費準備基金積立金等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ450万

8,000円を減額し、予算の総額を14億9,855万3,000円とするものであります。

議案第84号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入予算において、診療所費県補助金等の減額及び一般会計繰入金を増額し、歳出予算において、人件費の調整のほか、医療材料費等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ252万1,000円を追加し、予算の総額を１億7,308万円とするものであります。

議案第85号、令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入予算において、普通徴収保険料等を増額し、歳出予算において人件費の調整のほか、後期高齢者医療広域連合納付金の増額のため、歳入歳出それぞれ1,756万6,000円を追加し、予算の総額を２億4,270万3,000円とするものであります。

議案第86号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、収益的収入及び支出における船舶事業収益的収入で一般会計補助金、船舶航路国庫補助金の増額及び船舶航路県補助金の減額により、1,019万1,000円追加し、予算の総額を５億9,689万4,000円に、船舶事業収益的支出で不用額及び人件費の調整のほか、中間検査における消耗品費等を増額し、予算の総額を船舶事業収益的収入と同額の５億9,689万4,000円とするものであります。

議案第87号、令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、収益的収入及び支出における、収益的支出の電気事業費用で人件費の調整のため、営業費用に136万1,000円を予備費より充用するものであります。併せて１事業の後年度への債務負担行為の追加をするものであります。

議案第88号、令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、収益的収入及び支出における、収益的支出の農業集落排水事業費用で、営業費用の普通旅費を41万1,000円追加し、予算の総額を4,602万3,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、議案第74号から議案第88号までの15件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（榎　光徳）

二、三お尋ねいたします。

まず、議案第75号ですが、今回ゆのこのゆの条例廃止案が出ております。これまで全員協議会等でも担当課長より説明をいただきましたけれども、さっき町長の提案理由でもこの施設の老朽化ですとか、色々管理・運営に対する様々な隘路から今度は廃止になったということなんですが、さきの全員協議会でも、たしか平成17年建築でしたか、老

朽化とかそういったもろもろも含めて廃止をするという説明があったわけですけれども、その後、その跡地利用等についての何か検討はされたのかどうかということ、ここらへんもまずはお尋ねをしたいと思います。

それと、議案第80号の一般会計補正予算ですが、50ページの総合センターの管理費のピアノ保守点検の委託料の減額が出てるんですが、これは多分ピアノの調律関係かなと思っているんですが、これは年間の総合センターのピアノの利用頻度というか、どの程度の利用がされているのかどうか、もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。

あともう１点、64ページですが、道路維持費の中で、集落内の舗装費が今回700万円程度増額補正がされておりますが、これは場所はどこら辺なのかという３点をお尋ねしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、榎議員から御質問のありましたゆのこのゆにつきましては、現在サウンディング調査ということで、民間事業者の意見聴取、どういうような活用方法があるかというような提案ですとか意見を募集しているところであります。その募集とかの中で、いい意見があれば検討を進めていきたいというふうに考えております。

○町民課長兼地域住民課長（若松恵利子）

総合センターのピアノの利用についてなんですけれども、離島開発総合センターのピアノの委託料を手数料に組み替えるものでして、この調律の関係だけで手数料に変えようと思って計上をいたしました。

離島開発総合センターのピアノの利用につきましては、舞台の利用だけで、昨年度の実績で107件なんですけど、これがピアノを利用したかどうかという件数は、こちらのほうでは取りまとめておりません。

○建設課長（内田　剛）

道路維持費の舗装・補修についてでございます。予算計上しております700万円のうち、舗装・補修に係る分につきましては200万円を見込んでおります。

場所につきましては２か所ございまして、現在発注してございます安房小学校の通学路、歩道のほうになります。それと松峯集落内の町道につきまして、面積が増ということで、その分を計上したところでございます。

○９番（榎　光徳）

総合自然公園については今意見募集をしているということでしたけれども、これまでも様々な議論をされてきて現在に至っております。私はこの総合自然公園全体の利活用

を含めた見直しをするべきじゃないのかなと思っております。恐らくそのサウンディング調査ですか、今先ほど言ったんですが、これは温泉跡地のみの意見募集だと思うんですけれども、総合自然公園についてはこれまでも野生植物の研究、販売ですとか野外ステージ等もあります。色々施設もあるわけですけれども、これまで懸案であった用地買収も解決をしたり、様々な経緯をたどってきたわけですけれども、温泉跡地も当然そうですけれども、これまでの経緯を踏まえて、やっぱり総体的な総合自然公園の利活用についての見直しをすべきじゃないのかなと思います。町長どう考えておられるか分かりませんけれども、上屋久町時代に林地活用計画で色々な上流域からのつながりとか、そういったことで色々計画をしてきた経緯もあるわけですけれども、そういったことも踏まえて、やっぱり全体的な利活用の見直しというのをすべきじゃないかなと思っております。まあ、町長の考えは後で伺いたいと思うんですが。

それと私ピアノの件についてはちょっと勘違いしておりました。これ安房の総合センターかと思ってですね。実は課長にはこの前説明というか話をしましたけれども、安房の総合センターのピアノをもし利用されてないんであれば、本庁舎のフォーラム棟辺りで、今街角ピアノとか色々空港、駅なんかでやってますが、ああいったことへの利用はできないのかという町民からのそういう声がありまして、そういったことはできないもんかなという話をしたんですが、なかなか問題がなきにしもあらずかなということもありましたんで、これについては検討がないかなと思っていたところです。離島開発総合センターのピアノということなんですね、分かりました。

それと道路維持の舗装の関係ですが、舗装をした後、白線とか中央線、外側線、そういったところまで引き直しをする場所も出てくるわけですけれども、今回はそういったことはないようですが、以前、インフラ整備で集落内の町道関係の白線を私は要望したことがありました。そしてそのときの町長の答弁では、随時、町道の、特に路線バスが通るところ、あるいはスクールバス等が通るところを、集落内で交通上も大変危険性のあるところに白線を引くことによって解消されるのじゃないかというようなことで、まずは手始めにその当時、楠川の町道に白線を引いていただきました。非常に地元からも喜ばれまして、道路も使いやすくなったということがあったんですが、その後、たしか町長、継続的に、もしそういうところがあればやっていくというようなことなんですが、次は小瀬田辺りかなということもあったんですけれども、集落内のそういう大型が通るところ、特に路線バスとか通るところは、そう何か所もあるわけではありませんので、例えば楠川もそうでしたけれども、小瀬田もそうです、それからあと尾之間ぐらいですかね、そういったところについては、集落内の道路の白線を中央線か外側線か分かりませんけれども、そういったライン引きを、ぜひまた今後は検討していただければなと思っております。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

榎議員の今おっしゃられたサウンディング調査につきましては、ゆのこのゆだけではなく、自然公園全体の施設、公園ですとか植物等ですとかも含めてサウンディング調査の対象として、今意見募集を行っているところです。

○建設課長（内田　剛）

ただいまの区画線の白線についてでございますが、補正予算書には詳細を記載してございませんが、今回、修繕料のほうで宮之浦地区の深川通り線の御要望に対して、区画線の修繕というような予算の計上をしてございますので、一応、申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございませんか。

○８番（渡邊千護）

議案第80号、タブレットで57ページになります。令和７年度一般会計補正予算（第８号）になります。衛生費の目８環境対策費、節の12委託料のところで、環境保全等業務委託が200万円、海の特設サイト運営管理業務委託が27万円の減額の理由と、節の17備品購入費が1,850万円の減額になっていますが、その詳細を教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、渡邊議員から御質問のありました環境対策費のまず委託料のほうにつきましては、環境保全等業務委託につきまして、これは海底清掃、海岸清掃の経費と、あとグリーン・フィンズという、令和５年、令和６年と取組をしております海のグリーン・フィンズ推進事業の経費をこの業務委託の中で計上しておりました。この中にグリーン・フィンズの研修会ということを計画しておりましたが、令和６年度にやったものよりもさらに何かいい計画、研修のやり方がないだろうかということで在り方を検討していたんですが、その令和５年、令和６年と２か年このグリーン・フィンズの研修会を行ったことを踏まえ、今回は開催を見送ることにしたというところがありまして、今回200万円の減額をしております。

次に、海の特設サイトの運営管理業務委託につきましては、これは契約済みの執行残の減額になっております。

最後の備品購入費につきましては、庁舎の電気自動車の購入を計画しておりました。

当初、電気自動車６台、充電施設６機、給電施設６台の購入を計画しておりましたが、今の庁舎の車の状況等を踏まえまして、今回補正で車を３台の購入、給電設備を１台の購入ということで変更を行いまして、今回1,850万円の減額を行ったところです。

ちなみに車の購入につきましては、今電気の軽自動車３台を購入するように入札を行っているところです。

以上です。

○８番（渡邊千護）

200万円の減額についてはグリーン・フィンズの講習会を見送ったということで200万円はそうなんですけれども、じゃあ海底清掃を今年度は実施するんですか。この金額には入っていないんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

海底海岸清掃につきましては実施を行っております。現在、海底清掃を２回、海岸清掃を１回、もう既に実施しておりまして、あとはまだ予算の残もある状況ですので、ダイビング事業者の方々と協議をしまして、やるところがないか、できるところがないかという検討はしていきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございませんか。

○１番（天辰絵美子）

議案第80号、ページ数で言いますと50ページになりますが、財政管理費２億3,787万4,000円の減額のうち、公共施設整備基金が２億3,788万7,000円の減額になってますが、この内訳はどういった内容でしょうか。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

御質問がありました公共施設整備基金の減額につきましては、これまで補正第７号までの間に公共施設の修繕等に充てる予定の財源といたしまして、基金積立てをする予定でしたが、今回の補正で財源不足が相当数出ておりまして、その補塡のために積立てをやめまして、積立てる予定の金額を一般財源として充当をさせていただくことになりました。

○１番（天辰絵美子）

町の公共施設整備基金の積立金の現在の総額とかを、もし教えていただけるのであれば公表していただければと思います。

○政策推進課長（木原幸治）

現在高につきましては16億4,528万5,000円となります。

○１番（天辰絵美子）

今後、町は様々な施設の老朽化とか改修・解体・建設とかになりますけれども、今後の今の計画に対して見直しの予定とかはありますでしょうか。もし見直しの予定があれば財源がどれぐらいになったときに見直すとか、または人口がどれぐらいになったときに見直すとか、公共設備整備基金の残高がどれぐらいになったときに見直すとか、何年ごとに見直すとか、町の計画とかはどのようになってますでしょうか。

○政策推進課長（木原幸治）

令和３年に公共施設管理計画というものを策定をしておりまして、現在町のホームページ等で公表させていただいております。

今現在の公共施設の管理につきましては、やはり新設をするというよりは今現在の施設の維持管理に関する費用がやはり多額を要するということで、なるべく不要なものについては廃止、また活用ができるものについては御利用いただくための払下げ、そういったものを検討しているところであります。

施設の建設の見直しであったりとか、そういったものにつきましても、公共施設管理計画のほうに様々な用途において計画をしていっておりますので、詳細についてはそちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○５番（中馬慎一郎）

議案第79号、屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定についてお伺いします。この条例案の中で、ＩＲＵ契約というのを事業者と結んでおりますが、この契約については長期の安定的な使用権と書いていますが、これはもうこの施設がある限り、この契約をずっと続けるということでよろしいでしょうか。

もう１点は、自然災害などのこの施設の破損や修理に関しては、どちらが責任を持つのかというのは明記されているのかお伺いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

本事業は令和２年度の事業で着手したものであります。ただその当時、口永良部島の噴火に伴って入島規制をしていたもんですから、実際に運用がされたのは令和４年度に運用されてます。令和４年の10月から運用してるものであります。

この設置条例につきましては、これまで設置条例がなかったんですけども、今年度、県の市町村課の財務診断が入りまして、その中の指摘事項として、使用料を徴収する場合については設置管理条例を自治法に基づいて制定しなさいという御指摘がありました。

これまで運用につきましては、うちのほうで収入を得たものを管理委託という形でＮＴＴのほうに管理委託して同額でありまして、この内訳分をまた委託料で出しております。その際の補修等については、町のほうで保険にも入っておりまして、その時の案件によって町でするのか、ＮＴＴ側でするのかを協議しながらすると。基本的には町のほうで保険に入っているところであります。

○５番（中馬慎一郎）

それでは改めて契約内容を盛り込んだ条例をつくったということで、契約内容は当初のときのままということでよろしいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

はい。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第88号、令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてまでの15件については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第１委員会室を、産業厚生常任委員会は第２委員会室を、それぞれ充てます。

しばらく休憩します。11時30分から再開します。

休憩　　午前１１時１９分

再開　　午前１１時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△　日程第27　同意第７号　屋久島町教育委員会委員の任命について

○議長（石田尾茂樹）

日程第27、同意第７号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

それでは、同意第７号につきまして御説明いたします。

同意第７号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、本年12月25日で任期満了を迎える佐藤明了氏を引き続き、教育委員会委員として任命したいと存じますので議会への同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております同意第７号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。同意第７号については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、同意第７号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論と採決を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第７号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は同意することに決定しました。

△　日程第28　令和７年請願第４号　屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件

○議長（石田尾茂樹）

日程第28、令和７年請願第４号、屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特

別委員会設置を求める請願についてを議題とします。この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定によりお手元に配付しました請願文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託します。

△　日程第29　発議第１号　屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について

○議長（石田尾茂樹）

日程第29、日髙好作議員ほか２名から提出の発議第１号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○１１番（日髙好作）

趣旨説明書、発議第１号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について。

屋久島町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により、中馬慎一郎議員、内田正喜議員の賛同をいただき提案いたします。

本町において航空機並びに高速船やフェリー屋久島２は、住民の生活を支える基幹的なインフラとして、極めて重要な役割を担っています。

ジェット機の就航を前提とした屋久島空港滑走路延長事業については、現在の事業計画では、完成まで10年という期間が設定されていますが、町民からは早期完成の声が多く寄せられていることから、早期完了に向けた取組を行うこととし、更新期限が過ぎている高速船については、関係機関との意見交換等を実施し、更新に向けた取組を推進します。

令和６年10月から約半年間続いたフェリー屋久島２の欠航は、町民の経済活動に大きな影響を及ぼしました。フェリー屋久島２については、平成５年の就航以来32年が経過し、老朽化が進み、今回のような故障による長期運休が、いつ起こるとも予測できず、大きな不安要素となっていることから、関係機関に対しての意見交換等を行い、更新に向けた取組を図ります。

あわせて、改選前に設置がなされていました屋久島町内の交通に関する様々な課題の解決に向けた取組についても、本委員会において、引き続き取り組んでいきます。

我々が抱える島内外の交通に関する課題は、観光振興や地域経済の活性化、さらには島民の安心安全な生活基盤の維持にも、深く関わる重要な問題であり、早急かつ計画的な対応が必要であります。

つきましては、屋久島空港滑走路延長事業の円滑な推進と早期完了、高速船及びフェリー屋久島２の更新に向けた方策、島内交通問題を総合的に調査検討し、町の将来に資

する提言を行うことを目的とし、屋久島町交通対策調査特別委員会を設置するものであります。

なお、本委員会の定数は議長を除く13名で、調査研究が終了するまで閉会中も継続して調査を行うものとします。

以上、同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明とします。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております発議第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。発議第１号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発議第１号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。発議第１号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第１号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本件は決議のとおり、決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発議第１号、屋久島町交通対策調査特別委員会の設置に関する決議については、可決されました。

ただいま設置されました屋久島町交通対策調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、委員に議長を除く13名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。これより委員会条例第８条第２項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。

また、同条例第９条第１項の規定により、屋久島町交通対策調査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第１委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩　　午前１１時３９分

再開　　午前１１時４２分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

屋久島町交通対策調査特別委員会委員長及び副委員長が決定した旨、報告がありましたのでお知らせします。

委員長に榎光徳議員、副委員長に日髙好作議員、以上であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月10日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午前１１時４３分

令和７年第４回屋久島町議会定例会

第　２　日

令和７年12月10日

令和７年第４回屋久島町議会定例会議事日程（第２号）

令和７年12月10日（水曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
２番　寺田久志	１．これからの屋久島の森林について (1) 令和７年度から令和８年度にかけて「森林ビジョン策定業務委託」を実施過程ですが、これからの屋久島森林のビジョンを委託内容とは別に「屋久島町」としてどのように考えているか。 ２．森林環境税の使途について (1) 令和元年から環境譲与税として各区市町村に配分をされ、令和６年度より国民から環境税として徴収が開始された。この税は森林等における脱炭素社会実現のための財源であるが、現状と今後の使途についてお示しいただきたい。 ３．屋久島町内における防災対策について (1) 近年、県内において地震や集中豪雨が多発しているが、屋久島町における防災（地震・津波・大雨・火災）対策と取組について	町　　長 町　　長 町　　長
５番　中馬慎一郎	１．空港滑走路延伸事業の経過と今後の計画について (1) 屋久島空港滑走路延長現地推進本部ではどのような情報発信、情報集約、早期完成に向けた取り組みを行うのか。 (2) 国の新たな空港整備プロセスでは最大路線の需要として年間11万人が見込まれることとある。本事業による効果で、町の入込客予想はどれぐらいを想定されているか。また対策をどのように考えているか。 (3) 延伸工事において島外作業員宿泊対策も必要	町　　長 町　　長 町　　長

	と思うが、検討されているのか見解をお示し下さい。 ２．地域計画と集落支援について (1) 町の地域振興計画の策定に向けて各集落からのヒアリングや調査は行われているか。 (2) 計画の中には外部コンサル業務が委託されているが、計画策定や事務代行など専門性が問われる業務について人材育成を含めた取組計画は検討されているか。 (3) 集落支援員の見解を伺う。	町　　長 町　　長 町　　長
１番　天辰絵美子	１．保育園留学について (1) 保育園留学の施行開始状況について、時期・対象保育園（選定方法）、宿泊施設、保育園留学家族の募集方法はどのように行う予定か。 ２．空き家対策について (1) 町内の空き家の状況はどの程度把握しているのか？（個数、空き家の期間、管理者は誰か、意向調査など） ３．人口減少について (1) 第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略において合計特殊出生数1.445までの回復や2030年から若い世代毎年30人、子どもを持つ若い世代毎年10組の目標を遂行するにあたり具体的な施策内容を伺いたい。 ４．10～15年先を見据えて安心した医療・介護・福祉の提供について (1) 現在の島内の医療・介護・福祉の施設のキャパシティについて（現在と10～15年先）町の見解はどのようか。 (2) 予防医療・認知症予防に重点を置く必要性はないか。必要ならば、どういう施策を計画しているか伺いたい。	町　　長 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長

11番　日髙好作	１．町営住宅の運営について (1) 永久保住宅及び安房中学校教員住宅、古い住宅の取り扱いについて、今後の方向性の考えを伺います。 (2) 政策空き家の基準についてどのように考えているか伺います。 (3) 町営住宅の運営について、地元の不動産関係、建築業者を交えた協議も必要と感じますが考えを伺います。 ２．観光の振興について (1) 安房校区に予定されているホテル建設や空港の延伸化に伴い、今後業者の方の宿泊が増え、観光客の宿泊に影響が出るのではとの懸念があるが見解を伺います。 ３．機構改革について (1) 住民のサービス向上や要望等に素早く対応するために、千葉県松戸市にある「すぐやる課」のような課の必要性を感じるが見解を伺います。	 町　　長 教　育　長 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１３名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	天　辰　絵美子	２番	寺　田　久　志
３番	渡　邉　　浩	４番	内　田　正　喜
５番	中　馬　慎一郎	６番	相　良　健一郎
７番	大　角　利　成	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	高　橋　義　友
１１番	日　髙　好　作	１３番	小　脇　淳智郎
１４番	石田尾　茂　樹		

１．欠席議員（１名）

１２番　渡　邉　博　之

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	荒　木　耕　治	教　育　長	石田尾　行　徳
副　町　長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課長	松　田　賢　一
建　設　課　長	内　田　　剛	電　気　課　長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日は、渡邉博之議員が入院中のため、欠席届が出ております。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、２番、寺田久志議員に発言を許可します。

○２番（寺田久志）

皆さん、おはようございます。

初めての議会で、非常に緊張しながらも、いい心地でこの場に立っていることをうれしく思っております。

まず、一般質問に入る前にちょっとお時間をいただきたいと思います。

まずは、12月の８日23時頃ですか、青森県の沖を震源とするマグニチュード7.5最大震度６強の地震が東北地方を中心に発生いたしました。

被災地の皆さんは眠れない日々が続いていると思いますけれども一日も早く元の日常生活に戻ることを願い、そして心よりお見舞いを申し上げます。

続いて、私の思いを少しだけ述べさせていただきたいと思います。

令和７年９月21日に投開票のありました屋久島町議会議員選挙におきましては、町民の皆さんの支えがあり当選をすることができましたことを、まずもってお礼を申し上げます。

22日の日に当選証書を授与し、10月の１日からの任期で屋久島町議会議員として活動を始めました。

本日初の定例議会で登壇できること、一般質問できることに、これからさらに頑張るぞと改めて思いが強くなっております。

私は屋久島町の明るい未来をつくるため、町民の声を聞くと同時に議長を始めとする議員の皆さん、そして、荒木町長、岩川副町長、石田尾教育長を始めとする職員の皆様と共に、切磋琢磨しながら町政のために頑張ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、質問のほうに入らせていただきます。

まず１つ目でございますが、これからの屋久島町の森林についてでございます。

令和７年度から令和８年度にかけて森林ビジョン策定業務委託を実施過程中でございますが、これからの屋久島の森林ビジョンを委託内容とは別に屋久島町としてどのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

初当選おめでとうございます。初心を忘れずに、屋久島町発展のために共に頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、寺田久志議員の質問にお答えします。

本町の森林資源は杉を中心とした人工林が木材資源として利用する時期を迎えています。これらを受けまして、素材生産量は増加傾向にある一方、木材価値の価格の長期的な低迷のほか、島内における木材需要の低迷などが課題となっており、島内での木材活用促進や付加価値向上のほか高効率な島外出荷が重要視されているところであります。

このような状況を打破すべく間伐材等の島外出荷に取り組んでおりますが、内地と比較して輸送にコストがかさむため、森林所有者への還元が少ない現状であります。海上輸送にコストがかさむ離島においては、価格的な有利な販売先の確保や、これらの対応をした生産出荷体制の構築、島内での利益率を高める取組など関係者間での情報共有が重要となっております。

また、島内需要を高めるため取組としまして、住宅建築に島内産材を活用した場合に支給される補助制度や、木を生かした情操教育の普及いわゆる木育の推進につきましても、地元関係者と共に取り組んでいるところであります。

離島がゆえの地理的不利な条件下にある本町の林業・木材産業の振興を図っていくためには、世界自然遺産に登録された屋久島の特異な森林資源の有効活用や自然環境に配慮した森林情報整理及び利用計画等を策定し、持続可能な林業・木材産業振興に向けた取組方針を発信していく必要があります。

今年度から翌年度にかけて策定中であります「屋久島森と人との共生ビジョン」いわゆる森林ビジョンにつきましては、世界自然遺産の屋久島の林業について島内及び外部に発信していくことを目的としております。

具体的には適切な森林管理によるCO_2等の吸収量をクレジットして国が認証し、それを販売するＪクレジット制度や、環境省が掲げる2030年までのネイチャーポジティブ、いわゆる自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させる動きのための実現と、このために陸と海の30％以上を保全する30by30（サーティ・バイ・サーテ

ィ）の方針を組み合わせた森林ビジョンを策定することで、賛同される企業や関係機関の協力を得ながら、森林資源の活用と保護の両面にわたる取組を推進していく方針であります。

屋久島には、他の地域とは比較にならないほどの森林に関わる長く深い歴史があります。また、自然や野生動物と人々が共生する島としての世界遺産としての冠もございます。これらを受けまして、世界遺産登録後の観光客数も増加してまいりました。

一方で、人間がもたらす自然への負荷や、鹿・猿等による様々な被害も深刻化していますので、このような問題を解決するための屋久島独自の森づくりの取組を進める必要があると認識しております。

屋久島の森林を利用と保全の両輪で守っていくことが、ここに住む我々の責務だと考えておりますので、地域の森林整備の中核的担い手である森林組合や林業・木材産業に従事する方々を始め、他の産業の方々との連携を図りながら推進をしていく考えであります。

○２番（寺田久志）

ありがとうございます。

非常にいい回答をいただきました、ということと、もう一つ、さらに追加で御質問をさせていただきたいと思います。

今、町長が答弁いただいたとおり、屋久島という島は非常に世界の中でも有数な自然の環境を有している島だと思っています。そういった中で、やはり、もっともっとこの屋久島という島の森林づくりビジョンについて、屋久島町としても発信をしていくべきだというふうに私は考えておりまして、そういった中でももう一つは屋久島町としての、もう一つの基幹産業である観光業との連携というものも含めて、今後、庁内の垣根を越えて各課連携をして、もっとアピールをしていくという場が必要だというふうに私は考えますが、そのことについて御意見を伺いたいと思います。

○産業振興課長（松田賢一）

寺田議員がおっしゃるとおり、屋久島の産業は観光業を中心とした第三次産業が大きなウエイトを占めております。そのほとんどが縄文杉や、宮之浦岳のほか、ヤクスギランド、白谷雲水峡などといった山岳部の観光が主流となっておりますが、屋久島の前岳部分には里山観光としての魅力が数多く存在をしております。

古くより屋久島の人々が森林資源を活用しながら生活してきた歴史的背景を踏まえながら、新たな里山観光の展開が必要と思われますので、植林であったり下刈りといった体験活動、または森林のレクリエーション的な機能を盛り込んだ事業につなげていけるよう関係機関との連携を図りながら、今後推進してまいりたいと思います。

○２番（寺田久志）

ありがとうございます。せっかく森林ビジョンというのを２か年かけて、しっかりと策定していくわけですから、よりよいものをつくっていただいて、やはりつくるだけではなくて、これをいかに活用するかで配信をしていくかということが非常に大事だと思いますので、令和８年度が終わった後、取り組んでいければなというふうに思っています。

２番目の質問に入ります。まず森林環境税というのが令和６年度から全国民に対して1,000円ずつ徴収をされています。実は環境税というのは譲与税という形で、令和元年度から前倒しをして各区市町村に配分をされております。

その中で環境税というのは、メインとしては脱炭素の社会をつくるための財源として活用していくことが求められておりますが、現在と今後の使い方、使途についてお示しをいただければと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

少し長くなりますけれども詳細について答弁をしたいというふうに思っております。

森林の有する公益的機能は地球温暖化の防止のみでなく、国土の保全・水源涵養等といった国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことが重要視されているところであります。

一方で、森林整備を進めていくに当たり、所有者や境界が不明な森林の増加・林業・木材産業に従事する担い手の不足等が大きな課題となっており、離島である本町においては本土と比較してもより深刻な状態であります。

このような状況の下、2050年の脱炭素社会の実現に向けた国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設をされ、令和元年度より先行して譲与された森林環境譲与税を活用し様々な事業を実施しているところであります。

初年度は1,000万円弱の譲与額でありましたが、段階的に増額配分をされ、今年度は約3,270万円が譲与されます。このような増額配分に合わせ、本町におきましても関係者の意見集約を図りながら、年次的に事業を拡大させ取り組んできたところでございます。

具体的な新規事業としましては、森林整備等に関するメニューとして皆伐地の再造林のための苗木生産補助や、森林整備促進を図るための林道の維持管理費用の助成のほか、間伐材等の陸送運搬に係る費用の一部補助、林業機械リース費用及び購入やＧＰＳ等測量機器の機材導入費用の一部補助等を行っています。

また林業就業者の育成を目的として、林業に係る各種研修や資格取得等の費用を一部

補助することで、担い手の確保を図る取組を推進しております。

さらに、木材利用促進や普及啓発活動を目的としたメニューとして、新生児への木材製品贈呈事業や、主に幼児や小中学生を対象とした木育インストラクターによる木のぬくもりや森林整備の大切さ等を学ぶための普及啓発活動を展開しながら、島内産材の魅力を島内外に発信をしているところです。

その他、既存事業であります民有林における間伐事業に対する上乗せ補助率の増加や、島内産材の活用促進を目的とした住宅建設等に係る補助のほか、松くい虫の被害に対する防除等の費用にも一部活用をしているところです。

また、植林された木材のほとんどは利用期を迎えていることから、皆伐に伴う費用の補助も新規メニューとして、今回の議会に補正予算として上程しているところであります。

これらは、木材利用の促進等によって、相乗効果を高めることと森林所有者への還元を高めることで、森林整備等を進めていくことを目的とした取組でございます。

以上です。

○２番（寺田久志）

毎年、3,270万円の税が屋久島町に森林の整備等に関して、財源が入ってくるという中で、実際には全部が使い切れていない、決算の内容を見ても。そういう状況で約3,750万円ほど基金として積立てをされていると思います。

都会では、なかなか森林を切るとか、そういったものがなくて、この環境税というのを使い道がないものですから、色んな教育施設だとか、公共施設に木材を活用することで、この使い道を、環境税を使っているところなんですが、この3,750万円とういう基金について、今後どのように活用をしていくというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（松田賢一）

森林環境譲与税の活用につきましては、行政関係者で組織される使途検討委員会で決定することとなっております。

当初は、譲与額のうち森林整備事業に４割、木材加工や木材普及に係る事業に３割、残りの３割を今後の公共施設の建設や増改築における地域材の活用に使用するということで基金に積み立ててまいっております。

議員のおっしゃるとおり、3,770万5,000円が基金の残高となっているところです。

さきの答弁にもありましたとおり、今後は、伐期を迎えた人工林の皆伐及びその後の植林事業を進めていく必要がありますので、本譲与税の最大の目的であります森林整備に向けた新たな取組として、関係者の皆様の意見を反映させながら活用していきたいと考えているところです。

○２番（寺田久志）

今、お話のありました、使途検討委員会ですか。

ここで、先ほど答弁がありましたとおり、様々な林業関係者、木材関係者、それから木育を中心としている関係者の方々の意見をしっかりと聞いていただいて、できれば、町の財源として、あくまでも脱炭素に向けた森林における財源ですので、使い切っていただきたい。

今後何があるかどうかは分からないということで、都会のように公共施設に使うということが現状まだ決められていないのであれば、このお金というのはぜひ使い切っていただけるよう、来年度の予算にはなかなか反映できないと思いますが、今後この検討会の中でしっかりと議論をしていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ再度質問をさせていただきたいと思います。

11月25日の日に、町民と語る会ということで、屋久島森林組合の役員さんを中心として、共用林の皆様と議会の議員の皆様で意見交換をさせていただきました。その中で、非常に屋久島の森林における現状、この環境税の使い方も含めて色々な意見が出ました。

現在、屋久島では全体の森林の面積が４万8,000haほどあります。そのうち、国有林が３万8,000ha、うち民有林が１万haほどあると。森林における国有林の割合というのは約８割を占めています。この中で、やはり森林環境税の算定の基礎となるのが、森林の面積、これは私有林に限る、民有林に限ります。

あとは人口割、それと林業に従事している方の就業者数の割合をもって、先ほど言った3,270万円という金額が配分をされています。

現在、林業におきましては、非常に本土との格差というのを痛切をしているところでございます。この格差の大きな理由は、海上輸送のコスト、こういったものが非常に重くのしかかっている状況でして、現在は、離島振興法に基づく戦略産品として、原木や製材、チップ、これを、国が６割、町が２割の８割の補助をいただいて輸送しているということでございます。

残り２割が、実は森林所有者の負担になってきます。この２割というのは、やはり所有者が負担をしていくような流れになっていますが、今この８割をいただいている補助の中だけでも十分ではございますけれども、今後、林業を進めていくという上では、この２割という負担を少しでも軽減できるよう、しっかりと活動していかなくてはいけないのかなというふうに思っておりますが、この補助割合というのは、国の要綱で決まっています。

現状、補助を増やすことは非常に困難な状況なのかなと思っておりますが、この２割を環境税を財源とした、この２割に充てるのではなくて、違った形でこの環境税を活用することで、所有者の皆様にあまり負担とならないような森林整備ができるのではない

かというふうに思っておりますが、この活用について、町の見解をお聞かせいただきたいのと、あと、屋久島町は、先ほど言いました４万8,000haのうち約7,000haというのが、共用林というものが位置づけられています。

これにつきましては、約100年前に、屋久島国有林経営大綱、これいわゆる屋久島憲法と呼ばれているものですけれども、こういった歴史的背景もあります。この共用林というのは、各集落に入会権という形で、生活基盤としての森林を活用するということで、国が入会権を認めているところでございますが、このやはり民有林が非常に屋久島町内１万haという少ない面積であると同時にですね、この約7,000haというのも、過去の歴史背景上、先ほど言った国有林だけではなくて、民有林の環境税での森林対象面積に入れることはできないのだろうかという、ある意味屋久島独特の決め事でございますが、この増になることについて屋久島町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○産業振興課長（松田賢一）

寺田議員がおっしゃるように、離島がゆえの地理的不利な条件下にあります本町の林業・木材産業の振興を図っていくために、価格的に有利な販売先の確保や、島内での利用率を高める取組等を行っているところです。

また、国の戦略産品海上輸送費支援事業を活用することで、８割の費用を補助しているところですが、２割は事業者負担、所有者負担となっているところです。あらゆる機会を活用しまして要望は行っているところですが、格差を解消するにはなかなか難しいところでございます。

また、一方の算定面積につきましても、先般も国会議員に陳情にも行っているところですが、森林環境譲与税の算定面積の拡大に向けて、関係者と協力しながら、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○２番（寺田久志）

非常にハードルは高いとは思いますが、やはりこの屋久島特有の森林の形態というのをしっかりと反映をしていくべく、また今後、陳情、要望等を行っていければいいのかなというふうに思っております。

３つ目の質問に入ります。

まず、屋久島町内における防災対策についてでございます。

災害時における町民の意識向上への取組について、屋久島町の中で、近年、県内においても地震や集中豪雨が多発しておりますが、屋久島町における防災、地震、津波、大雨、火災の対策の取組について、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

答弁の前に、先ほど産業振興課長の答弁に少し、私の、担当課長の考え、今、２割どうにかならないかという話です。

私も至るところでそういう話はしております。例えば、現森林組合長とも、東京で色んな議員の先生方とも要望陳情をしたりします。ですが、なかなか屋久島だけという、全体を見てしか物を言いませんから、屋久島がそういう事情が幾らあるということを言っても、国はなかなか動かないというのが現状です。

ですが、それだけで下がっているわけにはいきませんので、今、環境譲与税の在り方にしても、例えば、屋久島は９割が森林の島で、８割が国有地で、その国有地の中の３万幾らかが国有地ですね。それも、先ほども言ったように換算をされていないというのは、それおかしいでしょうということは、常日頃私も申し上げてきております。

ですから、個々で代議士の先生方と話をすると、それはそうだよねという話をしますが、なかなかそれから進んでいかないというのはあります。

ですから、ただ、今もう一つ希望を持つのは、この輸送費とか何とかというのは離島振興法の中で見ている部分と、まあ、有人国有離島法が令和９年の３月で切れますけれども、これは時限立法で、あと10年の改正延長を今一生懸命やろうとしているところです。

この中で、この最初の法律をつくった８年前と国際状況も違う、国の色んな状況も違ってきているので、ここで森林、木材、そういうことを輸送費も含めて、例えば、ありとあらゆる教育福祉、そういうものも含めて、これをもうちょっと手厚く改正延長をやろうということで、今一生懸命努力をしているところです。

ですから、その中で、何とかその２割の部分に、そこから何とか手当てができるような方法、今のシステムではなかなかできそうもないと思っていますので、ただ、そういう新しい、少し希望を持って、そこは頑張って、何とかやってみたいというふうに思っております。

それでは、防災対策について。

本町における防災対策の取組についてですが、本年は平成27年、口永良部島噴火により10年を迎えたことから、発生日である５月29日を屋久島町防災の日と定めたところです。防災の日は、口永良部島噴火での経験と教訓を忘れることなく、次世代に継承し、地震災害や豪雨災害に対する防災意識の向上を図るとともに、町民との協働により、災害に対する備えを充実強化することで減災を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを趣旨に定めており、各集落における防災訓練の実施や、町民の方々がお住まいの集落でどのような被害が想定され、どのような避難行動を取る必要があるのか、また日

頃の備えについて防災マップなどを参考に、いま一度考えていただく機会としております。

この防災の日の制定に先立ち、４月に開催された行政事務連絡会において、各集落区長へ防災訓練等の取組を実施していただくよう依頼をいたしました。この結果、実施日は異なるものの、集落内の防災点検や避難訓練、防災講演会など、各集落で様々な活動を行っていただき、避難訓練等の実動訓練を実施、または実施予定の集落が12集落、集落内の防災点検や防災講演会を実施した集落が４集落と、16集落が何らかの活動を実施しております。

こちらにつきましては、今後、町内全体での防災訓練の実施や研修会、講演会等を実施し、一人でも多くの方が自分ごととしての意識を持ち、事前防災の取組や災害時に迅速な避難行動が取れる体制づくりを図ってまいりたいと考えています。

次に、ハード面での整備状況ですが、令和６年度では、主に河川の改修工事を５件、楠川港の改修工事を１件実施しており、いずれも大雨による河川氾濫の対策、台風等による高波対策を目的に実施しており、今年度も７件の河川改修事業を実施しています。

また、施設の状況についても、出水期前に宅地付近の河川等では点検を行い、大雨や台風時にはパトロールを実施して維持管理を努めております。

なお、鹿児島県管理河川については、熊毛地域流域治水協議会や日常から河川担当者レベルでの情報交換を図ることで、災害時等に迅速な連携が取れるよう努めております。

最後に火災対策についてでありますが、11月18日、大分県でも大火に見舞われ、12月１日現在で死者１名、負傷者１名、建物被害182棟の被害が出ており、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされています。心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

本町におきましても、消防体制の充実強化は、安心・安全なまちづくりを図る上で重要な課題であると考えており、消防資機材の整備や水利の不足が懸念される地域については、消防団や集落等の要望を踏まえ、防火水槽を設置し、水利確保を年次的に進めております。

なお、消火栓などの設備につきましても、消防団各班に一斉調査を行い、水利の現状把握に努め、優先順位を付して、修繕等の対応を実施しているところです。今後も、各集落や消防団と関係機関と連携し、消防水利の拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。

○２番（寺田久志）

屋久島町においては、口永良部の災害以降、非常に災害時における町民の意識は高くなっているのかなというふうに思ってはいますが、やはり、この防災に関して言いますと、一人一人の意識向上というのが、やはり最大、初期活動についても非常に重要となってくるというふうに思っています。

そういった中で、今、各集落の防災訓練の状況、それぞれ日にちは違うと思いますけれども、まだ、16集落ですかね実施をしていて、まだ、残り実施できていないところもあると思いますので、やはり、この意識の向上ということで言えば、やはり訓練を何度も繰り返していくということで、口永良部島の方々が何も事故もなく、被災者もいなく無事帰還できたということの実例を考えると、やはり訓練に勝るものはないというふうに思っておりますので、また、各集落への働きかけ、そして、町民への意識の向上の対策、こういったものをしっかりと行っていただきたいなというふうに思っております。

今、町長がおっしゃられた、町全体で防災訓練を将来的にできれば、よりいいのかなというふうに考えております。

あと、先ほど河川の点検の件も、県との連携も含めて答弁をいただきましてありがとうございます。

やはり、河川の護岸も大分老朽化しているところもあります。

河川管理者は、県であるところと町であるところ、そこに町道が接しているところと県道が接しているところ、色々管理者が分かれています。そういった中で、県との連携も含めて、河川の氾濫をいかに防いでいくかということを考えていくと、まだ連携が必要な部分はたくさんあるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後とも県とも連携を取っていただきたいなというふうに思っております。

○町長（荒木耕治）

議員がおっしゃるようにですね、河川の話をされましたけど、河川は護岸だけではなくて、浚渫が必要だと私は思っております。

私どもの子供の頃からすると、大分どの河川も浅くなってきております。

満潮時とそれが重なると氾濫をする。寸前だったのは永田の川がそうです。だから一湊とか、宮之浦、安房、栗生、もうここはですね、どうしても浚渫が、今、私も県にも国にも言っていますけれども、もう大分浅くなってきております。ですからそれをどうしてもやらなければいけないというふうに思っております。

それと防災は、口永良部もそうですけれども、口永良部は、まあ避難行動がきちんとできましたけれども、今、もう、あの当時130名ぐらいだったですけど、今はもう島民も85人です。でもそのうちの半分近くは、もうその10年前の噴火を知らない人たちが、住んでいるような状況です。

ですから、議員が言われるように、いかに訓練が大事かということ。頭で考えるより体で覚えるという。それとやっぱり自分の命は自分で守るというのが第一義だと思っております。ですから、屋久島は高低の差があったり、色々あって、全集落、26の集落で一斉にやる訓練というのはなかなか難しいというふうに思っております。

例えば、台風等は一緒でしょうけれども、地震にしても海抜の高いところにあるとこ

ろ、海抜のほとんどないところ、そういうところでまた意識も違いますから。今、防災に対しては、やり過ぎてということはないと思っておりますので、色んな形で集落とも協議をしながら、これからも安心安全なまちづくりのために努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○２番（寺田久志）

ありがとうございます。これから、いつ何どき、どんな災害が起きるか分からないので、それに備えることが必要だと思っております。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩　　午前１０時４２分

再開　　午前１１時００分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、５番、中馬慎一郎議員に発言を許可します。

○５番（中馬慎一郎）

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をしていきます。

まずは、町民の皆様の負託を受け、再びこの場に立たせていただくことに心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。決意を新たに屋久島町町民全体の福祉向上のために誠心誠意、また議会活動のルールにのっとり、実践行動していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、屋久島空港滑走路延長についての質問、また地域計画と集落支援についての２つを質問いたします。

まず１つ目の、屋久島空港滑走路延長についてですが、令和７年８月５日に屋久島空港滑走路延長の早期完成に向け、鹿児島県と屋久島町が一体となった取組を進めるために、屋久島空港滑走路延長現地推進本部が設置されました。この推進本部では、本部長が屋久島町長となっております。県のホームページでは業務内容として、説明会など地元住民や関係者への滑走路延長に関する情報発信、滑走路延長に関する情報の集約・共有、用地取得業務の支援・調整、そしてその他滑走路延長早期完成に向けた取組となっております。

屋久島町として、今後どのような情報発信や早期完成に向けた取組が行われるのかお考えをお示しください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

再選おめでとうございます。屋久島町発展のために政策論争をやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、中馬慎一郎議員の質問にお答えします。

屋久島空港滑走路延長現地推進本部は、屋久島空港滑走路延長の早期供用に向けて、実施主体の鹿児島県と地元屋久島町が一体となった取組を進めるため、令和７年８月５日に設置しております。

当本部の主な業務である情報発信として、まずは町民の皆様に当本部の設置及び主な業務を町報９月号でお知らせするとともに、本町フォーラム等に屋久島高校書道部の生徒に文字入れをいただいた地杉看板を取り付け、地域が一体となった事業推進の機運を高めているところです。

また、８月８日及び９日には一部地域の方を対象に、事業進捗及び事務の進め方を説明する用地説明会を開催したところです。

町民の皆様におかれましては事業採択後、目に見えた進捗状況を把握し、一日でも早い完成を望むお気持ちもあろうかと思いますので、今後とも可能な限り積極的な情報発信に努めてまいります。

○５番（中馬慎一郎）

本事業の進捗状況の情報が少ないという意見が、私のほうにも町民から上げられており、今回の質問の趣旨に至ります。その中で色んな話を聞く中で、やはりこういう情報がないと、届かないという期間が長ければ長いほど、非常に批判的な声も多くなったり、また、屋久島空港滑走路延伸事業に対するマイナスな意見というのも出てくるおそれがあると考えています。

この事業の完了後に、この屋久島がどのような効果をもたらし、屋久島全体が活性化につなげるために、この滑走路延伸事業の完了までの大事なプロセス、今から６年、７年かかるかもしれませんが、この期間において、屋久島町民を一人でも多く巻き込んだ検討会、議論の場が必要と思います。そこには、やはりこの事業というのは、町長が一丁目一番地と言われた大事な事業であると思っています。

その町長自身の言葉やメッセージがしっかり町民に伝わることが大事なのかなと思っておりますが、来年2026年、ここでは、やはり町長自身が色んな集落に赴いて、こういう事業に関しての町長自身の考えを述べるべきだと、私は思っていますが、町長自身どう思われていますか。

○町長（荒木耕治）

今、議員がおっしゃられたように、要するに具体的に情報発信がないというか、具体的に目に見えない部分が多くて、今、採択から２年目ですけれども、今測量をやったり、なかなか表に出てこない部分があります。ですから土地買収にしましても今、実施測量をやって、これから年が明けていよいよ用地買収に入るというような時期、ですから事業採択をしました。国は10年という事業です。ですから採択になると、もう一日も早くできるというのはこれも人の感情だと思います。ですから私も、一年も早く、一日も早くというふうには思ってますけれども。それが一、二年で形が見えてくるかと言っても、またそうはいかないものも一方にありますので、そういうことを今、議員が言われるように説明してはいかなければいけないという思いがありますので、そういうものを丁寧にこれから説明をしていきたい、情報発信もしていきたいというふうに思っております。

○５番（中馬慎一郎）

非常に御多忙の中、そういう時間を取るというのも町長自身は大変かと思いますが、一日でも多く、そういう機会が町民との場において行われることを願っております。

続きまして、２つ目の質問に入る前に、今回のこの空港滑走路延伸について、観光目線で質問を幾つか取り上げていこうと思い次の質問になるんですが、町長も御存じのように、今年の夏非常に観光客の足が鈍りまして、大体昨年度より６割から７割の減になっております。観光協会でもアンケートを取りまして、観光事業者にどれぐらいの減であったかというと、やはり７割から６割近くの売上げ、収入減があったと、７月、８月だけですね。これがやはり屋久島の観光において、今年だけじゃなくて、夏の観光客が減ってきている事情がコロナ禍以降ずっと続いてました。それがなぜかという原因もまず突き詰めていかなければいけませんが、その中でもともとあった冬の閑散期というのを乗り切るために、本当に工夫というか、知恵を出していかなければいけない時代になっています。来年も７月、８月がお客様が戻ってくるという確証がないまま、来年を迎えようとしているのが現状であります。

ちなみに10年前からすると、７月、８月だけで２万5,000人減っています。そういう状況でありますので、私がこの質問をしたのは、屋久島空港が、滑走路が延伸した後に観光事業をしっかり盛り上げるんではなくて、しっかり滑走路ができるときには観光の下地ができて、１年間通して安定的な路線で飛行機が飛べる、そういう状態に屋久島町がしなければいけないと思っております。

入込客数の減に対して、この滑走路延伸事業では、鹿児島県が公表しているこの冊子によると、令和22年には乗降客数30万人とか、あと町の、まち・ひと・しごとの基本計画では28万人という目標も立てております。

それでは町として、この空港滑走路延伸を見越してどれぐらいの入込客予想を立てているか、お考えをお示しください。

○町長（荒木耕治）

屋久島空港の令和６年度の乗降者数は20万7,000人であり、ジェット化になることで利用者はさらに増加するものと思います。

議員のお示しの完成後の入込客の予測としましては、第二次観光基本計画の検討を踏まえ、約29万人を見込んでおります。この見込みには関東方面からの定期運行の開設と維持が前提であることから、関東圏からの旅行客及び訪日客の皆様に屋久島を旅行先に選んでいただけるよう、屋久島ならではの魅力の発信と宿泊、交通、食事、キャッシュレスなどの受入れ対策が重要だと考えております。

また、現在進めている第二次観光基本計画の進展によって、観光地としての満足度が向上するよう、観光業者の皆様との連携を強化し取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○５番（中馬慎一郎）

担当課長にちょっとお聞きします。

今、町長が第二次観光基本計画で29万人という数字を述べられました。観光客数が29万人と捉えていいのか、入込として捉えていいのかどちらでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

現在、第二次の観光基本計画の策定をしております。まだ策定途中で確定のほうではないのですが、入込客としてまず設定しているのが、町外の入込客を23万人、町内の入込客、鹿児島のほうに行ったりとか、そういう方を入込客として今現在数値として取っておりますので７万人、今29万人から30万人ということを全体の入込客として、観光基本計画の中では目標として定めるようにしているとこです。

○５番（中馬慎一郎）

今の課長の答弁で、町外、いわゆる観光客、島外の方の入込を23万人と捉えているということですが、屋久島は過去に45万人とか30万人を超える観光客数がいました。この滑走路延伸において23万人という観光客の数字を聞いて、正直私は、滑走路これだけの事業をするのに23万という数字は少ないと感じています。当然山にたくさんの人が来て、オーバーユースとか、過去にもあった縄文杉の利用混雑とかあってはいけないと思いますので、今そのために特定観光利用、特定観光資源の調整をしながら、山への、縄文杉への入山を幾らか抑える計画もしています。

ただ、それでも屋久島がこれから盛り上がろうというときに、縄文杉以外の観光資源をもっともっと開発して、過去45万人来た時代と同じぐらいの数字をつくっても、私は目標として持ってもおかしくはないと思っています。それぐらいの大きな数字を、ほかの観光地に比べればまだこれでも少ないと思いますけど。大きな数字を、目標を持って取り組むという勢いが、新しい人を呼び、新しい事業を呼び、仕事をつくって、人が集

まってくることかなと私は考えていますが、町長そのあたりの、今の、入込数も含めて29万人というのをどう捉えてますか。

○町長（荒木耕治）

私は、観光地の定義として言われるのは最低で30万というのを思ってます、観光客。観光客30万来ないと観光地とは言えないというふうに、私はそんなふうに以前から思っております。ですから今、議員が言われるように40万50万来るような観光をつくるのかというと、私は決してそうではないという、ほかの観光地がそうだから、屋久島もそうかというのは違うと思っております。屋久島には屋久島の観光の在り方があってしかるべきだというふうに思っております。

じゃあ、42万人来てた頃の屋久島がどういう状況であったかということです。それで本当に屋久島がよかったのかという一つの反省もあると。数だけを追求するのではないというふうに思っております。

屋久島というのは日帰り観光がほとんどないですから、要するに2.4泊と今言っていますけど、２泊から３泊が主流です。ですからそれを返すと、今、例えば30万来ても60万の人たちがここに来てるというような、ある意味ではそういう計算の仕方もできるというふうに私は思っております。ですから今、三十数年前に来た人口と、人口が屋久島の一番多いときは２万4,000ぐらいいたというふうに聞いておりますが、今現在１万1,000ちょっとの人口です。それが40万の人をどうやって受け入れられるのかという一つのものもあります。ですから、お互いが相乗効果を起こして、入込が増えていって宿泊ですから、今そのために屋久島空港の延伸というのを一つの起爆剤にして、大きなホテルが今二つ三つ屋久島に、その空港のオープンを大体めどにして、大きな仕事が今進もうとしているのも議員も御存じだと思いますけれども。そういうものも含めて、宿泊キャパの問題もあります、そういうものも含めてですね。ですから今からお互いに、行政だけにやるというのも酷な話ですから、それは観光業界、商工会、ありとあらゆる関連関係の方々と一緒に知恵を出してやっぱりやっていかなければいけないというふうに私は今思っているところです。ですから議会の皆さんとも一緒に、議会も交通対策の特別委員会もつくりましたんで、やはり行政だけで走ったりするんじゃなくて、やはり民間も一緒になってこの島をどうつくっていくかというのは、知恵を出していくべきだろうというふうに思っています。

○５番（中馬慎一郎）

私も数だけを追う観光は絶対反対ですので、そういう意味では町長と同じだとは思っていますが、今私も関わっている特定観光資源の利用調整については、２年後を目標にしっかり立ち上げて、空港ができる頃にはしっかり屋久島のルールをメッセージとして出して、観光客、山を利用する人、また里で観光する人にもしっかり伝えていきたいな

と思っております。

少しここで、この夏の売上げ、観光客減に対して、新しく屋久島観光協会が一社となりました。観光協会の少し取組を紹介させてください。

今年ＪＡＬさんと11月から２月頃までの閑散期をめどに、25歳以下のスカイメイトの取組を、モニター費を種子屋久観光で支払って一緒に取り組んでおりますが、11月の実績で大体種子屋久観光全体で395％の前年売上げ、乗客数が増えたとなっております。また、１月、２月には観光協会が独自に開催する冬のモニターツアーということで、屋久島の新たな冬の観光資源を旅行会社やインフルエンサーと呼ばれている方々に紹介して、冬でも楽しめる屋久島の観光をつくっていくために今募集をかけて、ちょうど昨日全員席が埋まったと聞いております。そういった観光協会としても取組をしていきますので、来年度、再来年度も引き続き、この閑散期対策やまた飛行機の乗客を落とさないような政策、これを町と一緒にやっていかなければいけないと思っていますので、町の取組のほうでも観光協会と一緒にやっていただきますようよろしくお願いします。

その中で、先ほど課長のほうから、町内の町民利用が約７万人を見込んでいると話がありましたが、屋久島の観光需要の約３割が関東圏です、今現在。今回空港ができることで利便性が当然上がるんですが、これ基本的に屋久島に直接来る、関東から来るお客様が増えるというのはすごくいいことなんですが、鹿児島屋久島便が減少してお客様が減ることで、便数も減ってしまう可能性があるんじゃないかという危惧する声もあります。また船の利用者、高速船、フェリーの利用者が減る可能性もあります。東京から来るお客様の利便性が上がるだけで、屋久島全体の、総体の入込数が実はあまり変わらないんじゃないかという危惧をしておりますが、そのあたりのお考えとか対策、もしあればお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

マイナスなことばっかり考えていると先に進めませんから。私は観光というのはそうじゃない、観光というのは特効薬もないと思ってます。これをやるからお客さんが来るとかそういうものはないと思う。じゃあ42万来たときに屋久島が何かそういうキャンペーンを打ったり集客をやったかというと、何もやってなくても来たんですよ。クルーズ船も何も言わないうちに、クルーズ船はもうどんどん入ってきたんですよ。それは違法な泊め方をしていてもクルーズ船も入ってきた。ですからなかなか観光というのは、どこをどう押せばどうなるというのは。ですから今議員が言われるように観光客が減っているかもしれません。今年は一つの要因として万博があって、万博が最初不景気だった、不入りだったのがどんどん増えてきて、夏場にそこに一方ではお客さんが行った。沖縄にも何かできて、そこに今年はお客さんを取られたんじゃないかというのが、もう一方ではそういう分析のやり方もあります。

ですから今、屋久島は閑散期の問題どうするかということをずっと言われている。ですから私はもうオフシーズンをつくらないため、通年の観光地にしなきゃいけないと思ってますから。シャトルバスも要するに休むんじゃなくて一年中シャトルを走らすような、そういうことをやっていかなければいけない時期に来ているんじゃないかというふうに思っております。

ですから、今言うように空港の滑走路延伸を機に、屋久島の観光の在り方というのを、また新しい形の観光のつくり方をやっていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思っています。ですから今までの発想を、要するにゼロベースで考えて、仕切り直して、屋久島をこれからどうやってつくっていって、多くの皆さんに来てもらって過ごすかということです。

ですから今、私が見ている観光というのはインバウンドが多い、今までより。欧米が多いですよ。アジア系というのは少ないです。ですからそういうインバウンドの移り変わりもありますし、それは国内で、鹿児島便も心配されますけど、実際九州のお客さんってあまり来てないでしょ、屋久島って。特に鹿児島県人なんかってのは、いやすぐそこにあるからいつでも行けるみたいなので、なかなか鹿児島の人ってのも来てないってのが現実的にありますから。だからそういう近場の人たちをじゃあどうやって呼ぶのかというのも、一方で考えていかなければいけないというふうに考えています。

ですから先ほどから申し上げましたように、色んな団体と一緒に、お互いにここの部分はここの団体が持ってというような、そういう棲み分けもやりながら、これから屋久島の観光というのはつくっていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思っております。

○５番（中馬慎一郎）

１つ目の質問で、町民への情報公開や意見交換という話もありましたので、今のような、やはり町長のお考えを観光事業者、観光協会並びに色んな観光事業者と意見を交わして、町長の意見を述べていただきたいなと思っております。

続きまして、３つ目の質問に入ります。延伸工事において、この事業において島外から来る作業員の宿泊問題、その対策も必要と感じております。これはもう御存じのように、馬毛島を見て種子島を見ると分かるように、島外からたくさんの作業員が来ることで、宿泊施設が一時期かなり押さえられて、観光客が泊まれないということがありました。

屋久島は種子島と違って、観光に依存する割合も多くあります。屋久島空港の延伸は非常に早く完成させてほしいし、作業員の方にもどんどん来てほしいとは思いますが、一方で、屋久島に来る観光客の数がそれで制限されてしまうということはやはり避けなければいけないと思っております。そのあたりの対策、検討をどうお考えかお示しくだ

さい。

○町長（荒木耕治）

県によりますと、屋久島空港の滑走路延長事業は、現在、用地取得に向けた用地測量や空港施設の実施設計等を行っている段階とのことです。

町としましては、今後本格的な工事着手前に観光業に影響がないよう、施工主体である県などと一緒になって必要な対策を検討してまいりたいというふうに思います。

○５番（中馬慎一郎）

まだ具体的な検討は始まってないということでよろしいですか。

観光協会に加盟している宿泊業者が全ての部屋を空けたときに、屋久島に受け入れられる観光客、受入れ人数というのは、この前調べたら2,600人でした。過去15年ぐらい前ですかね、観光客数が45万人の時代というのは、たしか3,000人という数字があったと思います。今、宿泊業者も減っております。その代わり民泊事業者が増えて、ちょっと数字で把握できないところもあるんですが、恐らく民泊も100、200件近く、もしかしたらあるかもしれません。それ入れてもやはり3,000人を超えることはないとは思っています、私は。

そういう屋久島町内のキャパがもうある程度分かっているので、それに対してやっぱり工事の関係者が何人来るかというのは数字として分かるはずですから、そのための対策というのはやはりできるだけ早く、もし宿舎を造るなら造る、その場所を確保するとか、町は町でできることを対策をしていってほしいと思います。

これについては、まだ工事自体が始まる、いつから始まるというのはまだ分からないので、そういう今懸念していることが実際あるかどうかもまだ分かりませんが、そういったところで宿泊事業者への対策も検討をお願いします。

空港の件については、以上で終わります。

続きまして、地域振興と地域計画と集落の支援について質問をいたします。屋久島町は長期振興計画を10年に１度作成しております。次の作成は令和10年となっていると思いますが、この長期振興計画に向けて、今、色んな計画も、先ほどの観光振興計画もそうであり、同僚議員が一番目に言った森林ビジョンなどもそういったところに取り込まれてくると思います。

私は、やはり屋久島のこの地域振興計画というのは、集落の在り方というのが非常に大事ではないかなと考えております。この長期振興計画に集落の在り方を示すには、やはり集落からのヒアリングや独自の調査が必要ではないかと考えていますが、町長のお考えをお示しください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

町の総合基本計画に当たり、計画期間を令和元年度から令和10年度としている屋久島町第二次振興計画の策定におきましては、町民の皆様の御意見を伺うため、各集落でのヒアリングやアンケート調査を実施いたしました。具体的には町内６会場において、区長や町議会議員、中高生など延べ108名の方に御参加をいただいたまちづくりミーティングを開催したほか、全町的な町民アンケートを実施し、358件の回答をいただきました。

これらの調査でいただいた御意見につきましては、計画書の中で星マークを付して掲載をするなど、町民の声を反映させる形で策定を行っております。

○５番（中馬慎一郎）

第二次長期振興計画の中でも、この目標にまちづくりミーティングというのがうたわれていましたが、今町長が御回答いただきましたが、これ何回ぐらい行ったんですか。

○政策推進課長（木原幸治）

先ほど町長の答弁でもございましたが、６回開催しております。

○５番（中馬慎一郎）

すみません、町長の答弁をちょっと聞き逃してました。

６回というのは６集落ということでよろしいでしょうか。

○政策推進課長（木原幸治）

各項目ごとという形で６回開催しております。

○５番（中馬慎一郎）

第二次基本計画の中でも、基本理念として、多様な集落文化の持続とか島の活性化の基礎を築いてきた集落の役割が一層高くなることが予想され、島づくり、村づくり、人づくりという言葉もあります。新しくできる地域振興計画にはやはりこの集落の意見、集落のビジョン、未来がもう少しボリュームを持って取り上げられていくことを願っており、今回の質問に至っております。

その中で２つ目にも入ります。計画の中には、外部コンサル業務が委託されております。計画の策定や事務代行など、専門性が問われる業務について行っていただいていると思いますが、決して外部コンサルの方を否定するわけでもありませんし、この業務を全部屋久島町の職員の方に投げてやってもらうというわけでもありませんが、全部外部コンサルに委託ということはないんでしょうが、やはり大事な根本的なところはしっかり町が方向性を示して、町民にしっかり説明できる、そのためには人材育成というのはしっかりしていかなければいけないと感じています。

そういった人材育成、あと、こういうコンサル業務、今、世間ではＡＩの導入がどんどん進まれております。もしかしたら近い将来、コンサルではなくてＡＩがこういう事

業を進めていく開発も出てくるんじゃないかなと私は思っていますが、そういった人材育成を含めた今後の計画というのは、町長どうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治）

現在計画期間中の屋久島町第二次振興計画の策定業務につきましては、外部コンサルへの委託は行わず、職員が素案を作成し、それを町民の各代表から振興計画審議会において審議いただくという形で策定をいたしました。その結果、まちづくりミーティングや町民アンケートで出てきた町民の皆さんからの御意見を数多く盛り込むことができた一方で、計画全体として町民からの意見・提案と町の計画は混同したものとなり、また専門的な分析や施策の体系化という点においても問題が残ったと認識しております。

また、御質問の計画策定や事務代行などの専門性が問われる業務についての人材育成についてですが、職員は定期的な人事異動があるため、計画策定のような高度な専門性を要する業務について、職員個人のスキル蓄積のみで対応することは困難であると考えております。そのため、専門性が高く、高度な知識や技術を要する業務につきましては、民間等の外部リソースを積極的に活用・委託していくことで、質の高い計画策定や効率的な行政運営の目指すメリットがあると考えているところです。

このことから、次期の第３次振興計画の策定におきましては、専門的な知見を持つ外部コンサルへの委託を行う方向で検討を進めてまいります。これはいわゆる丸投げするということではなく、町民の思いや地域の実情を熟知している職員と、高度な分析力や専門的知見を持つ外部コンサルが適切に役割分担を行い、外部の専門性をうまく活用することで、より効果的かつ実効性のある計画に練り上げていきたいと考えております。

○５番（中馬慎一郎）

ぜひ、役割分担をしていただき、私も外部コンサルが全て悪いというわけではありませんが、そういった、しっかり地域の代表というわけではないんでしょうが、職員の方々が屋久島の未来を思ってつくる心の入った地域計画が、一つでも多くできるように願っております。その中で先ほども少し述べましたが、これ質問にはしてないんですが、ＡＩの開発というのもどんどん進んでいきますので、そういう町として独自にＡＩの事業、ＡＩの開発をしながら、こういった今後の計画も考えていかなければいけない時代も出てくるのかなと感じております。

人材育成というのは非常に時間がかかるかもしれませんし、もしかしたらその人材にかけた投資が返ってこない可能性もありますが、やはり屋久島の未来、将来のためには、この人材育成というのはしっかりやっていくべきだと思っております。

３つ目の質問に入ります。集落支援員の見解を伺います。これは以前も私、町長に一般質問の場で答弁をいただきました。そのときには、集落担当制度の検討中とか、また、ニーズに沿ったよりよい制度を進めるために検討中などとの回答がありました。

そこで色々その後も調べていきましたら、現在、今の総務省の集落支援員制度のホームページがあるんですが、その中に屋久島町が集落支援制度にのっとった担当が、兼務配置ということで26名載っておりました。当然26というと、各集落の区長さんたちがそれに当たるのかなと思いますが、私が以前一般質問で町長にお話しした集落支援員のその回答と、今の総務省がうたっている屋久島町26名の集落支援員というのは、少し温度差があるのかなと感じています。町長の集落支援員に対する見解をもう一度教えてください。

○町長（荒木耕治）

集落支援員とは、過疎化や高齢化が進む地域で、住民が安心して暮らせるよう支援をする人材です。地域の実情に詳しく、集落対策の知識や経験を持つ人が、市町村職員と連携して活動をします。この制度は過疎地域における集落対策を推進するため、総務省の外部人材活用制度の一つとして、2009年度から全国の自治体で導入をされています。

集落支援員は全市町村で4,441人、専任1,167人、兼任3,274人が配置をされており、そのうち過疎市町村には3,307人、専任1,000人、兼任2,307人が配置をされています。全市町村のうち、集落支援員を配置する市町村は284団体、うち過疎市町村は222団体で、地方ブロック別の集落支援員の配置状況では、九州圏の1,496人が最も多く、集落支援員は人口減少や高齢化が進む中山間地域などで住民の暮らしを支えることを目的とし、地域の実情に詳しい人材が適任としており、民生委員、社会福祉協議会や行政などの様々な関係機関との連携、橋渡し役を担っていただいている各集落の区長26人を兼任の支援員として位置づけ、各地域の課題解決のため、行政事務連絡会を定期的に開催をしての要望や地域の声をお聞きして、地域づくりに反映をしているところであります。

なお、集落支援員の設置には、総務省から地方自治体へ兼任の場合で、自治会長などを兼務する場合には１人当たり40万円が上限として、特別交付税による財政措置が講じられているところです。

○５番（中馬慎一郎）

まず集落支援員を区長さんたちにということで、区長も非常に色んな業務を抱えていて、集落の中の仕事、また町から依頼される業務委託、色々あります。その中でまたこの集落支援員というのが、今既にやっていることが集落支援員制度のことになっているので、それほどこの支援員としての位置づけが区長の負担になっているかどうかというのは、まだ調べてみないと分かりませんが、私はやはり集落支援員というのは区長さんとはまた別に、町が集落を支援する、そういう伴走する人材が必要かなと思います。決して26全ての集落にそれが必要かというとそうではなくて、校区別でもいいですし、ある程度ブロックに分けて、それぞれのブロックエリアに１人もしくは２人の支援員がいて、伴走していただけることが必要かなと考えています。

今、町もそうなんですが、集落も人材不足、また集落のビジョンを考えるノウハウ不足や財政不足というのがうたわれています。そういったときにやはり町の業務をよく知っている職員の方々、もしくは外からそういうたけた人材を連れてくるというのも必要なことではないかと思っております。

私この質問したときのきっかけが、ちょうど先ほどの一般質問でも口永良部島の噴火のことがありましたが、噴火のときに、口永良部島の復興と振興という口永良部島独自の振興計画があるんですが、ちょうど来年で、2026年で一応これは計画が終わります。私はやはり、こういうのが各集落それぞれにつくっていくべきだなと思っております。集落のビジョンや計画をしっかり集落全員が認識できるようにつくっていく、これは町の長期振興計画につながることではないかなと思っています。口永良部島が2026年で終わるこの振興計画、その後にこれをまたどうするかというのは町と相談しながらやっていくと思いますが、ぜひ、今すぐは無理なんですが、校区ごとでもいいですし、集落ごとのこういう振興計画、長期計画みたいなのが一緒にできるような体制づくりというのを考えていないか、町長はどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治）

申されることはよく理解ができますので、内部で少し検討をさせていただければというふうに思います。

○５番（中馬慎一郎）

職員の皆さんには非常に多忙な中、色んな業務をしていただいていると思いますが、町民の福祉向上のために、これからも一緒に私たちも頑張っていきたいと思っております。

本日は質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時４５分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番、天辰絵美子議員に発言を許可します。

○１番（天辰絵美子）

皆様、こんにちは。１番、天辰絵美子でございます。

私事でございますが、少し御挨拶をさせていただければと思います。去る９月21日、屋久島町議会議員選挙において当選させていただき、本日ここに一般質問をさせていた

だきますことを、町長始め、町民の皆様、役場の職員の皆様、議員の皆様に感謝を申し上げます。今後は、新人議員として住民、現場目線に立ちながら、屋久島町を未来の子供たちによりよく継承できるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず始めに、保育園留学についてです。屋久島町では現在、屋久島町山海留学制度として、家族留学、里親留学、孫戻し留学があり、小学生から中学生を受け入れておられます。また、高校生におかれましては、屋久島高校にて地域みらい留学制度がございます。

全国的に超少子高齢化・人口減少が進む中、屋久島町も同様の社会現象がございます。私自身も、選挙公約の中の一つに、少子化対策の一つとして保育園留学制度の導入を掲げました。屋久島町の令和６年度合計特殊出生率は、目標値1.3に対し、1.27であります。しかしながら、子供を持ちたくても事情により持つことができなかったり、もともと妊娠可能な女性の年齢層の人数も少ない状況でございます。その中で、町の政策として、様々な施策を展開しておりますが、さらに、少子化・人口減少対策として保育園留学制度を導入し、御家族で屋久島町での島生活を満喫していただくことも、屋久島町の魅力を感じてもらえるよい手段の一つと考えておりました。

私自身も、６歳になった娘が町内の保育園に通園しており、人は７歳までの経験したことはその後の人生において刻印記憶としてずっと残ると言われております。雨の日に園庭で泥んこ遊びをしたり、夏はライフジャケットを着用して海や川に連れて行っていただき自然を満喫し、種子島に先生と子供たちで一泊旅行をしたり、都会では経験できないことをたくさん保育園生活で経験させていただいております。本当に何もない無から有を生むことがとても上手だなと感じております。便利な世の中になりましたが、何もない無ということがこんなにも貴重であることを痛感し、島の保育園生活に通園させていただいて本当によかったと思っております。

そこで、町としましても保育園留学制度を実施予定の方向であると伺いました。施行開始に当たり、開始時期、対象保育園、選定方法、宿泊施設、保育園留学家族の募集方法はどのように行う予定でしょうか。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

初当選、おめでとうございます。

唯一の女性議員として、そういう視点から屋久島町発展を共に頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

天辰絵美子議員の質問にお答えします。

保育園留学については、近年、全国の自治体で導入が進んできていると聞いています。そのほとんどは人口減少で過疎化が進んでいるところであり、自治体として、この短期の保育園留学制度を活用して将来的な移住・定住につなげていきたいと考えているものと思っています。

少子高齢化により人口減少が進む我が町でも、事業実施を検討しており各保育園の意向を聴取したところ複数の希望があったことから、まず、実施する園を選定後、短期留学中の住居の調整を行いたいと思います。

なお、事業を実施する場合は、この事業のノウハウを持っている民間事業者へ委託して行うことを考えていますので、募集についても様々な媒体を利用して全国に広く行われるものと思います。いずれにせよ、町としては実施園の決定や住居の選定等の体制が整い次第、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○１番（天辰絵美子）

住居の設定につきましては、今行っている保育園からも御質問があるんですけれども、やはり住居の問題で来たときに住む場所がないということで、町としては住居のところをどのように確保していく予定を考えていらっしゃいますでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

現在、町内では町営住宅、民間住宅とも、貸せる空き家が不足しているという状態でありますので民宿等に滞在することを考えております。

できれば、まず実施する園を選定してから、その近くの民宿、できればその民宿も一棟貸しといったところを、数件、これもできればなんですけど観光協会のほうに紹介をしていただければというふうに今考えているところでございます。今のところ、まだこれは課内での検討というところであります。

以上です。

○１番（天辰絵美子）

民宿が複数箇所選定された場合には、借りたいという、保育園留学をしたいという方々が選ぶことができるというふうな感じで考えていてよろしいでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

町のほうから数件、例えば観光協会から来たところを、先ほど町長の答弁にもありましたようにその委託する事業者のほうに提案しまして、家族のほうで選んでもらうというような形を取りたいというふうには今のところ考えております。

以上です。

○１番（天辰絵美子）

まだ、課内での調整ということでありますので、また次回の議会等でも発言させてい

ただきながら進捗状況を確認していきたいなと思っております。

また、都会から来る方はネットで仕事をされる方も多いので、インフラ整備とかが整っているところも選定していただければと思っております。

次に、空き家対策についてです。

空き家を探している方はたくさんいらっしゃいます。町内の空き家の状況、戸数、空き家の期間、管理者は誰か、空き家をどのようにしていこうと思っているのかなどの意向調査、町の把握状況を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

本町の空き家につきましては、町内の空き家の情報を募集や提供を行う空き家バンク制度を実施し、空き家の有効活用の推進と状況把握に取り組んでいます。

令和２年11月からこれまでに、町内の空き家所有者から空き家バンクへ登録された物件総数は、賃貸51件、売買16件の67件、本町への移住を検討し、空き家を利用したいと登録された方は107件となっています。そのうち、賃貸または売買の契約が成立したものは63件です。

この取組をさらに推進するため、今年４月より空き家の利用促進及び移住推進をミッションとした地域おこし協力隊を任用し活動をしています。隊員は着任以降、屋久島の全集落を訪問し、区長と面談を行い各集落の空き家や移住についての状況や意向の把握を行ってまいりました。

高齢化に伴う人口減少が進む集落においては、空き家を活用した移住促進に意欲的な話を聞くことができましたが、移住をいかに集落振興につなげていくか、住宅改修に係る経費や登記の煩雑さなどの課題や問題を認識することができたと報告を受けています。

今後も継続して区長との面談や集落説明会を行い、空き家の状況把握に努めるとともに、空き家の利活用を推進するために空き家バンクなどの空き家を活用する施策の周知に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○１番（天辰絵美子）

空き家のほうなんですけれども、現在の戸数とかまではきちんと把握している感じなんでしょうか。戸数とか、空き家の戸数、具体的な戸数だとか期間だとか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

私たちの観光まちづくり課のほうで、具体的にその空き家として活用できる軒数については、具体的な数字というのは把握しておりません。ただ、今回、地域おこし協力隊員が各集落のほうで聞き取りをする中で、集落のほうで区長さんが把握している軒数について、分かるところは幾つか確認させていただいたというところではあります。

○１番（天辰絵美子）

全国的にも空き家の問題がすごく深刻化されてまして、11月２日もテレビで放映されてました、ガイアの夜明けで紹介されていたんですけれども、やはりその空き家の現状把握がとても大事、物件数の把握だとか状況の把握がすごく大事で、その物件数を明確にすることから始まるというふうな感じで出ていたのですが、例えば、大分県の竹田市だと、空き家などを利活用する企業との連携協定を締結している事例だとか、静岡の川根本町でしたら、空き家対策推進室が役場内にありまして具体的な戸数だとか、どれぐらい空き家があるのかとかを細かく詳細を取っておりまして、それに向けた企業との連携だとかをしていて空き家を有効活用できるための働きがされておりました。

なので、屋久島町も具体的な戸数とかそういう把握を、区長さんと連携を取りながら把握していくことも今後重要になってくるんじゃないかなと思っております。

それで、私は議員になってから結構空き家がないですかという問合せがすごく多くなったんですけれども、それで区長さんに、区長さんが結構空き家を把握されておりまして、地元の区はですね、把握されているんですけれども伺いましたところ貸してくれるところがございませんでした。それで唯一、一つだけ貸してくれるところがあったのですけれども、その貸してくれるところの持ち主というのは島内に住んでおりません。それで空き家になってから数年が経過しております。それは両親が他界されたということで、息子さんが島外に住んでいて空き家になってそのままになっていると。貸してはいいけれども、リフォームはそちらのほうでしてくださいと、貸してもいいけれどもリフォームしてくださいと。リフォームをするに当たって、やはり水洗ではなかったりする家が多くて、水洗にするための浄化槽だとか、そういう変換するための工事、そしてやはり、島外から来る方は水回りがきれいであったほうが住みやすいということで、水回りを変えなきゃいけなかったり、お風呂だったり、水回りだったり。清掃がされていないので、すぐに住める状態じゃないので、物を出したりとか清掃しなきゃいけないという条件があったお家でございました。

町は、空き家の改修費用の支援事業がございますけれども、この補助金の申請者は去年とか今年、何件ぐらいございましたでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、議員からのお話がありましたように、この空き家を管理されている方、島外にいらっしゃる方も結構いらっしゃるというお話を伺っております。その島外に住んでいる方にも、空き家の制度を知っていただくために町のほうでは固定資産税の納付書をお送りするときには、空き家バンクの案内を出したりですとか、あと先日は関東屋久島会のほうで、色々とイベント、集会をするタイミングで、こちらの空き家の空き家バンク制度ですとか空き家の改修の補助制度について、御連絡をさせていただいて周知のほうに

取り組んでいるところです。

この空き家の改修につきましては、令和６年度に14件の申込みがありまして、14件改修をしております。遡りますと令和５年度には９件の改修を行っているところで、ちょっと７年度については実施中で今、数のほうはすみません、今、把握はしていなかったところだったんですが、多くの方々に相談を受けていただきながら制度のほうの活用を進めていっているところです。

あとは、空き家の改修に合わせて、移住の住宅取得のほうの補助制度も行っております。改修と住宅取得について、両方、移住者の方々への相談・周知を取り組んでいるところです。

○１番（天辰絵美子）

空き家の改修の費用の支援事業は、すごくいい事業だと思うんですが、これ、すごくハードルが高いんじゃないかなと思うんですが、そのハードルが補助率及び限度額ということで、そのかかった費用の２分の１、そして限度が100万円を限度とするということで、限度が100万円ということになるんですけれども、例えば200万円の工事を行った場合は、補助金が出て、100万円は自費でということになるのですが。

住宅を改修するには、多分数百万の費用がかかると思うのですが、例えばこの２分の１というのを撤廃していただいて、２分の１ではなくて100万円を補助するというときに、100万円の改修がかかったときに、今の制度だと２分の１なので50万円だけ補助が出る。その２分の１という制度を撤廃した場合、100万円の経費がかかった場合は、100万円をもらえるという形になります。

町としましては、この２分の１があるために同じ100万円の修理がかかったとしても、町は50万円の手出しになる。２分の１の補助があるときには２分の１の手出しになる。分かりますか。２分の１、損したように見えるのですが、手出しになるので損したようにはなるんですけれども、この制度を撤廃して100万円かかったものに関しては100万円補助を出すというようにしたときに、この空き家バンクに登録することが条件であるので、この空き家バンクの登録件数がもう少し、少しでも、多分少しだと思うんですよね、100万円の２分の１の補助をするか、撤廃するかっていうのをするのにおいてですね、少しだとは思うんですけれども１件でも多く、空き家の登録が増えれば、少しは、もうちょっと件数が上がるんじゃないかなと思うんですが、その撤廃とかに関してはどのように考えますでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今お話のありました補助率の撤廃という部分についてなんですが、この補助につきましては、移住ってことで、移住推進のための住宅改修に対しての補助金ということで、町内のほうには移住だけではなく、町民の方でも住宅がなかなか住みたいところに住め

ないですとか、住宅不足というお話を聞いております。

ですので、ここは、町民の方と移住者の方との公平性というところを勘案しながら、補助率の在り方についてまた検討しなければいけないというふうに思っておりますし、この空き家バンクの登録数を増やすという中で、補助率、補助金という部分だけではなく、もっと何かこう多くの方々の利用が進むような、例えば、空き家をそのままにしておくとなかなか維持管理も大変ですし、利活用を進めませんかというような周知を取り組むことで、制度として補助率、補助金をする前にもう少し周知をすることで、空き家バンクの登録件数を増やしていきたいというところもありますので、周知に取り組むことと、この補助制度のことについてまた検討も併せてしていきたいと思います。

○１番（天辰絵美子）

そのように今後していければ、いっていただければなあと思います。

例えば、都城市も同じように空き家バンク登録制度をしているんですけれども、空き家バンクでホームページで掲載しながら、もう一つ別でルームツアー動画と言ってユーチューブで周りから中まで見れるような動画も配信しております。

やっぱり島外から来られる方っていうのは、情報はネットで取られると思うんです。それで、空き家の登録の件数を１件でも増やしていただいて、その動画とかネットの空き家バンク、そして動画とか等で情報発信をしながら、１件でも多く島外の方が来ていただけるような、そして島内の方にも公平性を持った施策、支援ができて、島内の方も空き家を貸してもいいかなと、利活用したいなという気持ちになるような施策を今後も続けていってもらえればと思っております。

次に、人口減少についてです。

第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、合計特殊出生率は1.445までの回復、2030年から若い世代を30人、子供を持つ若い世代、毎年10組増の目標を掲げておりますが、遂行するに当たり具体的な町の施策内容をお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

合計特殊出生率の回復につきましては、日本では結婚した夫婦が最終的に持つ子供の平均数である完結出生率が2.0に近い水準を維持していることから、結婚支援が効果的であると捉えており、出会いの場の創出など婚活支援事業を継続して実施していく必要があると考えております。

また、戦略で掲げております独身の若い世代の移住を促進することは、町内での結婚数の増加にもつながるものと考えており、移住施策と結婚支援を連動させて取り組んでまいります。

なお、来年度は特に移住定住の基盤となる住宅確保対策と雇用対策で新たな事業を検討しております。

まず、住宅確保対策については移住を希望される方がいても住める家がないことが大きな障壁となっております。これに対し、第３期総合戦略に基づき、これまで実施している取組に加え不足している住居の供給を増やすため、民間賃貸住宅の新築支援制度の新設について検討してまいります。これにより移住者や若者が住まいを確保しやすい環境を整備してまいります。

次に、雇用対策については、あらゆる産業で人手不足が深刻化している中、デジタル技術を活用した働きたい人と雇用したい人をつなぐ仕組みを検討しております。これにより、これまで働く機会の少なかった町内の隠れた労働力の掘り起こしや、仕事がないことを理由とした人口流出の防止と合わせて、町外からも求人情報を発信することで、単なる観光客から地域と関わる関係人口や将来的な移住定住につなげる呼び水として推進をしてまいります。

また、議員より御質問のありました保育園留学につきましても、将来的な移住定住へとつながる可能性がある取組と考えております。本町の人口減少問題に特効薬はなく、何か一つの事業で劇的に状況が改善するものではないと認識しております。

住まい、仕事、子育て、環境、そして出会いの場の創出など、様々な事業が複雑に絡み合い、それらが相乗効果を生むことで初めて成果が現れるものと考えております。そのため、ＰＤＣＡサイクルで効果を検証し、柔軟に見直しを図りながら進めてまいります。

なお、これらの具体的な事業の実施に当たりましては、財政的な支出を伴うものもございます。詳細につきましては、来年度の当初予算案に計上し提案させていただきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○１番（天辰絵美子）

御丁寧な答弁ありがとうございました。

民間住宅の新築の整備や雇用の機会のデジタルを使ったものだとか、ＰＤＣＡサイクルを活用して評価、また目標設定という新たな、そういう細かい働きかけがまた来年度から始まるなと思うと、ちょっとわくわくする感じがします。

また、今後の流れにつきましても、詳細を見ながらまた質問させていただきたいと思います。

最後に、10年から15年先を見据えて安心した医療・介護・福祉の提供についてです。

現在の島内の医療・介護・福祉の施設のキャパシティーについて、現在の状況と10年から15年先の町の見解を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

屋久島町の人口は、11月末現在約１万1,100人で、高齢化率は約38％です。統計によりますと、2040年の人口は約9,100名まで減少しますが、高齢化率は今以上に上昇することが見込まれています。島内唯一の総合病院であります屋久島徳洲会病院の病床数には限りがあり、受入れはさらに厳しさを増していくことが予想されます。

また、介護・福祉施設につきましては、数としては全国各地域の平均と比べて整備されている面もあると思いますが、供給力で見ると将来の需要増に対して現状の入所型介護・通所サービス等の供給量を保ったままだと、特別養護老人ホーム等の入所型・通所及び訪問介護の需要は2040年頃まで確実に増加し、特に在宅向けの訪問サービスと短期入所・小規模多機能の不足が深刻になる可能性が高いと思われます。

町が考えている10年から15年後の医療・介護・福祉としましては、現有資源、離島特有の制約を踏まえ、在宅重視・地域分散型サービスの強化、人材の確保、ＩＣＴの活用を軸として在宅ケアと訪問サービスの大幅な強化、遠隔診療、地域連携の整備、小規模多機能グループホームのユニットの段階的な増設、医療・介護・人材の確保の４つの方策を優先課題とし、財政支援や人材育成の支援等を行っていく必要があるのではと考えているところであります。ただ、現段階で具体的な方針は示せていないところであります。

○１番（天辰絵美子）

現在、私も病院に勤めておりますけれども、現状が満タンで、キャパシティーが今満タンな状態であります。

そして、2040年、今から15年先あたりは生産年齢人口と高齢人口がほぼ等しくなります。医療・介護・福祉というのはマンパワー不足が今ありまして、我が病院でもグループの病院から応援を50名近く、コメディカルも合わせてやって運営しております。

先日も福祉施設、介護施設等から請願書が出されましたけれども、やはり人材不足があります。その人材は、例えば医師・看護師・コメディカル、介護の分野ではケアマネとか、福祉の分野ではサービス管理、責任者等がいなければ、その施設を閉鎖しなければならない。規定の人数が集まらなければ、規定の有資格者がいなければ、その施設を閉めなければならないという現状も出てきます。今からその人材を結構集めるというのは結構困難なことだと思います。結構難しいことだと思います。なので、これから入所者施設を造るのも、箱物を造るのも、その後のことを考えると新たに新規というふうな方向ではないほうがいいような感じがします。先ほど町長もおっしゃられましたとおり、在宅だとか訪問だとかに重きを置いて、最後まで元気でいていただくというのがすごく重要なことになるんじゃないかなあと思います。

そこで、予防医療だとか、予防の認知症予防だとかに重点を置く必要がないのかどうか、必要があるのであれば、どういう施策を計画しているのかを伺いたいです。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

本町が取り組んでいる予防医療、認知症予防といたしまして、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、認知症ガイドブック等の作成、介護保険制度による多様なサービスの提供、高齢者福祉の経済的移動支援制度などがあります。生活習慣の改善、予防を促す取組としては、健診による生活リスクの判定、ハイリスク者抽出による食事アドバイスや生活習慣の改善の個別指導等を実践しています。

また、専門職による介護予防教室、口腔教室の開催、各集落のボランティアさんが自主的に行うサロン開催における交流の場、運動の場の推進、認知症サポーターの育成、徘徊などによる地域見守り体制の充実など、積極的に取り組んでいるところであります。

今後の施策としましては、最優先で行う施策、１から３年の短期間で整備すべき施策、中長期で整備していく予定の施策と、３つの段階に分けて予防施策を講じていく計画としております。最優先で行う施策としましては、軽度認知障害者の早期発見・早期介入するため、健康の受診促進、現在行っているフレイル予防や介護予防教室の開催、保健指導の促進など、その時々のニーズを反映しながら、現在の取組を継続強化してまいります。また、近年、難聴は認知症リスクの最大の修正可能な要因とも言われておりますので、補聴器購入の支援を検討したいと思っております。

次に、１から３年で整備すべき施策としまして、高血圧や糖尿病の管理の強化、高齢者のさらなる社会参加の促進、歯周病の管理の促進等を強化していく計画です。

中長期で整備していく施策としましては、医療・介護・福祉のデータ連携の構築を目指します。人材不足の中でも効率的な支援体制をつくり、電子記録、健診、介護サービス情報の共有による早期発見・早期介入・重度化予防の実現を目指します。ただ、財政面、個人情報保護の観点から容易にはいかない状況であります。

なお、町では、医療・介護に関する様々な地域の課題を抽出し、その対応策を検討するため、医療・介護の現場で活躍する従事者の皆様は一同に集う会議を立ち上げ意見交換を行いながら、屋久島の現状と今後の展望について協議を重ねているところであります。

○１番（天辰絵美子）

町長、早期の対策、中長期対策、１年から３年以内にする対策、色々ございましたが、全ていい案だと思います。ぜひ、色んな業種の方、色んな立場の方、地域の方が集まって意見交換をしながら屋久島独自の問題点を抽出して、今後の10年先、15年先に小さい

子たちが困らないように計画を立てて少しずつ見直ししながら実行できればと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時25分から再開します。

休憩　　午後　２時０９分

再開　　午後　２時２５分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、日髙好作議員に発言を許可します。

○１１番（日髙好作）

皆様お疲れさまです。まずは全国で火災や地震あるいは熊による人的被害等発生しておりますが、正月を前にして大変厳しい状況に置かれている皆様に心からお見舞い申し上げます。一日でも早く穏やかな生活に戻れますようお祈りいたします。

質問に入ります前に、９月に行われました町議会議員選挙で再び議席を与えてくださいました町民の皆様に心から感謝申し上げます。８回目の選挙で通算27年目となりました。少し長く居過ぎなのかも分かりませんが、これほど長く続けられるとは思ってもおりませんでしたが、やはり時代背景が変わっても人々の暮らしがある限り、課題がなくなることはないというのが続けてきた理由だと感じております。今回の選挙で多くの町民の皆様と接して感じましたのは、高齢化の進展と物価高による生活の厳しさです。町民の皆様の生活はよりよいものになりますように、初心に返って精進してまいります。町民の皆様の色々な声をお聞きしましたが、その中でも最も多く聞かれたのは、住宅問題でありました。人口減少を食い止めるため、産業の維持のためにも住宅問題の改善は必須要件であると思います。

それでは通告に従いまして質問いたします。

今回の質問は、１番目に町営住宅の運営について、２番目に観光の振興について、３番目に機構改革についての３点であります。

まず、１番目の町営住宅の運営について、永久保住宅及び安房中学校の教員住宅、古い住宅の取扱いについて、今後の方向性の考えを伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

再選おめでとうございます。大所高所から屋久島町発展のために共に頑張りたいと思

います。どうぞよろしくお願い申し上げます。日髙好作議員の質問にお答えします。

永久保住宅につきましては、木造平家の住宅６棟で構成されており、屋久島町営単独住宅管理条例に基づいて管理しているところであります。現在４棟が入居中で２棟が政策空き家という状況は御承知のとおりであります。住宅の取扱いにつきましては、前々から集落からの払下げの強い要望もあったわけですが、本年８月の現地確認やここ半年間の協議等を踏まえ、払下げの方向をもって取組を進めたいと思っております。このほかの単独住宅や、御質問のあります安房中学校教職員住宅も含め、その他の教職員住宅についても、そういった措置が可能な物件であれば、慎重な取扱いは必要となりますが、同様に検討を進めていきたいと考えております。

しかしながら、現在、政策空き家と位置づけている物件につきましては築年数の問題もありますが、多額の経費を投入してまで改修を行わないとして現在に至っている経緯がありますので、払下げを進める場合には改修等は行わず、現在の状況をもって取り組んでいくという点を御理解いただきたいと思います。

○教育長（石田尾行徳）

日髙好作議員の質問にお答えします。

現在、入居禁止としている安房中学校の教職員住宅２戸につきましては、地盤沈下による床の傾きにより入居者に健康被害が生じる可能性があるため、それぞれ令和元年度、令和３年度を最後に原則貸与しない方針としております。

地盤沈下改良工事につきましては、杭工法、薬剤注入工法、曳家工事の検討を行いましたが、杭工法及び薬剤注入工法は沈下が止まっていることが条件であり、検討当時は僅かながら沈下が続いている状況であったため断念し、曳家工事は建設課と協議したところ移動先の土地のボーリング調査及び本工事を合わせ多額の費用を要するとのことであったため断念したところであります。

また、築年数が長期間経過している教職員住宅につきましては、屋久島町学校施設長寿命化計画に基づき、それぞれの住宅の老朽化状況に応じて部位修繕、長寿命化改修、解体と対応を分けて計画的に実施してまいりたいと考えております。加えまして、先ほど町長の答弁にもありました、払下げの可能性につきましても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○１１番（日髙好作）

先般の決算審査でも同様の質疑をいたしまして、建設課長にはしつこいなと思われるかも分かりませんですけど、昨日も話題に出ました、じゃがいものおうちの代表者の方々とか、今日の一般質問に出てきますように、やはりこの住宅問題というのは本当に一番の課題かなということを感じまして、決算審査では得られなかった考え方というのをきちっと町長、教育長にお伺いしたいということで通告をいたしました。

払下げの方向ということで、大方考えが前進しているのかなという印象は受けました。まず、安房中の教員住宅の２戸を、地盤沈下による、これは町としてはもう手をかけるといいますか、整備することはもう考えていないという、そういう判断で、今の答弁からするとよろしいわけですかね。私はこの安房中の教員住宅の２戸につきましては、地元の大工さんに話をして改修できるかどうか、住めるようになるかどうかということを聞いてみましたら、数百万かければできると。そんな大規模なお金をかけなくてもできるというような言葉をいただいたものですから、こうやって、じゃあもう町がやらないのであれば明確に払い下げるということを公に出して、希望者を募る、そういう方向を決めて、いかにそれを迅速にやっていくかと。５年も６年も空いているわけですから、いち早くといいますかね、そういった方向へ条例とか色々あるかも分かりませんけど、ぜひ進めてほしいと思いますが、その辺について教育長。

○教育長（石田尾行徳）

先ほど申し上げましたが、現在も地盤沈下が進行しているかどうか、そういったことを再度認識をさせていただきたいと思います。仮に沈下が止まっておりまして、工事可能となった場合、当該業者の見積りでは５cmほどの沈下で土工費を含めまして１戸当たり500万円ほどかかるという見込みでございまして、２戸ございますのでトータル1,000万円というふうなことになりますので、その払下げの件も含めまして、また検討させていただきたいと思います。

○１１番（日髙好作）

町としてはある意味、表現悪いかもしれませんけど、もうお荷物であるわけですよね。だからお荷物は下ろして身軽になる、余計な、そこに神経を使わなくてもいいような、そういう方向に集中すべきではないかなというふうに思っています。

永久保の２戸の町営住宅の件ですが、町長も払下げの方向で考えているというような答弁で受け取りましたが、あそこ浄化槽の末端処理で色々時間がかかっているというようなことですが、これも町がお金をかけられないのであれば、そこらも払下げの条件としてそこまで自分たちでやってください、そういうことも必要ではないかと思いますけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治）

結論から言いますと、それしかないというふうに私は思っている。実は一昨日、現場に行ってまいりました。教職員住宅もそうです。２か所行ってまいりました。永久保は非常に懐かしく感じたところでした。私が最初に町長選挙をやったときに、あそこら辺ずっと一人歩いて、あの頃には人みんな入っていたんですけれども、ここが空き家になっているんだという思いで、昨日はそういう感傷にふけたのもあります。ですから、今のちょっと下水の問題ありますけれども、それは今あれをずっとここの永久保だけじゃ

なくて、住宅がいっぱいあります、今。だからもう、持っていてもしょうがないという政策空き家というのはもう使う意思がないわけですから、これはもう壊すか売り抜けるか、言葉あれですけど、もうそれが一番いいと思っています。ですから、あそこもそういう排水の問題が済めば、そういう方向でいち早くそうするようにという指示は担当課に昨日、現地でしたところです。ほかのところにつきましても、毎回、住宅事情言われるんですけど、もう少し関連して言うと、政策空き家になっても、長屋がありますよ。昭和に造ったあれが、もう三軒長屋が２棟は出ているのに１戸入っているという、そういう状況があって、もうほとんど出ているんだけど、二、三人残って、それを壊せないという、そういう場面もある。ですから、色んな条例とか補助金とか色々あって悩ましいこともありますけど、ここはもう大なたをひとつ振るうしかないというふうに私は思っております。

例えば、今思っているのは、そういうところに住んでいる方は非常に家賃が移ると高くなるというのがある。だからもうこれは補助金も済んで、そういうのであれば近隣に空いたところがあれば、もう同額でいいからその人たちをそっちに移ってもらって、それはもう特例的に悪いですけど、私より若い人はいませんから、ほとんどそういう方々ですので、色々生活が買物が近くにあったりとかできるとか、そういう色んな状況もありますから、そういうのを加味しながら移ってもらって、今私は宮之浦ですけど、宮之浦に３か所、ほとんど入っていない住宅があります。小原団地と登上というところと火ノ上山の住宅です。ここはもう相当、小原は壊そうとしたらアスベストで今ちょっと金がかかり過ぎて止まってますけれども、そういう状況もあります。

ですから、住宅問題はここで思い切って、議会にも相談をしますけれども、議会の皆さんも一緒に、だから、スクラップ＆ビルドじゃないですけども、壊すものを壊してそれで住めるものを３つ壊して１つ造るとか、そういうことで移住者もそうです。もう住宅問題というのは色々ありますから、そういうふうにしてこの問題を乗り切っていかなければいけないなというふうに思っております。

ですから、永久保の件はそういうことで早急にそういうふうにやりたいと、教職員も教育長もなかなかすっきり言いませんけど、ある意味、私みたいなあんまり気にしない人、あれ立派な住宅ですよ、まだ。少し傾いているという、野球ボールを置くとこう転ぶんですよ。その程度、真ん中へこんでいるんです。そんなに気になるほどかなというふうな。ですから、例えば、売買するんであれば、そういう条件も付して、もうちょっと歪んでいるけどそのままでいいという人もいるかもしれませんし、あんまり気にしないという人もいるかもしれません。あれを壊してまで売るってなると、またそれだけの金もかかるわけで。だから今言うように、ジャッキで上げるにしたら1,000万円かかるって、２棟でですよ。そういうことよりかは、そういう形で住宅問題はありとあらゆる

場所は、そういう補助金とか、そういうのが全部済んでいるところはそのようにして、少しスピード感を持って整理をしていければいいなというふうに思っておりますので、議会の皆さんもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

○１１番（日高好作）

もう②と同時進行のような回答になっておりますけど、私も同じ質問内容ですのでもう１も２も混ざった質問になるかも分かりませんですけど、町長は、私は現場で写真も撮ってきたんですよね、安房中の教員住宅。やはり外から見ても傾いてますんで、中で１か月生活すると、やっぱりどうなのかなという気はしましたです。ただ、私の知り合いの大工の話では、そんな500万円とかいうような金額ではなかったです。だから、外から呼ぶとどうしても高くなりますんで、地元で払下げして、あとはもうその人が誰か頼んでやればもっと安くなる、公共施設だからどうしても見積りが高くなるというのは、これは世の常ですので、そこら辺も加味していかなきゃいけないかなというふうに思います。買う人はもう本当たくさんいます。

後の質問にも関わってきますけど、今町内でも色んな古い住宅を改修している、あちこちで見ているのがやはりそういった住宅不足の解消をやっていることだと思います。

今の住宅で、１年以上入居がなければ単身者でも、結局、この単身の方が入れる住宅が相当数不足しているというのが現状だと私も感じているわけです。だから、一応募集かけて１年空いたら単身者にもということで町報でも流しているという、この間の決算での答弁だったと思いますけど、これをもっと短縮できないのか。課長は世帯者家族の方の募集があったときに、どうしてもそちら優先ということなんですけど、空き室の状態というのが、１年ないし２年、町営住宅の空いている期間が長くて３年という、こういう決算審査のときに。普通では考えられないですよね。そこら辺をやっぱり迅速に、障害になることは何なのかということを一つずつ取り除いて、短期間でやっていく、そういうことが今求められているんじゃないかなと思います。

２月に13戸募集して６戸が入ったと。６月の募集では18戸に対して９戸、約５割ということです。この入らなかったところの部屋は今現状どうなっているのか教えていただきたい。

○建設課長（内田　剛）

募集の後に応募がなかったところにつきましては、今のところ空いている状況でありまして、また次に募集をするという形になろうかと思います。

○１１番（日高好作）

③のところでも出てきますですけど、私からしたらのんきな話よねという思いなんですよね。片方では入りたい人はいるのに、片方では募集をかけたけど入らないからそのまま空き部屋になっているという現状を、これをやはり問題視しないと、なかなかこの

住宅問題解決しないんじゃないかなというふうに思っております。ですから、募集がなかったら単身者を入れる、それでいいんじゃないですか。町報にもそのように出しているということですので、でなければ、１年間入る人がいなきゃという部分は３か月なり募集をかけて、３か月なり半年なり入らなかったらもう単身者でも貸す、そういうような方向でいけば空き部屋というのは随分解消されるんじゃないかと思うんですけど、その点についてはどうですか。

○町長（荒木耕治）

私も議員も民間人ですから、すごく当たり前の考えだと思うけど、公務員になるとちょっと考えが違う。そこが私の一番歯がゆいところですけど。要するに補助金で造っているものは補助金が終わっていないと、それを自由に妻帯者からのものを個人で、議員の中にもＯＢがいらっしゃいますからよく分かっていらっしゃると思うんですけれども、私もなったときからそれはそう言っているんですよ。何でできんのかって。条例変えればいいじゃないかと。そういうことを言っているけど、なかなかそれができないんです。それは補助金、ちょっと制度的なもので制約があるという。だから民間では考えられませんよ。入れたらとにかく一か月でも早く一日でも早く入れて家賃を取ろうとするのが民間ですから。空けておくというのはもったいない話ですよ。そういうふうに私は思っていますけど、なかなかそれが事務方でそう振ると、事務方はなかなかそうはいかないという。

それともう一つは、住宅がない住宅がないと言っている人にも、もう一方で、今入っているけど住宅がないと言っている人もいる。少しでも、さっき水回りの話も出ましたけど、水回りきれいなところとか、そういうところに移りたいという人もまた一方、島の中にはたくさんいらっしゃって、私どもが若い頃というのは、雨露をしのげれば家はそれでいいみたいなことはありますけど、今はそんな時代じゃあ到底ありませんから、やっぱり入るからにはちゃんとした家に入りたい、少々家賃は高くてもみたいなのというのがあります。

それで今、住宅、それからこっち民間も色々住宅を造ってきてますから、民間活用っているというのもありますので、熊毛の中の住宅数というのはもう断トツ屋久島町が多いんですよ。それは２つの町がその当時競って造ってきた部分があるんですよ、家がなくて。だけどそれが年数がきて、もうほとんど使えない状態になっているから、それが負の遺産になって残っていっている。さあどうするかという問題ですから、だから、ここは先ほどから言いますけど、思い切ってそういうことをやらないといつまでも残っていくということですので、今そこら辺の、今言うように妻帯者で募集して入れないところは独身者でも入れられるような、そういうことに、どうすればそうできるのかというのを、早急に担当課と、ほかの住宅も所管が色々、教育委員会も持っていたり、あちこ

ち持っていたり多岐にあるところがありますから、それを一遍に寄せて、一つの方向性をどこかで出さなければいけないというふうに思っております。

○１１番（日髙好作）

10年計画で、今ある住宅400戸ほど程度まで減らしたいということで、条例やら補助の色んな絡みもあるかとは思うんですけど、町長も東京に年に何回も行かれるわけですし、ここらの辺の国への訴えといいますか、地方の実情、現状も理解して規制緩和をしてくださいというような、そういうことも必要ではないかと思うわけです。

その単身者が世帯住宅にも入れるということで、例えば友達同士、例えば女性が友人と２人でシェアして入りたいと、これは可能なのかどうか。

○建設課長（内田　剛）

入れないです。

○１１番（日髙好作）

規則はあるんでしょうけど、単身者が入れて、そういうふうに友達同士、二個一、入れば２人の住宅難が解消されると単純に私は考えるんですけど、そこは行政との違いだと思うんですけど、空き家の次のあれにも入りますが、政策空き家121戸、宮之浦、安房、尾之間ということで121戸あるという、この間の答弁でありました。やはり、町民、家を探している人から見て、先ほど町長も言われましたですけど、政策空き家に１人でも住んでいると、なぜ隣が住めないのかという素朴な疑問を思う人もいるわけです。前回聞いたら30数年前から政策空き家になっている、その状況、現地を見てないからあれですけど、これ、いつまでたっても続いていくような現状じゃないかと思うんですよ。ですから、その２番目の政策空き家の基準というものをしっかりしたものがあるのか、そこら辺についてお伺いします。

○町長（荒木耕治）

一般的に政策空き家とは、公営住宅で耐用年数を迎えた、または迎える予定の住宅で、建て替えや用途廃止までの間、政策的に空き家として留め置かれている住宅を指しております。その基準につきましては、明確に規定されたものがなく、それぞれの自治体の裁量により多少取扱いが異なるかもしれませんが、本町においては現在運用している公営住宅等長寿命化計画にある一覧表にその旨を整理をしており、昭和30年代、40年代に建築された１階建ての長屋形態となっている住宅がそれに該当しているという表現をすればイメージがしやすいというふうに思います。

○１１番（日髙好作）

例えば、この間も基準があるのかないのか、ないような感じの印象を受けたんですけど、明確に５年後には解体しますというのを打ち出さない限りは、何十年も長生きされた方がそこにずっといるということは、そのときまで、退去するまで物事は進展しない

ということで、別に追い出せとかそういう私はことを言っているのではなくて、町が政策としてそういう計画を明確に出して、それに対応する住宅、新たな移転先、５年間の猶予期間といいますか、家賃の、例えば今二、三千円で入っている政策空き家、５年かけて１万円くらいまでの住宅に入れるような、そういうことは可能だということなわけですので、やはり、ぜひそこら辺検討して、明確に打ち出していかないと物事は進まないのかなと。10年後に100戸近くですか、400戸まで持っていくというのは、とても今のスピードではできないのではないかなというふうな感じがします。場所によっては、かなり環境のひどいところに住んでいる町民の方もいまして、極端なことを言いますと、足の踏み場がないようなところで生活している、これも逆に言えば、やっぱりそこにあればずっと慣れで住んでいくわけですよね。住環境の改善という点からも私は行政がやっぱりその基準を設けて、期限をつけて改善をしていくということが必要だと思いますけど、町長いかがですか。

○町長（荒木耕治）

今思い切ったことをやるって先ほど私も言いましたけど、これは自治体の裁量権、裁量権というのはあってないようなもので、どこまで使えるかというのは裁量権ですから、これをフルに使って屋久島町自体でやるという、そういう独特な方法を編み出していくとか、そういうことをやらないとなかなかそうはいかないと思います。もう時代に合ってないと実は思っているんです。

もう皆さんもお気づきでしょうけど、屋久島、外人さんがすごく多いですよ。私もこの間ちょっと気になって町民課に聞いたら、今なんか後で聞いたらホームページにいつも出ているんだって言いましたけど、１万1,000人の中に150人ぐらい外人が住んでいるんです。外人って言ったら悪いですけど、外国人の方がここで住民登録をして住んでいるんです。この人たちの住宅問題というのも近々出てくると思います。先ほどシェアは駄目だとか言っていましたけど、もうシェアが駄目なようなことはシェアもできるような、そういうものも含めて、ここはガラガラポンにして、一遍、新しい方向性をつくっていくぐらいのことをやらないと、なかなか進まないんじゃないのかなというふうには、今の議員とのやり取りの中でそういうことは特に今思っているところです。

○１１番（日高好作）

時間の関係もありまして、まず３番目にちょっと入らせて、町営住宅の運営について、地元の不動産関係、建築業者を交えた協議も必要と感じますが、その点について見解を伺います。

○町長（荒木耕治）

町営住宅の運営、特にさきの御質問にありましたような政策空き家、またはかなりの築年数が経過している古い住宅の継続運用や払下げの可否に関する見解等、専門的な立

場から御意見をいただくことについては、議員が提案するような形態も有効かと思います。本町職員には建築業務の会計年度任用職員を建設課に任用しております。この職員につきましては、最近まで建築業務を個人経営していた者や建築会社に勤めていた者であり、議員の提案に近い状況を設定可能ですので、まずはこうした職員と連携して業務を進めていけばよいのではないかと思います。さらに幅広く外部の意見を必要とする場合には、状況に応じて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○１１番（日髙好作）

先ほどの町長の答弁ですね。やっぱり民間と行政との違いということで、私なんかも条例、規則そういったものをある意味、無視はしてないですけど何とかならないのかというような観点から無理難題的なことも言っておりますけど、やはり行政もこの住宅の運営については、経営感覚を持たないと私は難しいと思うんですよ。職員も２人ほどですかね、今こういう町営住宅の関わっておりますけど、これでその500戸近い住宅を管理しようとすること自体がもう私は大変厳しい現状だと思うわけですよ。ですから、やっぱり職員の負担も減らすためにも払い下げるものは払い下げるという、その道筋をしっかりつけて、民間の人であれば本当、今この家をというようなところを改修してやっていますよね。そういった見方っていうか、あれはやっぱり民間人の実際に営んでいる不動産関係、建築関係の方でないと、また行政の視点からとは違う部分があると思うのです。ですから、ぜひこの払下げも含めて、そういう民間の意見を受け入れて改善に向けてやっていただきたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、それでは大きな２番目の観光の振興についてということで、安房校区に予定されているホテル建設や同僚議員からも出ました空港の延伸化に伴い、今後業者の方の宿泊が増え、観光客の宿泊に影響が出るのではという懸念がありますが、これについて見解を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

御指摘の安房地区でのホテル建設は、以前新聞報道されたものとして、アメリカホテル大手のハイアットホテルズコーポレーションが2026年以降に開業するとのことであります。なお、建設について具体的なスケジュールなどの情報は入ってきておりません。また、空港滑走路延長工事については、県によりますと現在用地取得に向けた用地測量や空港施設の実施設計等を行っている段階とのことです。町としましては、継続して広く情報収集を務め、本格的な工事着工前に観光事業に影響がないよう県など関係機関と協議するとともに、観光協会をはじめ、宿泊事業者との情報を共有し連携をして対応してまいりたいというふうに考えています。

○１１番（日髙好作）

一言で言えば、第２の馬毛島問題になりかねないという、そういうことを危惧しているわけですよね。種子島の状況を、馬毛島の基地建設が種子島観光に与える影響ということで、いい面では宿泊施設や飲食店、スーパー、これは当然経済的には潤うしいいんですが、片方では、それによって観光客が入りづらい状況が生まれる、ましてや交通の渋滞とか、そういったものも当然起きてくる。屋久島では今でさえ、いわゆる食事難民という方々が多いという現状もあるわけですよね。種子島と端的に比較ということもどうかと思うんですけど、令和５年の数字で屋久島の延べ宿泊者数が41万3,800人で県外から35万8,000人来ているということ、一方、種子島は31万8,000人で県外から19万4,000人ということで、圧倒的に屋久島は県外からのお客さんが来て宿泊されているという現状を捉えますと、どうしても種子島よりも実際に物ごとが動き出したときには影響が大きいのではというふうに私も思うわけですけど、町長は案外、楽観的に見るところもありますので、そんな心配せんでもいいがという考えかどうかですけど、そこら辺どうお考えですか。

○町長（荒木耕治）

まさにそのとおりでして、馬毛島はピーク時6,000人ですよ、常時。今、屋久島空港が始まる、ホテル建築が始まるといっても、今もう人あんまり入らない。みんなロボットですよ。多分屋久島空港の延伸も大型機械が入ってリモコンかなんかで操作する、そういう工事で、人力でやるというのはないんだろうと私個人は思っています。

ですから、馬毛島は規模が違いますよ。あそこは3,000ｍ、4,000ｍの滑走路を２本もつくって、すごい工事やるわけで。ここは、たかだか500ｍ延伸するだけですから。それは工事規模にしても大して馬毛島と比べ物にはなりませんけど、しかし、それによって通常のお客さんに迷惑がかかっちゃいかんというのは配慮しなければいけないというふうには思っておりますから、先ほどの議員の質問でも答えましたけれども、やっぱりそれは町の全体を見ながら、空港は町がどうのこうのというよりか、工事の主導権は県ですから、県が責任を持って県が色々な情報、私どもは主導権を持って工事をああしろこうしろと言われない部分もありますので、だから今、県にハッパをかけて早くしてください、いやこうですと、私どももしょっちゅう言っていますけど、なかなか県が動かないというところもあるわけなんです。ですから、県から情報を早く出してもらって、色んなことをやっていきたいというふうに思っております。

○１１番（日髙好作）

町民皆さんが町長に大らかな気持ちでいられるように、そこら辺も県ともぜひ協議もしていただきたいというふうに思っております。

それでは大きな３番目の機構改革について、住民のサービス向上や要望等に素早く対

応するため、千葉県松戸市にある「すぐやる課」のような課の必要性を感じますが、見解を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

千葉県松戸市役所の「すぐやる課」は高度経済成長期に人口が急増した松戸市で市民の要望へ対応が追いつかず、たらい回しにされる不満があったため市民の困り事に迅速に対応する部署として「すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものは、すぐにやります」をモットーに当時の市長が発案し、56年前の1969年に設置されたようです。主な業務は、緊急性の高い道路の補修やスズメバチの巣の駆除など即時対応が必要なものを扱っているようです。

私は行政事務の範疇で住民からの要望や指摘があった場合、即時対応できることはすぐに対応や改善を図ることは職員として当然のことと思っております。ただし、大きな予算を伴うものや行政手続に時間を要する案件等については、すぐにできない理由を丁寧に説明し、理解を得ることも職員の職責であると思っております。各担当課の職員の対応に差異があることは感じておりますが、町民の安全・安心な生活環境の向上や防災減災の取組として、本町においても必要な部署においては会計年度職員を配置し、施設の補修等を含め要望にも対応する体制を取っているところであります。特に令和３年12月から屋久島町公式ＬＩＮＥを活用しての損傷報告システムも導入し、町民から簡単に画像で状況を含めて通知され、ＬＩＮＥ担当から各担当へ対応するよう指示を行うこととしておりますが、町民への認知度も低いと感じておりますので、さらなる広報にも努めなければならないと思っております。

しかしながら、議員が感じておられるよう現実的に対応が遅い事案もあるようですので、労務管理の中で課長会、課内会議、職員研修等で職員の意識改善を図り、すぐできるものはすぐ対応する体制を確立してまいりたいというふうに考えております。

○１１番（日高好作）

行政サイドとしては、当然の答弁であるとそれは思っております。町長はこの課の存在というのを御存じでしたか。

○町長（荒木耕治）

私は議員の頃にそういうことをすぐ、上屋久町議会でもそういう話をした記憶はございます。

○１１番（日高好作）

課長さんたちも初めて検索してみた方もいるかもしれませんし、以前から御存じの方も多いかと思います。私もこれ40年ほど前に、何かのきっかけでこのことは知っており

ました。ただ、ずっとそのときは今風のいいねぐらいで思っていたんですけど、今回、色んな町民の方と話をする中で、やはり町民の要望とかそういったものを、町長自身どうですかね、町民の要望に対して自分は対応しているという点数をつけるとすれば、自分に対しての点数はどのぐらいですか。

○町長（荒木耕治）

私は信条が即断即決ですから、ほぼ相談を受けたものはできるものはできる、できないものはできない、先ほども言いましたけど、どういう理由でできない、じゃあ何年後はできます、そういうことを職員に酸っぱく言っていますよ。言えと、それがないから相談に来た人は不満に思うんです。相談に行ったけど何の回答もない。じゃあ、１年待てといえば１年待ちますよ、という人はいっぱいいますよ。だから、１年待つ理由は何なのか、そういうことをきちんと説明をするのが職責だと私は言っています。

○１１番（日髙好作）

町長のおっしゃるとおりなんですよね。住民の残念に思う言葉が２つあるんですけど、時間の関係もありますので、窓口に色んな相談に来ると「条例にない」「お金がない」この２つを町民が一番不満と言いますか、残念に思っているわけですよ。だから、今、町長言われたように、なぜお金がないのか、なぜ今できないのか、じゃあ条例はこうだけど今言うように１年後には条例の改正でもって、それは可能になりますとか、そういう明確な、やっぱり答えがなされていないからそういう不満として残るんだと思うわけです。私も最初からこの課をつくってほしいということで、この質問を出しているわけでなくして、これは一つの問題提起としてぜひ課長さんたちにも部下の職員も含めて、私がいつも言うように、手帳ぐらい持って町民の方と対応した、そういった集計も含めて、やっていけばこういうことが改善されるのではないかなというふうに思っております。

私は課長さんたちにお願いしたいのは、もうちょっと肩の荷を軽くするような、そういうことに心がけていただきたい。今回も住宅問題では、建設課長もまたこの間もやったのにという、担当の職員も大変だと思うんですよ。２人ぐらいでこういった大変な数の住宅の管理をしなきゃいけない。ですから私は、一つ肩の荷を下ろしてというのは、やはりもう町長に投げつけていいんだと思うんですよ。行き詰まったところで、課としてはこう思うと、あとは町長の判断でお願いしますと、ぽーんと、あるいは教育関係では教育長に。そういって肩の荷を少しでも軽くしていかないと、いつまでも重たい荷を背負っていては、前へ進まないのではないかなというふうに、そういう問題提起でこの３番目の質問はいたしました。４年間、私もスタートしたばっかりですので、ぜひ４年間こういうことで頑張って、共に頑張っていけたらなというふうに思います。

以上で質問は終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月11日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　３時１５分

令和７年第４回屋久島町議会定例会

第　　３　　日

令和７年12月11日

令和７年第４回屋久島町議会定例会議事日程（第３号）

令和７年12月11日（木曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
４番　内田正喜	１．物価高騰対策について (1) 「物価高騰重点支援交付金」これまで屋久島町でこの交付金を活用し実施された事業とその効果について。 (2) 今回、屋久島町に配分される交付金はどの程度になると想定しているか。 (3) 今回の臨時交付金では、地域の実情に応じて物価高の影響を緩和するという事であるが、屋久島町はどのような事業を考えているか。	町　　長 町　　長 町　　長
９番　榎　光徳	１．楮川棚田の水源地改修について (1) 先に提出された請願書は廃案となったが地元の農家等の失望は大きい。その後の計画はどのようになっているかお伺いします。 (2) 地元では耕作放棄解消の為、区民が努力し、稲作のみならず焼酎等やガジュツ等の作物に転用しながら棚田を守ってきた。近年では区民以外の方（移住民・ＰＴＡ・育成会等）の利用も増えてきている。又、毎年８月には棚田祭りを開催し耕作者の英気を養い、絆を深めるイベントにもなっている。このようなことから、今後の管理のあり方を含め、行政からの手立ては考えられないか。 ２．法務局の代替業務について (1) 法務局が閉鎖され各種登記事務をはじめ町民は多くの不自由を強いたげられていると思うが、現状どのような意見が寄せられているか。又、寄せられているとしたら、その改善策	町　　長 町　　長 町　　長

	としてどのようなことが考えられるかお示しください。	
7番　大角利成	1．有害鳥獣被害防止対策について	
	(1) 令和6年度及び7年度上半期のシカ・サル・タヌキの捕獲頭数は。	町　　長
	(2) これまでと比較してどうか。	町　　長
	(3) 農産物等の被害状況はどのような状況か。	町　　長
	(4) 里地におけるサル個体数はどれ程と把握しているか。	町　　長
	(5) サルによる人的被害はないか。	町　　長
	(6) 里地の住宅近辺のサル捕獲についてどのように考えているか。	町　　長
	(7) 原区で整備されているサル大型捕獲施設を整備する考えはないか。	町　　長
	(8) 町鳥獣被害対策実施隊員は何名任命し、活動状況はどうか。	町　　長
	(9) 被害防止を図るため、猟友会の活動支援を充実すべきと思うがどうか。	町　　長
	(10) サンテ・防鳥網購入補助金の支給限度額を見直す考えはないか。	町　　長
	2．行政財産の管理について	
	(1) 栗生夜間照明施設グランド整備用の乗用型草刈り機を購入する考えはないか。	教　育　長 町　　長

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１３名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	天　辰　絵美子	２番	寺　田　久　志
３番	渡　邉　　浩	４番	内　田　正　喜
５番	中　馬　慎一郎	６番	相　良　健一郎
７番	大　角　利　成	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	高　橋　義　友
１１番	日　髙　好　作	１３番	小　脇　淳智郎
１４番	石田尾　茂　樹		

１．欠席議員（１名）

１２番　渡　邉　博　之

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	荒　木　耕　治	教　育　長	石田尾　行　徳
副　町　長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課長	松　田　賢　一
建　設　課　長	内　田　　剛	電　気　課　長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日は、渡邉博之議員が入院のため、欠席届が出ております。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、４番、内田正喜議員に発言を許可します。

○４番（内田正喜）

おはようございます。４番、内田正喜です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

改めて、このたびの町議会議員選挙におきまして町民の皆様から再び信任をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。その責任の重さを胸に刻み、今期も町政の発展と住民福祉の向上に尽力してまいります。

さて、現在の社会情勢において物価の高騰は町民生活に大きな影響を及ぼしております。特に食料品や燃料費の上昇は、日々の暮らしに直結する深刻な課題であり、町としても早急な対応が求められております。

そこで本日は、物価高騰対策について質問させていただきます。

政府は、総合経済対策の一環として、物価高騰重点支援地方交付金を拡充しました。生活者支援から事業者支援まで幅広い施策を可能としました。屋久島町においても、この物価高騰に直面する町民生活を守り、地域経済を持続的に発展させるために、この交付金をどのように活用していくのか。まずは、これまで屋久島町でこの交付金を活用し、実施された事業とその効果についてお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。再選おめでとうございます。私も、働いて、働いて、働いて、働いて、働いてまいります。行ってみたい町、住んでみたい町を目指して、議会の皆さんと一緒に頑張りたいと思いますので、どうぞ議員もよろしくお願い申し上げます。

それでは、内田正喜議員の質問にお答えします。

令和２年度から令和５年度にかけて実施された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、令和５年度から実施している物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、事前にお配りしている実施状況と効果検証のとおりですが、主なものを挙げさせていただきます。

令和２年度はコロナ禍で感染リスクを抑える取組や、消費喚起のためのプレミアム商品券事業、外出自粛の打撃を受けた観光関連事業者への支援など、８億3,000万円ほどの交付金を活用をしました。

令和３年度は感染症対策となる事業やしょこぱん商品券やまちなかチケットなどの消費喚起事業、観光事業者、交通事業者への支援などに２億1,000万円ほど交付金を活用しました。

令和４年度はプレミアム商品券等の消費喚起事業のほか、ウクライナ侵攻による小麦価格高騰による物価高の影響が出始めた頃でもあり、農林水産業経営の支援や介護サービス事業者への支援、子育て支援に関する事業などに２億8,000万円の交付金を活用しました。

令和５年度から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が始まり、消費喚起事業のほか、物価高騰支援として農林水産業経営の支援や介護サービス事業への支援に加え、低所得者世帯向けの給付金や学校給食用食材費の高騰分に交付金を充当するなど、２つの交付金で３億1,000万円ほど活用しております。

令和６年度は物価高騰の交付金のみですが、低所得者世帯向けの支援金や農林水産業経営支援など、３億円ほどの交付金を活用しております。また、今年度は、島内交通事業者支援、貨物運送事業者支援、介護サービス事業所支援、農林水産業事業者支援、学校給食用食材費の高騰分に交付金を充当といった事業を行っております。その都度、配分額も違いますが、おおむね低所得者世帯向けの支援やプレミアム商品券などの消費喚起事業、農林水産事業者への経営支援、学校、保育園等の保護者負担軽減、その他、事業者支援に資する事業などを行っております。

○４番（内田正喜）

よく分かりました。効果については、その都度、町民が判断するところでございますが、去年、非課税世帯への交付金で世帯数が2,276世帯、屋久島町は6,000世帯ないぐらいだと思います。約３分の１の世帯に給付されているということで、効果もあるんじゃないかと思いますが、これ、あまり非課税世帯等へ偏り過ぎた支援ではないかというところもございます。今回、政権が変わって、交付金の拡充ということで屋久島町に配分される交付金はどの程度になっているのか、御質問します。

○町長（荒木耕治）

今回の交付金は、去る11月21日に閣議決定をされました経済対策であり、物価高騰対

応重点支援地方創生臨時交付金の予算規模は２兆円とされています。

お尋ねの屋久島町への交付金の配分額について、国の事務連絡等では、人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定をされ、目安として、昨年12月に成立した経済対策における補正予算で配分された推奨事業メニューの交付限度額の330％、つまり3.3倍と連絡がありました。その際の本町の推奨事業メニューの交付限度額は6,449万9,000円でありましたので、２億1,300万円程度が見込まれているところです。

○４番（内田正喜）

分かりました。２億1,000万円程度ということで、当初予算で今期の分は当初で4,000万円ぐらい計上されており、追加で8,600万円程度あって、今回追加ということで２億1,000万円ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。２億1,000万円ありましたら、結構な事業ができると思います。町といたしまして、今回の臨時交付金で地域の実情に応じた物価高の影響を緩和するということで、屋久島町はどのような事業を考えているのか、お願いいたします。

○町長（荒木耕治）

今回の交付金は11月21日閣議決定がされておりますが、本日現在、国会において補正予算の成立はされておりません。ですが、国としては早期の予算化を図るよう、準備行為として取扱通知などが順次届いております。町では先月の終わりに、本交付金の取りまとめ担当課である政策推進課から、各課に対し、事業案の照会をかけているところであります。現状として、先ほど申し上げました配分見込額、約２億1,000万円をどう活用していくか、庁内でよく検討した上で補正予算の上程を行いたいと思います。閣議決定をされていないと言いましたが、昨日、国民民主党が賛成をするということで、今月の17日に補正予算は成立をする運びだというふうに今思っております。

○４番（内田正喜）

ありがとうございます。今回、重点支援地方交付金の拡充ということで、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者、事業者の支援を行えるよう、重点支援地方交付金をさらなる追加を行うということであります。生活者の支援として食料品物価高騰に対する特別加算、プレミアム商品券、電子クーポン券、地域ポイント、お米券、現物給付等、上がっておりました。地域の中小企業者を助けるためにも、色々とやっていただきたいんですけども、これは住民のために早急に補正がついたら、できれば早い段階でやっていただきたいと思います。

それで、ちょっと提案させていただきたいんですけども、Ｐａｙどん、キャッシュレス決済ですね、が早い段階でできると思いますので、Ｐａｙどん、県内各団体、結構されています。昨日、町長が言っていました、鹿児島からの観光客も少ないということで、鹿児島県民はかなりの数、Ｐａｙどんを使っております。第一弾として、プレミアム分

を10％なり20％なりつけていただいて、やっていただきたいと思います。あと、商工会が、去年補助金を頂いて立ち上げましたポイントカード会、なかなか会員が増えない状態でありまして、そこにも補助を出していただきたいと思います。町長がこれをやりたいということ、ありましたら、教えていただけたら。

○政策推進課長（木原幸治）

議員からの御要望を承りました。その内容につきましても、実施可能かどうかについて、担当課のほうと協議をしてまいりたいと思っております。また、担当課のほうといたしましては、せっかくの重点支援交付金で、町民の皆様も期待をされているというふうに考えておりますので、なるべく影響を受けている皆様に幅広く対応ができるようなことを最優先として考えてまいりたいと思っております。

○４番（内田正喜）

ありがとうございます。それと、町長が日頃から言っております、皆様も日頃から言っています、物価高騰に伴う子育て世帯への支援として、小中学校における学校給食費の支援、これを機に給食無償化とか、もしできるようであればやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

話が出ましたから、来年度、新年度予算を３月に、これはもう国がやるやらないとは別にして無償化にしようと今思って、そういう準備を進めているところです。昨年、国がやるということで、ちょっと様子を見ていましたが、結局やらなかったので、今度はそういうことではなくて、独自で第一子を全て無料にしようということで今考えております。

○４番（内田正喜）

ありがとうございます。初年度はこの交付金を使ってでもやっていただいて、翌年度からは自主財源でも、また、こういう交付金がつけば、それを活用してやっていただきたいと思います。

それで、子供に対しての、その地方に、地域の実情に応じた支援ということで、高校のスクールバス、今4,000円出しています。その辺の無料化とか、その辺もこの交付金で賄えるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治）

この交付金とは別に、先ほど言いましたが、小中学校の給食費の無償化とスクールバスは全額、町が補助をするという、その２つで来年度は進めていこうと、内々ではそういう話でやっているところであります。議員のおっしゃる思いに多分なると思いますので。

○４番（内田正喜）

ありがとうございます。それと、去年もいたしました茶工場の補助、林業の補助、漁業者への補助、子牛の飼料の補助等、これ、去年は低所得者に対しての補助に比べたら、かなりの微々たる額になっていますので、この辺のガソリン、軽油は暫定税率で安くなりますが、この飼料、重油等は安くなりませんので、その辺の補助もしっかりと、前年度の倍程度はやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

思いは分かりますけれども、限られた財源の中でやっていくわけですから、色々そういう割り振りは苦しいところに少しでもそういうことができるように、内部で協議をして、そういうふうにやりたいというふうに思います。

○４番（内田正喜）

ありがとうございます。まだ予算が確定しておらず、使い道も決まっていないということなので、できるだけ使ってほしいことは、ここでどんどん言っていきたいと思いますので。前年度、低所得者、今年ももう一度、非課税世帯に補助金を出していますが、どんな感じで出していらっしゃるか、お願いします。

○政策推進課長（木原幸治）

低所得者向けの支援につきましては、福祉支援課のほうで事務を行っていただいておりますが、10月には全て交付は済んでいるというふうに聞いております。

○４番（内田正喜）

これ通告にはなかったですけど、一人頭どれぐらいの計画か、今分かれば。もし分からなければまた後でよろしいですけども。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

福祉については、年度初めから年度またいで第２回の低所得者の支援給付金を行いました。これ、支給したのが2,146世帯で、支給額は6,180万円。それに子ども加算というのもございましたので、これが290世帯、支給額が56万6,000円でございました。その後、今年、昨年度の所得が６月に決定後、不足額給付金というのもやっておりまして、この給付金が、今ありましたように10月31日までの申請ということで支給は終わっておりますが、この支給者が974名で、支給額が2,961万円。それと、低所得者の支援者に支払う分ということで236名分、942万円を支給しております。

以上です。

○４番（内田正喜）

分かりました。これだけ今年度支給していたら、ほかの経済対策のほうに今回の地方創生臨時交付金はかなりの部分使えるんじゃないかと思っておりますが、その辺にぜひ町長の答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治）

これだけで十分かということは疑問がありますけれども、できる範囲で屋久島町の財政状況も鑑みて、今こういう時期ですから、そういうことはきちんと手当ができるように内部でも協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○４番（内田正喜）

分かりました。デフレコストカット型の経済から成長型の経済への移行に向けて、屋久島町も頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、今回の交付金の中に、ゼロ歳から高校３年生までの子供に一人頭２万円を支給するというのが入っていましたが、それももちろんやるんですよね。分かりました。それもやっていただきたいと思います。屋久島町としては、今テレビで話題になっているお米券をどのようにお考えなのか、教えてください。

○町長（荒木耕治）

今、お米券というのは全国的に不評です。今どこもやるという自治体は、今まだ１か所もないというふうに私は思っている。ですから、どういう形でやるか、だけど、町民の中にはお米券を期待している人もたくさんいると思います。だからそういう面で、どういうやり方がいいのか、ちょっと色々精査をして行っていきたいというふうに思っております。

○４番（内田正喜）

分かりました。テレビでお米が5,000円とかよく言っていますので、Ａコープ行って調べたら、Ａコープはそんなに高くないんですよね。3,000円台で売っているみたいです。お米券、多分する必要ないと思います。コストが大分かかると思いますので。そのように思います。よろしくお願いします。

最後に、私、ガソリンスタンドをやっております。暫定税率がなくなりました。11月13日から５円ずつ、段階的に補助金が積み増しされまして、本日、今日より仕入れベースでは25.1円、暫定税率分補助金がカットとなり、タンクの在庫状況にもよりますが、各スタンド、来週中にはまた５円程度安くなります。軽油に関しては、先月の27日で17.1円の暫定税率分の補助金を国は出しております。ガソリン等は安くなりますが、その他は現状維持のままということです。それと、屋久島等、屋久島は離島補助ということで、離島ということで屋久島は10円、口永良部島は25円補助金が入っております。暫定税率が廃止になって、財源がなくなったということで、それがなくならないように町長には全離島の会長として頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩　　午前１０時２７分

再開　　午前１０時５０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番、榎光徳議員に発言を許可します。

○９番（榎　光徳）

皆さん、おはようございます。議席番号９番、榎光徳でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、１点目に、楮川棚田の水源地改修について、そして、２点目は、国の出先機関である鹿児島地方法務局屋久島出張所の閉鎖に関する質問の２点であります。

質問に入る前に、私はこのたびの屋久島町議会議員選挙において、大変厳しい選挙戦ではありましたが、町民の皆様方の御支援、御支持をいただき、貴重な１議席を与えていただきました。支えていただきました多くの皆様方へ、感謝とお礼を申し上げます。

私はこれまで町長に対し、後期高齢者という言葉を幾度となく発してまいりましたが、私も９月でとうとうその仲間入りとなりました。何はともあれ、健康第一であります。今後は健康に留意しながら、職責を全うすべく、精いっぱい頑張ってまいりたいと思っておりますので、町長始め執行部の皆さん、そして同僚議員の皆さんの御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問の１点目でありますが、令和７年第３回定例会において、地元有志の方々により請願書が提出されましたが、継続審査となり審議未了により廃案となってしまいました。地元の農家の皆さんの落胆の声を聞き、残念でなりませんでした。

廃案となったことについては、議会サイドの対応でありますので、どうこうと申し上げることではありませんが、私はその判断材料のための執行部との意見交換に疑問を感じたところであります。この件をどのように捉え、今後どのように計画をし、対応しようと考えているのか、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

再選おめでとうございます。大所高所からお互いに健康に気をつけて、屋久島町発展のために頑張りたいというふうに思っております。

それでは、榎光徳議員の質問にお答えします。

楮川集落における棚田活用につきましては、一昔前の食糧生産を目的とした第１次産

業としての側面よりも、近年では各種団体や移住者の方々が、稲作等の体験を通じて、収穫の喜びを得ようというような新しい形態へ移行しているんではないかと感じております。また、このような活用体系が増加傾向にあり、水田が少しずつ復活してきていることは承知をしており、非常に喜ばしいことだと思っております。

さて、棚田の水源である榊川上流域の取水口の改修でありますが、地形が急峻な場所にあり、滝の直近であることから、抜本的な対応を行うには多大な経費を要することが想定をされます。また、現在の棚田の活用形態が専業あるいは兼業という農業形態ではないため、改修事業の財源確保に有効な補助金等がないというのが実情であります。このため、まずは榊川区長を始め、棚田を守る会とも協議の場を持ち、棚田の保全という観点から、どのような形で何ができるのかということについて意見交換を行い、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○９番（榎　光徳）

先ほど、請願書の件をお話ししましたけれども、これはもう過ぎたことでありますので、先ほど言ったようにどうのこうのということではないんですが。

私はやり取りの中で、これはもうやっぱりしっかり検証しておかなければいけないんですが、地元はこれまで担当者も呼んで、現地も見てもらって幾度となく協議をしてきているんです。何か対策を講じられないかということで話をしているんですが、なぜ継続審査によって廃案となったわけですけれども、そのときの協議が、これは担当課長を責めるわけじゃないんですけれども、聞いてなかったと。話を報告も受けていなかったということを、議事録を読ませていただいたんですが、そういったくだりがあるんです。それでそれはちょっと違うんじゃないのと、これまで何回も協議もしてきて、そういうのが、課長も代わったばかりですので、報告を受けていなかったのかなということはあるんですが、やっぱりそこら辺は情報の共有というか、町長も常々職員のそういったことを言っていますので、ほう・れん・そうというか、報告・連絡・相談、そういったことも欠如というか、そういうのがあったのかなという思いはしております。

同僚議員の中でも、そのときの議事録でこれまでもそういった色々地元の人たちが苦労をして、色々手弁当で、奉仕作業で色々やってきたというのを知っている議員もいたようです。その中には、ちょっとここを読ませていただきたいんですが、この請願は、榊川の水源に水を引く請願だから重要な問題だと思っておると、今までも地域でやってみたけども、なかなかそれも大変だということらしいと。であれば、行政と前もって話を進めていくべきじゃないかと、これは何とかしてもらわないといけないことだと思うというような意見を出している議員もおりました。そういったことがあれば、もうちょっと請願の中で詰めて協議をできたのではないかなと思ったところでありました。それはもう経過ですから、私の思いです。

今、町長からありましたように抜本的な改善策がないというようなことで、何かいい事業はないかということのようなんですが、町長、現地を見られたですか。

○町長（荒木耕治）

棚田は見ましたけど、水源までは見ていません。

○９番（榎　光徳）

答弁にあったように、棚田から林道作業道ですか、それをずっと何百ｍか遡っていって、上のほうに水源があるわけですけれども。

町長のところにその資料をお渡ししてありますけれども、これは産業振興課が令和４年に作った資料なんです。それで、楺川新田の棚田は、愛子岳の麓に1935年というから昭和10年なんですが、昭和10年から２か年の歳月をかけて、集落民の奉仕作業により整備をされたところであると。屋久島最大の棚田で、棚田は集落の宝だと。楺川農地資源農村環境保全会を中心に、保全活動及び地域の歴史、文化を後世に伝えていく活動を行っているという、こういうものなんです、こういうのを出しているんです。

集落の人たちがそれだけ大事に使ってきているんですが、今、この水源が、これまでも川の中に井堰を造って集水しているんですが、大水が出ると、上のほうが流されて水位が下がってしまうというようなことで、それを地元の人たちは自分たちでセメント持って行って、粘土（ゴン）みたいなことで、10cm、20cmのかさ上げをして、水位を上げて取水口に持ってきていたということのようです。

ですから、今回も30cmぐらいかさ上げをしてもらえば、十分に水源が保たれるというようなことのようですけれども、それについてはそんな大きな事業を入れなくても、最悪、原材料で地元の人たちは、これまでも自分たちで発電機を背負って行って下に下ろして、発電をして生コンを練って、機械を使って、そういう作業をしていたということのようですので、何かそういう手だてができないのかという気がしているんですが、そこら辺は課長の妙案はないですかね、そこら辺は考えていないですか。

○建設課長（内田　剛）

楺川区長さんと面会をさせていただいて、第３回の定例議会が閉会の後、そういった請願書の提出を受けて、土木係長のほうには早い段階で、楺川区長さんと棚田を守る会の区長さん方とお会いして、意見交換、詳細を聞かせていただいて、可能であれば、現地、水源地も一緒に確認ができればいいのだがというような話で、調整を指示をしておったんですけれども、何度か調整試みたんですけれども、楺川区長のほうが都合が悪いというようなことがありまして、未だちょっとできていないところなんですけれども。今月の初めに日程が設定できることになってますので、今月18日になるんですけども、そのときに楺川区長と小瀬田区長とお見えになるということで聞いていますので、そこで詳しい話をお聞かせいただいて、土木係長のほうでも、幾つか補助金のそういったの

はピックアップしておりますけれども、ちょっと見る限りハードルが高い部分があったりして、その辺りも説明を踏まえて、お会いしたいとは思っているところでございます。

○９番（榎　光徳）

分かりました。ぜひ、そういったところを検討していただいて、何かいい対処ができればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それとその水源地からずっと下のほうに導水管で、パイプで引っ張ってきて、下にため池があるわけですけれども、当然そのため池からまたさらに今、棚田のほうに引っ張って水源確保をしているんですけれども、そのパイプ自体も、今、取水口200から途中150に落として引っ張ってきているようなんです。ところが、今の水の勢いがもう半分ぐらいになっているというようなことで、そのパイプ自体も途中で小さくなっている分、つなぎ目のところが詰まっているのか、途中、何か杉林があって、そこを伐採した跡があると。その伐採木なんかの支障を来して詰まっているのか。そういった調査も以前、建設課にお願いをして、担当係長は見ているんじゃないかなと思っているんですが、そういったこともあるようですので、そこもぜひ調査をしてもらいたいと思っております。

水量が、今、棚田のところだけじゃなくて、それからさらに下のほうにずっと畑もいっぱいあるんですが、そこも楢川地区は人数の割に非常に耕作地が広いです。荒れ地の畑が本当に少ないんじゃないかと、私はそう思っているんですが、そこら辺にもずっと引っ張っているようですので、水位を確保するためには、導水管の補修も当然必要だと思うんですが、そこ辺については課長どうですか。

○建設課長（内田　剛）

榎議員のおっしゃるようなことも、まずは区長さん方とお会いして、そういった状況もお話をいただかないと分からない点も、詳しい点も分からないですので、その辺りもお伺いして、土木係長とお会いして、この後どういったことができるのかというのは検討したいと思います。

○９番（榎　光徳）

この水源確保は、結局は、楢川の浄水場の生活用水とも関連が出てきますので、ぜひ、そこら辺も横断的な取組をしていただいて、しっかりとした対策を講じていただきたいと思います。

それでは、次の２点目に入っていきたいと思うんですが、さっき町長からもありましたように、今、地元では耕作放棄地解消のために様々な努力をしております。最近では、今、稲作農家は全体で20人前後いるようなんですけれども、稲作だけではなくて、ガジュツであったり、焼酎芋であったり、そういったことにも転作をして棚田を守ってきているという現状があります。

それと最近では、地元の人たちだけじゃなくて、地域の人たち、周辺の地域、小瀬田、

長峰、楠川辺り、それと移住者のグループが何人も入り込んで、そういうこともやっているようです。私は、そういうやる気のある人たちがいる中で、やっぱり耕作放棄地解消のためにいいモデルにもなるんじゃないかと思っております。

毎年８月の末に、棚田まつりというのをやっています。町長、棚田まつり御存じですか。

○町長（荒木耕治）

行ったことあります。

○９番（榎　光徳）

行ったことありますか。本当に、以前は、竹灯籠を何百個か設置をして明かりをともして、物すごく幻想的な情景を醸し出して、そして地域の人たちがそこに集まって、慰労会をして語ってやっていることなんですけれども、やっぱりこういったことが、耕作者の英気を養って、絆を深めていく一つのイベントであると思っております。

私は、もう大分なるんですが、以前に例えば、森祭りとか安房なんかでも灯籠祭りみたいなことをやっていますが、この棚田の祭りはすごいなと思って、当時の企画課長に現地を見に来てくれんかということで来ていただいて、これを町のイベントにできないもんかということも話したことがあるんですが、それについては、色々な問題もあるんでしょうけれども。そういったようなことで、地元の人たちのやる気をどんどん伸ばしてやってもらいたいということもあります。そういったことに対して、町としてどういった手だてができるのか、そういったことについては、産業振興課の所管になるか分かりませんが、そこら辺の考えはないんでしょうか。

○町長（荒木耕治）

楠川の棚田につきましては、楠川区が棚田地域等保全対策事業において、住民組織等が行う保全活動に要した経費等へ助成を行う保全活動支援事業の採択を受け、農地等の保全活動や都市住民等との連携による農地等の保全活動を実施しております。この事業は、県予算の範囲内において、活動に要した経費の上限60万円まで助成を受けることができる事業となっております。

現在、楠川区では、農地等の保全活動に30万円、都市住民等の連携による農地等の保全活動に10万円を活用することで、計画が認定をされ、事業を実施しているところです。

主な内容としましては、休耕田対策のための薬用作物の植付け管理や農道や獣害防止柵等の施設の維持・補修に係る経費、都市住民等への棚田保全の理解促進活動として、棚田まつり等の開催経費に事業費を活用しております。

また、現在、楠川区は活用しておりませんが、多面的機能支援交付金、通称、水土里サークル活動もございます。現在、町内で12の組織が活用し、農地維持等に努めております。この事業につきましても、農業用施設の軽微な補修や農村環境の保全活動、農村

文化の伝承を通じた農村コミュニティーの強化活動、ため池の管理体制の整備・強化など、多様なメニューに対応できる事業となっております。このことから、棚田地区の維持管理につきましては、区が必要としている内容の把握に努め、既存の補助メニューで活用を促すことといたします。

よって、町単独の財源措置は今のところ考えていないところです。

○９番（榎　光徳）

私は楠川に住んでおりますので、楠川区でも多面的機能、美土里サークルをやっております。今、島内でもやっている地区、やってない地区、昔は多かったんです。今はちょっと少なくなってきているんですよね。そういったようなことで、美土里サークルの事業を導入をできればいいんでしょうけれども、なかなか事務局も非常に大変ということで、楠川やっていないようなんです。

で、まあ、地元は、耕作放棄地解消のために努力をしているというのが目に見えているんですが、本当に先般、議会と町民と語る会の中で、農業委員会との意見交換をやりました。その中でも、やっぱり耕作放棄地の解消であるとか、新規就農者とか後継者育成のためにも非常に努力をしていると、農業経営が厳しい中で生き残りをかけてやっているんだというようなことの実情を聞かせていただきましたけれども、そうして栗生、中間の実情も出ていました。耕作面積も非常に狭溢な中で、大変だと、何を作ればいいのか分からんというようなこと等。それと併せて相続登記の申請の義務化が６月から始まりましたんで、これらについても非常に、後でまた触れますけれども、困っているんだと、そういうようなことが出てきました。

私はなぜこれを言うかというと、今、農業委員会との意見交換の中で、認定農業者数とか耕作地面積とかのそういうものの資料も出てきましたけども、例えば、認定農業者数が、これは令和７年の資料ですと、北部は７戸、南部は48戸ということで、全体で57戸あるんですが、圧倒的に南部が多いんです。これは耕作地面積もそうなんですけれども、なぜこの話をするかと言うと、せっかく楠川地区がそういうことをやろうとしているところに、行政としててこ入れをしてほしいと。例えば、経営指導等奨励作物、何がいいのかとか、そういったことを指導をしていけないのかというようなことは考えられるんですが、経営指導とかそういうのは、農業委員会の中で推進委員がやるようになっていますよね。ここら辺のこういった地元とのそういった話とか、そういう事例は、課長、ないもんですか、分かっていないですか。

○産業振興課長（松田賢一）

経営指導につきましては、御要望がありましたら、県にも専門の職員もおりますので、うちの職員と日程を調整して指導することは、通常行っている作業であります。

○９番（榎　光徳）

先ほど言ったように、稲作だけではなくて、から芋とかガジュツとか、色々そういったのにも転作もしているというようなことで、努力をしているわけですので、ぜひ、そういった経営指導あたりにも、地元から何もないから行っていないよということじゃなくて、行政側から入り込んでいって、地元の人たちと意見交換もしながら、ぜひそういう指導体制をつくっていただきたいなと思っております。

いずれにしましても、先ほどの水源地改修も併せて、一帯の活性化、あるいは、それが強いては集落の活性化につながっていきますので、併せて、できるだけ前向きな対策を講じていっていただきたいなと思っております。

では、次の質問に入ります。法務局の代替業務についてでありますけれども、鹿児島地方法務局の屋久島出張所が、７月の22日付で閉鎖となっております。

この件につきましては、昨年の12月の定例会で同僚議員が質問をいたしておりますので、私は確認の意味で質問させていただきましたけれども、閉鎖をされてから約５か月近くになるわけですけれども、各種登記事務関係について、私は多かれ少なかれ支障を来しているんじゃないかと、町民はですね。そういったことで、行政のほうにそういった意見が寄せられていないのか、まずはそこをお尋ねをしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

法務局の統廃合につきましては、国における全国的な組織再編の一環として、令和７年７月22日をもちまして、屋久島出張所が閉鎖をされました。現在は不動産登記の手続など、多くの方々が司法書士に依頼をして、申請等を行っているところです。

町に直接町民の方からの意見はありませんが、高齢者や事業者に負担が生じているという声があることは承知しております。

登記事務は国の専管業務であり、町が代行することはできませんが、町としてできる支援としまして、町民の皆様の手続が円滑に行えるよう、町民からの相談があった場合は、窓口での情報提供、必要な手順を案内し、オンライン申請の活用支援や郵送による手続方法の案内など、可能な範囲で必要な支援を行いながら適切に対応しているところです。

○９番（榎　光徳）

私自体はあんまり法務局そんなに多く利用する機会というものがないものですから、町民から何でなくなったのと、本当に大変だということを聞かされまして。

それで、私は以前、ちょうど同僚議員が質問する前のときでしたか、私が町長と話をしたら、これはもう決まっているから、どうしようもできないんだというようなやり取りをした覚えがあるんですが、町報の６月号でも確かにお知らせをしました。そして、オンラインとか郵送で可能ですよというようなこともうたっているんですが、なかなか司法書士もいますけれども、鹿児島まで行かないといけないとか、経費がかかる、日数

がかかる。そして、特に高齢者の方とか、ＩＴに精通していない人はなかなか大変だということで、そういう声も聞くもんですから、私もそうかなということもあるんですが。

これも以前の同僚議員のやり取りの中で、県内で伊仙町と和泊町にサービスセンターが設置をされて、ここで申請した事項証明を受け取ることができるんだということのやり取りがあったようなんですが。そして、当然それは事例というか、設置基準の中で件数に応じてそれが設置をされるんだというようなことで、そのときは年間件数が２万6,000件以上でないと、基準に合致しないということがあったようです。２万6,000件というのは相当な数なんですが、じゃあ本町はどうなのかというと、そのときの答弁の中で、担当課長が2,600件ぐらいだという答弁しているんです。でも、やっぱり10分の１ですよね。伊仙とか和泊はそんな屋久島町と比較して大きいところでもありませんから、そういう設置基準が、これはそれこそ緩和できないのか。それは１年前の話でしたから、その後、確実に閉鎖されてそういう状態になったわけですので、今その状況が、設置基準というのは変わってないのか、担当課長そこら辺はもし分からなければいいんですが、分かれば教えていただきたいんですが。

○町民課長兼地域住民課長（若松恵利子）

議員のおっしゃいますように、法務局が民間に委託して設置しているサービスセンターが２か所ございます。伊仙町と和泊町にございます。

その設置基準につきましては、以前は２万通以上が基準になっていたんですけど、最近では、その設置基準が7,000通以上の取扱件数を目安とするように変わっております。しかしながら、屋久島町における直近の取扱件数は年間2,600通程度となっておりまして、国の基準に対して大きく下回っている状況のため、サービスセンターを設置することは難しいと認識しております。

○９番（榎　光徳）

２万が7,000には少なくなっているということのようですね。それでもまだまだ追いつかないという状況なんですが、私は個人的な見解で、例えば国の方策というか、以前、地方分権によってどんどん権限移譲が進んできて、市町村に色々なことが下りてきたわけですけれども、今度は、今は、逆に国の機関がなくなっていくと。それなのに一方では、今、登記事務の申請の義務化がされるとか、何かそういったことが、そうなのかなという思いが、私の個人の見解なんですけれども、都合のいいふうになってきているのかなという思いがします。

町長、どうですか、今の件数、本町は2,600ぐらいしかないということなんですが、全体の件数も２万が7,000通に緩和されてきているわけですから、そこら辺を、それこそ町長の今、離島振興の会長とかそういうのも駆使して、国にそういう働きかけもどんどんできないもんかなと思っているんですが、そこら辺、ちょっと何か考えありますか。

○町長（荒木耕治）

結論的にはなかなか厳しいというふうに思います。ですが、今、伊仙の、要するに伊仙というのは、徳之島３町でやっているんじゃないかと私は思うんです。だから件数が上がっているんじゃないか。和泊も、知名もありますから、２町でやっていて、そんだけの件数が上がっていっているんじゃないのかなというふうには思っております。

ですから、今、国のラインが下りてきていますけれども、それを３分の１に下ろさないと、うちは該当しないということですから、それは非常に厳しいとは思いますけれども、そういう事情はあるわけですから、そういう場があったときには、そのことは申し上げていきたいというふうに思っております。

○９番（榎　光徳）

件数は少ないわけですけれども、オンラインでしたり、そういったのがどれぐらいあるのか、実態調査しているわけではありませんから、件数は定かでないんです。私は、まだこのやり方によっては、もっといっぱい出てくるんじゃないかなと思っているんですが、特にこの相続登記申請の義務化等が始まりましたので、こういったことに関しても、やっぱり申請がしやすくなれば、増えてくるのかなというような気もしております。

それと担当課長に確認したら、いや、ないよということだったんだけど、例えば戸籍事務も法務局の所管だと思います。人権擁護委員もそうだと思います。

今までは、法務局の屋久島出張所がありましたんで、窓口がありましたんで、そことの連携とか、色々連絡、調整、指導を仰いだりとか、そういったこともできたんでしょうけれども、今後はそれがなくなって、本局、鹿児島とのやり取りになっていくというようなことで、そういった点では、時間的なロスタイムとか、なかなか対面のそういうこともできなくなるわけですので、やっぱりちょっと支障があるのかなというような気がしております。

司法書士に頼むということもあるんですが、行政がそういった指導をどの程度できるのかということ、これは個人的な個人情報にも関係してきますんで、なかなか行政からそういった口出しとか介入はできないんでしょうけれども、そこら辺、司法書士あたりと閉鎖に伴う意見交換とか、そういったことは何か担当課ではないもんですか。

○町民課長兼地域住民課長（若松恵利子）

司法書士の方々との町とのやり取り、協議等につきましては、なかったと思っております。

○９番（榎　光徳）

いずれにしましても、町民が少しでもそういった申請事務がスムーズにいくような行政指導というか、そういったのを町民に寄り添った丁寧な指導というか、そういったようなことを心がけて、今後もやっていただきたいなと思っております。

以上で私の質問を終わりますが、これからいよいよ本格的な冬になってまいります。冒頭でも言いましたけれども、もうこの会場でも町長と私は後期高齢者ですので、健康には十分留意をして、新年を迎えたいものだと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時３３分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番、大角利成議員に発言を許可します。

○７番（大角利成）

お疲れさまです。去る９月の町議会議員選挙において、町民の皆様からの信任をいただき、三たび議席をいただきました議席番号７番、大角利成でございます。御支持、御支援をいただきました町民の皆様に感謝とお礼を申し上げ、同時にこれからも初心を忘れず、謙虚に、誠実に、即行動することをお誓いを申し上げます。

それでは、議長より許可をいただきましたので、本定例会最後となります一般質問を行います。

通告しております有害鳥獣被害防止対策についてと行政財産の管理についての２点について、順次質問をいたしますが、今回は質問項目を細かく通告しておりますので、町長、教育長の明快かつ前向きな答弁を求めます。

さて、新聞、テレビ等の報道によると、環境省が発表した国内における本年７月から11月の熊による人的被害は、これまで最多の230人以上を上回ったとのことで、記録が残る2006年度以降最多となったようであります。農作物等への被害も同時に増加しているものと思われますが、熊の出没件数、捕獲数ともに過去最多であったようであります。

朝ほど町長が今年の流行語について触れられましたが、私は熊、熊被害でもよかったのではないかと思うところもある一人です。

本題に入りますが、我が役所においても有害鳥獣による農作物等への被害が継続的に発生し、深刻な状況下にあることは申し上げるまでもありません。このようなことから、これまで猟友会による猿、鹿、タヌキ、ヒヨドリ、カラス等の捕獲が実施されており、大変感謝をしているところです。

そこで、１点目の質問です。令和６年度及び令和７年度上半期における猿、鹿、タヌキ等の有害鳥獣捕獲状況について、まず実績をお示しください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

再選おめでとうございます。世のため、人のため、そしてふるさと屋久島町のために、共にこれから頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、大角利成議員の質問にお答えします。

本町の農業は、猿、鹿、タヌキといった獣類及びカラス、ヒヨドリといった鳥類による農作物被害が頻発しております。農業振興上の大きな阻害要因となっています。

また、近年では世界遺産地域やその周辺でも、希少な屋久島固有の野生植物への食害が広がり、森林植生への影響も懸念をされるほど、生態系被害が深刻化しているのが本町の現状でありますので、屋久島町鳥獣被害対策協議会を中心にその対策を講じているところであります。

御質問の鹿、猿、タヌキの捕獲頭数は、令和６年度実績で、鹿1,868頭、猿630頭、タヌキ508頭でありました。令和７年度上半期実績では、鹿916頭、猿209頭、タヌキ153頭となっています。

○７番（大角利成）

今、６年度の実績と７年度の上半期の実績を教えていただきました。令和７年度の上半期につきましては、目標が3,500頭、鹿、猿800頭、タヌキ600頭と伺っておりますので、まだまだ目標には届かない数値かなというふうには思っておりますが令和６年度、令和７年度の上半期の捕獲状況というのは、これまでと比較してどうだったんでしょうか、担当課長で結構です、教えてください。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和５年度以前の過去５年間の捕獲実績に対しまして、令和６年度及び今年度上半期の捕獲実績を比較しますと、鹿と猿は減少傾向、タヌキについては増加傾向にあります。

以上です。

○７番（大角利成）

タヌキが増加ということなんですが、確かに私が見る限り、鹿は以前に比べて大分少なくなったなと思います。猿についてはまた後で触れますけれども、タヌキが非常に多くなっているのではないかと。畑に行っても、あまりお話じゃないですが、食事が済みましたから、タヌキは同じところにふんをするんです。ミカン畑に行ったら、あちこちにこう。以前はそれがあまりなかったですけれども、顕著に見られます。夜、車で走っても、鹿は少し減ったが、タヌキが非常に多くなったなという状況を受けております。そういう捕獲の状況分かりました。

ところで、農作物の被害等はどうなんでしょうか。捕獲の実績は今お伺いしましたが、農作物等への被害はどんな状況か、その状況を教えてください。

○町長（荒木耕治）

農作物の被害状況につきましては、平成26年度をピークに減少してきており、ここ数年では、猿、鹿、タヌキともに横ばいで推移をしておりましたが、令和６年度は、全ての有害鳥獣において被害が増加しており、特に猿による被害が急増している状況であります。

令和６年度の被害金額は、鹿550万円、猿1,500万円、タヌキ90万円となっています。昨年度で特筆すべきこととして、ヒヨドリによる被害がひどく、金額として4,200万円の被害額を推計しているところであります。

○７番（大角利成）

分かりました。猿被害、私の見る限りでは、私の近辺では、ヒヨドリによる被害も非常に最近多くなっているのだということを感じております。

また、最近耳にしましたが、今、バレイショの芽が出ています。私は芋を掘って猿が食べるというのを過去に聞いておりましたが、最近の話ですと、出てきた芽を猿が抜いて、そして畑でじゃれていると、こんな話も聞いております。

そこで、新聞等にも出ましたが、このタヌキの永田浜のウミガメの卵、あるいは子ガメの関係、これについては過去からあったんでしょうけれども、また新たな被害だなというふうに今、感じているところであります。

農作物、同僚議員が申し上げましたように、先般、農業委員の方とも色々お話をしましたが、農家が減っていく、生産意欲がなくなっていくということも話題になっておりますので、このことはしっかりと私たちは受け止めて、軽減対策を講じていかなければならないと、このように思っております。

そこで、先ほど出ました、その猿の被害が増加しているというお話がありましたが、北部のほうは、私はよく承知しておりませんが、私の近辺では、町長御承知のように、山手側に電気柵を線の状態でずっと伸ばしてきました。それは、人間と猿のすみ分けをしようというのが一つの目的でありました。

特に、私の近辺で申し上げますと、最近、里地の猿が非常に増えてきています。ちょこちょこ、私の近辺にも来ます。私の近辺の軍団は30近くおって、場合によってはそれがすぐ近くで２組、２集団ぐらい出ている状況もお話で聞いておりますが、現在、町として、人間が住んでいるこの集落地、里地に、どれほどの猿の個体がいるのか、把握したことはないんでしょうか。もし分かっておれば、概略で結構ですので教えていただければと思います。

○町長（荒木耕治）

残念ながら、猿につきまして、あるいは鹿もそうですけれども、正式な数値は示されておりません。ですが、作物の被害状況や目撃状況等からも、かなりの個体や群れが里地の近くに下りてきているというのは事実だというふうに思っております。

特に、前年度においては、８月に襲来した台風10号の影響によって、山岳地での餌不足も大きな要因と考えられ、その結果、里地での個体数の増加が、農業被害の増加にもつながったというふうに推測をされるところです。

○７番（大角利成）

私は、おかげさまで電気柵を設置してから、山側から下りてくるというのは、以前に比べてずいぶん減ったと思うんです。私が心配しているのは、電気柵を張った時点で、里の上にいたお猿さんが、帰れなくなった、山のほうへ。そのことで、非常に里で増えてきているんじゃないかという危惧を私はしている。私のそばで見る猿も、二十数匹、１軍団、30匹近くおりますけれども、時には何匹かが背中に子供を背負い、あるいは抱っこしながら移動しております。ですから、年々増えてきて、将来どうなるんだろうかというのが、私の心配するところです。

電気柵をやっていただいて、効果があるとは思っています。ただ、ひいていえば、全集落はそうではないと思うんですが、地区によっては、時期的に電気を流して、通年流していない集落もあるんじゃないかというふうに私は思っています。ですから、お願いしたいのは、やはり通年電気を流して、そしてすみ分けをしていく。そして、里の部分の猿の捕獲というものをどうするかというのが、将来に向けて大事じゃないのかなというふうに思っているんです。

そこで、次の質問ですが、色々と区長さんともお話をします。住宅近辺では、里のほうでは、なかなか銃が使えないということで、わなによる捕獲が主になるんですが、これからの里地域での猿の捕獲について、町は今後どのような対策を講じていこうと考えているのかお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治）

里地、特に住宅周辺での猿の捕獲につきましては、銃器の使用ができない場所がほとんどであります。

被害に対する具体的対策として、箱わなやくくりわなを中心としたわなによる捕獲が効果的であることから、これまで年次的に捕獲器材を導入するなど、捕獲の強化を図ってきたところです。

また、被害の発生に迅速に対応するよう、猟友会の協力を得て、巡視業務を、監視を行い、その対策に努めているところであります。

○７番（大角利成）

今ありましたように、私もさきに述べましたように、なかなか銃が使えないというこ

とで、私の経験から、今、小さな捕獲器になっていますが、前１ｍ四方の捕獲器がありました。私もそれを自分の果樹園に設置したことがあります。運よく１回に３頭かかったことはありました。というのは、群れがいて、中にある餌を競って取るために入ったんだろうと思うんです。でも、猿も非常に知恵がありますから、わなに入った猿は、おりの底を掘ってでも逃げる猿もいますので、知恵はすごいです。だから、なかなかこの小さな捕獲では、なかなか厳しい状況になってきているんじゃないかと思います。

私、尾之間の区長時代に猟友会にお願いをして、銃が使えないから犬を使って、猟友会の方たちに山に追うんじゃなくて、逆に海岸線へ追い込んでいただいて、海岸端で別の隊員が待っていて駆除するということもやりましたが、１頭か２頭しか当時できなかった経緯があります。なかなか地形が厳しいこともあって、猿のほうからうまく逃げられる、そんなこともありましたが、私の考えでは、そうすることで、しばらくはそこにまた来ないということもあるだろうと思います。ですから、行政のほうでも猟友会の方にまた連絡し合って、ぜひそういう対応も考えてほしいし、今、町長が言いましたように、この巡視業務、これが一番大事かと思います。巡視業務をしていただいて、巡視業務をすることで、また町民の皆さん、猿に対するあるいは有害鳥獣に対する思いというのを新たにしてくれるのではないかと思いますので、また巡視業務について後ほどお考えをお伺いしたいと思います。

今、申し上げましたように、今のままですと、私の近辺では将来的にはもう相当数の猿になるんじゃないかと思っています。そこで原集落がちょっと大きめな、一辺が四、五ｍある大きな捕獲器を設置をして、これまで対応をしてきております。聞くところによりますと、かなりの数を捕獲したと聞いております。私も見させていただきましたが、場合によっては、集団全てといいませんが、ある程度同時に捕獲をできることも可能じゃないかなと思っている一人です。町長は原集落が設置している大型の捕獲器を見たことはありますか。

○町長（荒木耕治）

大型はございません。

○７番（大角利成）

私の通告が遅かったから時間がなかったんでしょう。ぜひ、議論する前に一回見てほしいなと思ったんですが、たしか原集落は今３基目、３か所目だと思っています。最初作って、そこである程度捕らえて、また場所を変えて、今使っているのは最近設置をしたもので、鋼管を組み合わせて壁はトタンで、そして中におびき寄せるミカンとかそういうのを入れて、そこで食べさせて、慣れてきた頃に一気に捕獲をするという方法で。

当初の頃は、今もそうでしょうが、上から入ってきたり横から入ってきたりします。そして一旦中に入っているやつをぽんと閉めたら、また同僚の猿が中にいるから上から

入ってくる。でも、上から入ってきたら壁がトタンだから外に出れない。こんなような仕組みの捕獲器です。ぜひ町長は忙しいでしょうけども、一回足を運んでいただいて、そのことも視察をしてもらいたい。

私は小さい捕獲器よりも、あのほうが非常に効率がいいんじゃないかなというふうに思っているんですが、担当課長でもいいです、本日は統括係長も見えておりますが、携わってきてこれまでも見て、あるいは情報を聞いていると思いますが、この原集落が設置しているようなものを町として整備をしていく考えはありませんか。するしないは町長の判断でしょうが、原集落の捕獲器を見てどのような感じなのか、どちらからでも結構ですが、よろしければ考えをお聞かせください。

○産業振興課長（松田賢一）

原区にあります猿用の大型捕獲の施設につきましては、先ほど議員が申し上げられましたように、複数頭を同時に捕獲することが可能であることから、これまでに多くの群れを捕獲してきた実績があるというのは伺っております。しかしながら一定の場所での設置であるために、近年ではなかなか捕獲の実績が上がっていないという話も聞いております。また、管理面においても、猟友会への負担が少し大きくなってしまう現状でありますことから、移動可能な組立て式の大型のわな、そういうものの導入も含めて、今後検討していけたらと思っているところです。

○７番（大角利成）

ぜひ、そういうことであれば検討していただきたい。原のやつのほう見ていますけれども、鋼管で組み立てて移動しますので、１回したらまた次のところに直すのが大変かと思うんですが、ただ効率は非常に高いというふうに私は思っています。ですから、原集落の方々のこれまでの実績を聞いて、ぜひ、あの方式を町が指導しながら、できれば町の負担で設置をし、各地区の要望に応えていくような体制を取っていただきたいな、このように思うんですが、再度、町長、その考えはございませんか。

○町長（荒木耕治）

猿の適正数がどんだけなのか分かりませんけれども、やはり、すみ分けはきちんとしたいなという思いがあります。

実は私は趣味で、20ａぐらいポンカンを作っています。そこに電気柵も入れてあります。それを入れた頃は、単独ではいけなくて、２軒か３軒か一緒でないとできない事業だったらしくて、隣がやるからと言って、私のところはその付け足しみたいに入れてもらったところなんですけれども、実は隣がやめまして、そうすると隣はもう電気柵全部、カズラとか草とか全部入って、要するに電気が流せないような状態になっている園も屋久島の中でも、かなりあるんじゃないかと私は思っております。

実は、今まで来なかった猿が去年来まして、ポンカン全滅でした。１個も取れずに全

部猿が。私はそこそこ怒るあれだったけど、腹立たしかったんですか、かみさんはもうかんかんに怒っていました。もう猿はどうにもならんみたいな話をしていました。

それでも、猟友会にお願いをして、箱わなを設置をしていただきました。最近作った箱わなというのは結構大きい、１人で持ち運びができないぐらいの大きなやつで、猟友会の人たちも大変だろうなと思いながら、箱わなを設置をしていただきました。物の見事に１頭がかかりました。その前にくくりわなをしてもらったですけど、くくりわなは全然かからなかったですね。それから箱わなにして、それと柵の外にもう一つ、趣味が多いんですけど、趣味でシイタケを作っていて、ちょうどシイタケが全部出た頃に猿が来て、猿は食べないんです。少しは食べるけど、全部ちぎって落としていくんです、そこいらじゅう。これを見ると非常に残念です。そういう思いもしながら、猿対策というのは。ですから、そのときもそこにもう１個、また猟友会にお願いをして、２個設置をしてもらいました。１匹ずつは入りました。だけど、多分そんなに多い群れじゃないです、五、六匹ぐらいの群れで、私らの周りにはいるんだろうと思います。それがあちこち出没をしていて、やはり近くの人からはそんなふうに言われております。

ですから、なかなか猿に対するくくりわなもなかなかうまくはいかない。だから、そういう大型の箱物、銃器もなかなか使えないとなると、今言われるような原地区であった、そういうものをぜひ近いうちに私も見に行って、それでいいのか、改良する点があるのか、その地区の人たちともちょっと意見も聞いたりして、よりいい方法を探して、これはもう屋久島にいる以上は、多分永遠のテーマになるんじゃないかと思います。

○７番（大角利成）

私の園あるいは周辺の園では、以前からするともう電気柵で助かっています。

ただ、さっきから申し上げるように、住宅近辺のお猿を今どうにかしないと、将来非常に問題になるんじゃないかと、こう思ったもんですから、今回の質問をいたしました。

電気柵の管理については、どこの集落も南部のほうでは、水土里サークルで、集落あるいは農家の方が当番制で、あるいは全員でやっていると思うんです。その分については、私は、ある程度自己責任、100％は防止できませんから、少し入ってくるのは、これはもう仕方ないなというふうに思っておりますが、里の部分のこの猿をどうにかすべきだという思いからの質問であります。

そこでなんですが、人的な被害は、これまで出ていないんでしょうか、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

先ほどの猿の話ですけど、私は趣味でポンカンを作っていまして、自衛策としてもうポンカンをやめました。あとは、酸っぱいやつを全部植え替えました。例えば、レモンとかシークワサーとかカボスとかユズとか、あれは食べないんですよ、さすがに。です

から、私みたいなそういう趣味の合間で作っているのはそれでいいでしょうけど、やはりそれで生計を立てる人はどうしようもないですから、きちんとやっていかなければいけないというふうに思っています。

今、鳥獣が原因とされる交通事故や凶暴化した猿が人を威嚇するなどといった生活被害が断続的に発生をするなど、多岐にわたる問題が生じてきております。これまでに人命に関わるような被害報告を受けてはおりませんが、このような状況が続いた場合、大きな事故につながっていくことが最も懸念をされるところです。特に、子供たちが通学をする通学路に猿が出て威嚇をするという話もちょこちょこ聞いておりまして、それはそういうところで対応をまたしていっていますけれども、今後そういうことはきちんとやっていかなければいけないというふうに思っております。

○７番（大角利成）

私の近辺でも区長が時折、通学の注意、呼びかけをしたりとかやっておりますが、まだ人的な被害は大きなことは聞いたことはありません。私自身は何度か追いかけられたこともありますし、遭遇をしたこともあります。

さっき申し上げましたように、20匹を越えてくるお猿に囲まれると、大の男でもちょっとびびります。

最近ですが、私のそばにまあ軍団から抜けたボス猿でしょうか、大きな猿が一匹猿といいますけれども、時々現れます。私のお家で、私はその一匹猿を見たことないんですが、30m離れたところで玄関の前を通っていきます。それがコースになっているようで、まあ、お家に入ってこないから今のところいいんですが、大変心配しております。

町長が申し上げましたように、お猿は私の玄関ではヘチマもやります。でも食べません。ちぎって取ってこうやって遊ぶ。そういうことをピーマンもそうです。かじっておいしくないからでしょうか、それでやめてくれればいいんですけど、また次へ遊んでいる状況にもありますので。

いつ、何どき、人的被害が出るか分かりませんので、先ほどから申し上げておりますように、この里地部分の猿の対策について、もう一度、猟友会の方たちとも連携を取りながら、一緒に知恵を出してみたいと思いますので、検討方、よろしくお願いをしたいと思います。

そこで、行政関係で少し町長にお尋ねします。

町の鳥獣被害対策実施隊員設置規則を町は定めておりますが、そこでは隊員定数は20名ということで、町長が任命するようになっていますけど、今、我が町では何名ほどの方を任命しているんでしょうか。

○町長（荒木耕治）

町の鳥獣被害対策実施隊につきましては、産業振興課職員５名を任命しております。

うち１名がわな猟免許を所有しているところです。

活動状況につきましては、猟友会との連携強化による箱わなの運搬及び設置の補助のほか、カラス捕獲用の大型捕獲わなへの餌の仕込み等を、今、現在、行っております。

○７番（大角利成）

５名という報告だったと思いますが、私の役場在職中もたしかかこれぐらいだったと思っています。今はどうなんでしょうか。

当時は、この委嘱された職員は大変な思いであっただろうと私は思っています。捕獲されたという連絡が農家から入ると、猟友会の方じゃ対応できない場合には、ほぼこの役場の職員が対応していた記憶が私はあります。ただ、このようなことをやっているということをあまり私は、町民の方も知らないんじゃないかなと思っていますし、役場の職員自体もどうなんでしょうか。担当課は分かっていてもあまり知らないんじゃないかなと思います。ですから、こういうことも職員の皆さんに、町長、ちょっと話もしていただいて、職員みんなでこの猿のことも対応していくような体制を取っていただきたいなと、そう思ったものですから、確認の意味でここは質問をさせていただきました。

次の質問ですが、先ほど出ました隊員による巡視業務であります。さらなる被害防止を図るために、猟友会による巡視業務の強化をして、区長さん始め町民との情報を深めるべきと考えます。そのために、私は猟友会による巡視業務、これを強化するためにも、猟友会への委託料、少し考えていただいて、増額することで隊員の方も動きやすくなると思うし、区長さん、町民への有害鳥獣の情報等も提供していただくし、そのようなことから少し猟友会の活動を支援すべきと思いますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（荒木耕治）

猟友会の皆さんには、１年を通して捕獲対策に御尽力いただいており、特にこれからの季節は、本町の主幹作物でありますポンカン、タンカンやバレイショの収穫時期となりますので、ますますの協力が必要となります。現在、捕獲実績に対する補助金と巡視業務に対する業務委託料を支出をしているところですが、捕獲強化に対する新たな取組に対する支援を行う局面に来ていると認識をしております。関係者の意見も伺いながら、どのような支援が適当か検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○７番（大角利成）

私たち一般町民はあるいは農家は、この有害鳥獣に関しては、もう猟友会に頼るしかありません。あるいは町に頼るしか言い換えるとないわけです。さっきから申し上げたように、このままで行くと、里地域のお猿さんも増えてきますし、タヌキも非常に増えて困っております。ですから、猟友会を支援するために、今、町長が申されたように、関係機関との協議をしていただいて、そしてまた、将来的なこと、区長さん、各地域は

どのように考えているのか、そんな情報も行政のほうで、もっともっと収集していただいて、皆さんで知恵を出していただいて、被害防止が図られるように、ぜひ猟友会を支援していただきたい、このことはお願いをしておきたいと思います。

そこで、１点目の最後になりますけれども、ヒヨドリによるタンカン、あるいはバレイショ等の被害防止のために、サンテあるいは防鳥網購入補助を実施しておりますけれども、この支給限度額を見直す考えはないのかお尋ねをいたします。

現在、３反歩以上の耕作者で、年間50万円以上の売上金がある農家に対し、３分の１補助で、１農家１世帯３万円の限度額となっております。９万円のサンテとかあるいは防鳥網を買った場合に３分の１の最高額３万円、15万円買っても３万円の限度額になっております。これをもう少し増額をして、そして農家の皆さん方がこのヒヨドリ対策に取り組めるような、そういう考えはございませんか、お尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治）

サンテや防鳥網につきましては、主にヒヨドリによる被害を防除する効果が高いことから、購入費用の今、議員がおっしゃる３分の１を補助しており、毎年度１名当たり３万円を上限として定めております。補助率及び上限額の設定につきましては、限られた財源の中で多くの農家に行き渡るよう、制度設計させていただいたところであります。

また、複数年にまたがり導入したいといった農家の意見を反映し、年次的に導入を進めていくことができるよう、年度ごとに申請できる内容となっておりますが、ヒヨドリが多く襲来する場合など、大量に導入する必要に迫られる年もあることと思われますので、幅広く意見を集約した上で財源等も勘案しながら、制度の見直しも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○７番（大角利成）

私も農家ですけれども、ほかの農家の方とお話しするときに、３万円では少し低いねという声が大半です。せめて、大角さん、５万円ぐらいはできないのか、要請してくれんかという言葉が最近非常に多いです。一町歩も二町歩も耕作している人が、これに全部サンテと網で対応すればかなりの金額になります。ですから、まあ、町長あと２万円ぐらい頑張って、私は制度的にはこれでいいと思うんですが、ただ限度額をもう少し３万円をまあ５万円ぐらいにできないのかな。

一番思うのは、やはりヒヨドリ対策が現段階での果樹に対する悩みの種でありますので、毎年買う必要はないんですよ、町長。何年かおきに買い替えていくんです。

ただ、一時期、果樹園の防風林に杉を植えた農家がかなりいました。防風帯に杉があるところは、網をかぶせると後の仕事が大変ですから、場合によっては１年きりで直すということがありますが、サンテについては、四、五年使える。ただ、１箱3,500枚程度入っているんです、十何円ですから、４万円程度です。それで300㎏ぐらい分です。

面積の多い人は、何万も10万単位で持っている農家もおります。ですが、それを一気に買えないから、町長おっしゃるように年次的に替えていくわけですので、少しこのことはまた検討していただきたい。

そして、先般の農業委員と我々との協議の中で、新規就農者がいなくなる、あるいは高齢で農業を辞めていく方がいる。そんな中で、担い手の農地の集積という言葉はしょっちゅう出ています。ですから、やれる人がもう少し、元気のある人が規模拡大ができるようにするためにも、この制度は大事ですので、少し支援をしてほしいなということを要望しておきたいと思います。

時間が押し迫ってきましたので、次に、大きな２番目の行政財産の管理についてお尋ねをいたします。

旧栗生中学校跡地グラウンドは、町体育施設条例で定めている栗生夜間照明施設で町民の体育及びスポーツ振興を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与する目的で設置をされているところです。

照明施設グラウンドについては、主に栗生校区の方々が利用しており、中でも栗生グラウンドゴルフ同好会の方々が、週に３日ほどグラウンドゴルフを通しての健康づくりと交流活動の場として利用しております。

グラウンド整備については、草刈り等を主にグラウンドゴルフ同好会が主体となって実施している状況で、町は燃料費を助成していると伺っておりますが、70歳以上の高齢者にとっては、特に夏場の草刈り作業は大変でございます。何度か私もそのような状況に出会ったことがございます。

また、本来であれば町の責任で整備をして、町民が利用すべきと思うところですが、本町では町民、地域住民、利用者団体等の理解の下、管理作業が行われている現状でございます。

利用者の管理負担を軽くするために、乗用型草刈機を購入して配備すべきと思うが、施設管理をする教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの大角利成議員の御質問にお答えをいたします。

現在、社会教育課が所管する施設の除草作業をしていただいている団体に関しましては、それに伴う燃料の現物支給による支援を実施し、乗用型草刈機の使用を希望する団体には、町が保有する機械の貸出しを行っているところでございます。

町が保有する除草に関する機械としましては、本庁舎のほか、栗生小学校に自走式が、尾之間中央公民館裏倉庫に自走式、そして、尾之間保健センター裏に乗用型草刈機がございますので、現有機械の有効活用を図るという観点から、まずはこういった備品を活用していただくという方向で、利用団体のほうには御案内を差し上げているところでご

ざいます。

日頃から利用団体の方々には、そういった形で丁寧に利用していただいて本当に感謝しているところでございますが、今後も除草作業につきましては、同様に機械を貸し出すという方向で考えておりますことから、新たな乗用型草刈機の購入については、現在のところ計画をしていないというところでございます。

○７番（大角利成）

考えていないということですが、私は本来は町がすべき、そうしないからできないから利用者に負担を求めている。じゃあ、お尋ねします。

例えば、使っている方が草が生えてきて非常に支障がある。使いたいというときには、即町のほうで運んで対応してくれるんでしょうか。

○社会教育課長（佐々木　修）

乗用型草刈機の貸出しの方法についてになりますが、本庁舎にあるものを貸し出す場合、原則として、ほかの団体と同様に本庁舎へ取りに、借りに来てもらう形を取りたいと思っているところですが、高齢であり長距離の車の運転ができないなど特別な事情がある場合には、利用団体の実情に応じて臨機応変に対応したいと考えているところです。

○７番（大角利成）

じゃあ、町長にお尋ねしますが、町長は所信表明の中で社会教育体育部門のところで、いわゆる町民の融和の場、町民が楽しめる場づくりを目指しますと、こう言っております。ごもっともなことなんですが、そのためにも私は草刈りをしてくれる高齢者の方に、機械を貸すから取りに来なさいというのは、あまりにも酷じゃないのかなという気がするんですよ、個人的に。だから、そういう人たちのために私は、条例を見ますというと、あと何か所かあります、そういう場所がですね。人口の多い、あるいは施設整備がされている安房周辺、宮之浦周辺の方々はそういう苦労をさほどしなくても、町の財産が、いわゆる施設が使える状況にあるわけですが、町長、どうですか、何とか、それはお金はかかると思いますよ。100万円弱というふうに私は思っているんですが、あるから貸すから取りに来なさいという、それを町長はどう思っていますか。

○町長（荒木耕治）

取りに来いじゃなくて職員持っていったらいいと思いますよ。何台もあるやつを毎日使わないわけですから、使わないで有効利用をすると、一か所に１台ずつ置くよりかは、そのほうが効率的だと思います。それは、いついつ使いますと言ったら、そのときはちゃんと職員がそこまで運んであげればいいと私は思います。それができないようなのは駄目だと、そんなふうに指示をします。

○７番（大角利成）

分かりました。私はもうちょっと自分なりに、過去、町長にお願いをして尾之間の

方々の難儀さを見て、お願いをして御理解をいただいて、１台購入していただきました。

高齢者の方が、あの機械を買っていただいてから大変明るくなって、夏場の草刈りの苦労を考えると、非常にこう渋い顔をしておりましたが、今は定期的に草刈りをやっていただいて、そして、あまり長くなって、ちょっと刈ったあとの草処理をするときに、同好会の皆さんが三、四十名、早朝夏は６時頃から出て30分、１時間程度、処理をすればきれいな状況に保たれています。そして、夏場はもう２週間に１回は最低しないと、下手すると１週間、10日に１回は草刈りをしないといけない状況になります。

今、町長が職員でそのように対応させるということがありましたので、教育長、要請があったら私も買ってほしいんですよ。そのことが一番いいと思うんですが、できないとすれば要請があったら、即町のほうで運んで、終わったらまた収納していただくと、このことをお約束していただけますか。

○教育長（石田尾行徳）

町民の皆様方に心よくお使いいただけるということですので、こちらのほうも先ほど申しましたが、現有機器の有効活用ということからしても、今、機器がございますので、そちらのほうを心よく使っていただけるように、我々も対処したいというふうに思っております。

○７番（大角利成）

尾之間にも立派な機械を買っていただいて使っています。あれからも先ほど申し上げたように高齢者の方は非常に喜んでいますし、いつ見てもきれいな状態にグラウンドが保たれています。ぜひ、尾之間のやつを使うことも可能ですので、ぜひ管理をしている産業振興課、そして尾之間の今、グラウンド同好会の方が維持管理しておりますので、連絡を取り合って、そして要請があったらそれに応えていただく、このようなことを徹底していただきたい、このように思います。

ぎりぎりになってしまいましたが、１点目の鳥獣被害の関係、また、町長よく協議をしていただいて、前向きに検討していただきたいと思いますし、芝刈り機のほう、草刈りのほうも、高齢者の方々が日々楽しみながら、そして、特に夏場、この草刈りで頭を悩まさないように行政の支援をお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月19日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　２時２６分

令和７年第４回屋久島町議会定例会

第　４　日

令和７年12月19日

令和７年第４回屋久島町議会定例会議事日程（第４号）

令和７年12月19日（金曜日）午前10時開議

○日程第１　議案第74号　屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○日程第２　議案第75号　屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止について

○日程第３　議案第76号　屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第４　議案第77号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第５　議案第78号　屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○日程第６　議案第79号　屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定について

○日程第７　議案第80号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について

○日程第８　議案第81号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第９　議案第82号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第10　議案第83号　令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第11　議案第84号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第12　議案第85号　令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第13　議案第86号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第14　議案第87号　令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第15　議案第88号　令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第16　議案第89号　訴えの提起について

○日程第17　議案第90号　栗生漁港機能保全工事請負契約の締結について

○日程第18　議案第91号　屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○日程第19　議案第92号　屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

○日程第20　議案第93号　屋久島町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○日程第21　議案第94号　屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

○日程第22　議案第95号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第９号）について

○日程第23　令和７年請願第４号　屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件

○日程第24　発委第６号　屋久島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○日程第25　議員派遣について

○日程第26　閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１２名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	天　辰　絵美子	２番	寺　田　久　志
３番	渡　邉　　浩	４番	内　田　正　喜
５番	中　馬　慎一郎	６番	相　良　健一郎
７番	大　角　利　成	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	高　橋　義　友
１３番	小　脇　淳智郎	１４番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（２名）

１１番	日　髙　好　作	１２番	渡　邉　博　之

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	教育長	石田尾　行　徳
副町長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課長	松　田　賢　一
建設課長	内　田　　剛	電気課長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久	総務課参事	白　濱　秀　記

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、渡邉博之議員が入院中のため、日髙好作議員が体調不良のため、欠席届が出ております。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　議案第74号　屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△　日程第２　議案第75号　屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止について

△　日程第３　議案第76号　屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△　日程第４　議案第77号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△　日程第５　議案第78号　屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△　日程第６　議案第79号　屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定について

△　日程第７　議案第80号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について

△　日程第８　議案第81号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第９　議案第82号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第10　議案第83号　令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

△　日程第11　議案第84号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第12　議案第85号　令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

△　日程第13　議案第86号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第14　議案第87号　令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第15　議案第88号　令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、議案第74号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第15、議案第88号、令和７年屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてまでの15件を一括議題とします。本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋義友）

皆さん、おはようございます。

令和７年第４回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案審査について、その経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第74号、議案第79号、議案第80号、議案第86号の条例案２件、予算案２件の計４件でありました。

議案審査は、去る12月12日金曜日午前10時より、議会第１委員会室において、総務課長ほか関係課長、事務局長の出席をいただき、当局より詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いましたので、その主な内容について御報告申し上げます。

まず、議案第74号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでは、特に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号、屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定についてでは、委員より、口永良部島、西の湯の立ち上げの部分について、海岸から町道までの間に敷設しコンクリート舗装をしているが、この部分は町道等の正式道路で

はないかと思うが借地かとの質疑に対し、担当課長より、基本的には借地はしていないと聞いているので、これまでも公共用地に敷設してきていると回答がありました。

以上を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）分割についてでは、多岐にわたりましたので、主なものについて御報告いたします。

政策推進課所管では、委員より、多目的交流センター整備事業選定委員の９万9,000円の減額の理由は何かとの質疑に対し、担当課長より、この委託については、交流センターの事業者を決めるために、仕様書に当たる要求水準書の作成や選定をするための会議の開催などアドバイスを頂く業務になっていたが、この方法を通常に変更する。このＤＢＯ方式では補助金等の活用ができないということや、事業者選定をするにも、通常の入札よりも日数がかかり、事業規模が大きくなるということも踏まえて、今後、補助金を活用する方針に変更し、ＤＢＯ方式のときに使う費用については、全て減額するとの回答がありました。

引き続き、委員より、ＤＢＯ方式はなくなるとのことだったが、これを一度減額して、新たに計画を立て直すのかの質疑に対し、担当課長より、既に基本計画は策定しているので、変更点については町民の皆様にも説明をし、現在の基本計画を基に補助金の申請をする手続を取りたいと考えているとの回答がありました。

次に、委員より、船舶事業特別会計補助金3,500万円は、定期ドックの予算不足ということだが、これは特別会計に補助金として出し、いずれは特別会計から国庫補助で返ってくるかとの質疑に対し、担当課長より、指摘の部分については、国の補助金と県の補助金で全て航路補助の対象費用になる予定であり、補助金が入ってくる部分について期間が少しずれることがあり、一般会計で一旦支出をし、４月以降に県、国の補助金で相殺する形になるとの回答がありました。

引き続き、委員より、補助航路は９月から８月までが対象かとの質疑に対し、担当課長より、国庫補助金は10月から９月で閉めるので、10月から３月、今から払う分については来年の算定になるとの回答がありました。

次に、地域住民課所管では、委員より、総合センター管理費の修繕料はどこの部屋かとの質疑に対し、安房総合センター会議室との回答がありました。

次に、教育総務課所管では、委員より、学校給食費の備品購入費で、球根皮むき器は東部調理場にも西部調理場にもあるのかとの質疑に対し、担当課長より、基本的にどの調理場にも備えているもので、東部調理場のほうが今回使えなくなる可能性があるため買い換えるとの回答がありました。

次に、委員より、委託料526万円の減額は、公社職員１名の退職に伴う減額補正だと

思うが、あとの補充はどのように考えているのかの質疑に対し、担当課長より、西部調理場の方が１名退職をし、そのまま本人の希望で会計年度任用職員に変わったとの回答がありました。

以上を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）については、特に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（内田正喜）

おはようございます。

令和７年第４回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第75号、76号、77号、78号、80号、81号、82号、83号、84号、85号、87号、88号の条例案４件、予算案８件の12件でありました。

委員会審査は、12月12日10時より役場本庁舎第２委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け議案審査を行いました。

まず、議案第75号、屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止についてでは、委員より廃止の方針を出すまでに、課内を中心に執行部でどの程度議論がなされたのかとの質疑に対し、担当課より、令和５年度決算審査特別委員会の意見を踏まえ、令和７年１月に施設の廃止について、上のものと協議を進めて廃止に至った。また、事業調整の中で、政策推進課等からも意見を頂いたとの回答があった。質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、委員より、町内においても虐待の問題が出ている事案はないかとの質疑に対し、担当課より、各保育所での虐待案件についてはない。家庭で虐待があって、保育所からの通報というものはあるとの回答があった。質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号、屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでは、委員より、国から素案が示された条例制定だと思うが、町の実情に合わせて変更したところはあるかとの質疑に対し、担当課より、基本的には国のたたき台と同じ、利用料の部分だけ１時間当たり料金はまだ設定していない。１月中には決定したいとの回答があった。質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）分割についてでは、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

まず、福祉支援課所管では、委員より、高齢者福祉バス助成について、本事業の周知の方法はとの質疑に対し、福祉に関してはほかにも助成制度があるため、それと併せて町報、ホームページ等で行っている。高齢者福祉バス助成についてでは、例年６月に受付を行っている。その際に、町報と併せて防災無線でもお知らせしていくとの回答があった。

建設課所管では、委員より、社会資本整備総合交付金事業費の工事請負費の2,400万円の減額について内訳はとの質疑に対し、宮之浦の竹山線道路改修工事が1,500万円の増額、安房中通線舗装補修工事3,000万円の減額、鯛の川線道路改修工事900万円の減額、差し引いて2,400万円の減額となる。補助事業の国の補助金の内示額に対応する金額補正となるとの回答があった。

観光まちづくり課所管では、委員より、観光費のプロモーション業務事業について減額の内容はとの質疑に対し、効果的なプロモーションを再度検討する中で、今年、観光基本計画を作成中で、どの取組が必要なのか意見が出てくることを受け事業実施したほうがよいと判断して、今回見送ったとの回答があった。

産業振興課所管では、委員より、雇用機会拡充事業について、何件応募があって４件採択したか内訳はとの質疑に対し、令和７年度は10件ほど応募があり、４件中、事業拡大が２件、創業が２件となっている。現在、令和８年度の事業の募集をかけており、おそらく十二、三件になるのではないかとの回答があった。

生活環境課所管では、委員より、し尿処理施設について今後の考え方、見通しはとの質疑に対し、先日、廃棄物の審議会が開かれた。審議会の結論とすれば、長寿命化を図るということで結論が出たとの回答があった。

健康長寿課所管では、委員より、新型インフルエンザ行動計画とはどのようなものか、また、委員は何名いるかとの質疑に対し、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づいて国が計画書をつくる。それに基づき県が作成し、町が作成する。具体的な内容は、今後開催される会議で承認いただくため、完成次第、議会に報告したい。委員の構成については全体で16名、医師代表、薬剤師代表等を人選する予定との回答があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）についてでは、議案に対する質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてでは、委員より、医療費抑制に人間ドックが必要と考えるが、補助金の周知の仕方はとの質疑に対し、担当課より、広報としては町報一本で広報しているとの回答があった。これらの質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号、令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてでは、委員より、地域密着型介護サービス給付費負担金及び特定入所介護サービス負担金の減額について内容はとの質疑に対し、担当課より、各事業所の実績に応じて支出しているもので、事業所の実績によって変わってくるとの回答があった。これらの質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）についてでは、委員より、永田診療所の医薬品の補正について内容はとの質疑に対し、担当課より、３月まで見込んで補正した。10月くらいからリウマチ患者が増えてきているとの回答があった。これらの質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第85号、令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてでは、質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第87号、令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）についてでは、質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第88号、令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてでは、委員より、毎年の一般会計からの繰出しを考えると、早く区切りをつけてよいのではないかという意見が出ました。これらを踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、12月15日午前10時より屋久島町クリーンサポートセンター、11時10分より永久保住宅の現地調査を行いました。生活環境課、建設課の職員の皆様には、お忙しい中御対応いただき、誠にありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、各常任委員長の報告を終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより１件ずつ、討論、採決を行います。

まず、議案第74号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号、屋久島町総合自然公園温泉条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号、屋久島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号、屋久島町口永良部島光ブロードバンドサービス施設管理条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号、令和７年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和７年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号、令和７年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号、令和７年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△　日程第16　議案第89号　訴えの提起について

○議長（石田尾茂樹）

日程第16、議案第89号、訴えの提起についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和７年第４回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、契約案１件、条例案４件、補正予算案１件、その他の案件１件の計７件であります。

まず、議案第89号について御説明いたします。

議案第89号、訴えの提起につきましては、令和２年度口永良部島地区簡易水道施設整備事業の一部工事が年度内に完成せず、交付された国庫補助金の一部が取り消され、国庫に返納をしました。

補助金返還に至ったのは、工事を請け負った業者の債務不履行に基づく損害と判断し、各請負業者に請求をし納付を受けました。しかし、一請負業者から納付がないことから、同請負業者に対し支払うよう請求をする旨の訴えを提起するため提案するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○８番（渡邊千護）

弁護士の代理人をお願いすると書いてありますけれども、まず、誰にお願いしたのか聞きたいのと、あと、着手金が幾らで成功報酬はどうなっているかお聞きしたいのですが教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○生活環境課長（泊　竜二）

今、弁護士については、まだ決定はしておりませんけれども、今の現在では、和田法律事務所のほうを検討はしているところでございます。

この後、議決いただきましたら、契約に基づく事務の執行を進めてまいりたいと考えております。

それで、金額につきましては、予算額82万5,000円を弁護士報酬ということで計上させていただいております。

○８番（渡邊千護）

今回は提起して上がってきているのですけれども、ある程度の約束があって、今回提起していらしているんじゃないですか。

○生活環境課長（泊　竜二）

一応、もう事前に内容等の説明はさせていただいております。

○８番（渡邊千護）

では、成功報酬の上限額も決まっているとは思うんですけれども、話し合っているとは思うんですが、そこら辺はどうなっていますか。

○生活環境課長（泊　竜二）

この弁護士報酬につきましては、その法律事務所の基準等がございます。その中で示されていますけれども、今後の裁判の進め方によって、また金額等が変わってくるおそれがあるとは思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございませんか。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第89号について、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第89号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第89号、訴えの提起について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第89号、訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第17　議案第90号　栗生漁港機能保全工事請負契約の締結について

○議長（石田尾茂樹）

日程第17、議案第90号、栗生漁港機能保全工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第90号について御説明いたします。

議案第90号、栗生漁港機能保全工事請負契約の締結につきましては、栗生漁港は鋼矢板構造で建設され、既に建造後25年以上が経過しており、この鋼矢板の腐食により漁港機能が著しく低下し、漁業活動に甚大な被害を与える影響があるため、早急な保全工事を実施すべく、株式会社森山（清）組代表取締役森山崇と、２億2,825万円で工事請負契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○７番（大角利成）

契約内容の工期について確認をいたします。

工期が、令和８年３月31日までということになっておりますが、年度内完成を見込んでの契約というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○建設課長（内田　剛）

ただいまの御質問にお答えいたします。

多額の契約による工事でございまして、令和８年度への繰越しを想定しております。一応年度内の、現年の予算でございますので、工期を３月末としているところでございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第90号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第90号、栗生漁港機能保全工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから、議案第90号、栗生漁港機能保全工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第18　議案第91号　屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

△　日程第19　議案第92号　屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

△　日程第20　議案第93号　屋久島町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△　日程第21　議案第94号　屋久島町立学校職員の給与に関する

条例の一部改正について

○議長（石田尾茂樹）

日程第18、議案第91号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第21、議案第94号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの４件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第91号から議案第94号までについて御説明いたします。

議案第91号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和７年度人事院勧告により、給与、期末手当及び勤勉手当の支給割合、その他手当等の改定を行うため所要の改正をするものであります。

議案第92号、屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和７年度人事院勧告により、フルタイム会計年度任用職員の給与改定を行うため所要の改正をするものであります。

議案第93号、屋久島町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に係る条例の一部改正につきましては、令和７年度人事院勧告により、パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため所要の改正をするものであります。

議案第94号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和７年度鹿児島県人事委員会勧告に基づく給与改定を行うため所要の改正をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第91号から議案第94号までの４件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第91号から議案第94号までの４件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号から議案第94号までの４件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから１件ずつ、討論と採決を行います。

始めに、議案第91号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第91号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第92号、屋久島町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、屋久島町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第93号、屋久島町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第94号屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第22　議案第95号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第９号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第22、議案第95号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第９号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

最後に、議案第95号について御説明いたします。

議案第95号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第９号）につきましては、歳入予算において、公共土木施設災害復旧費負担金、地方創生臨時交付金、道路災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧事業債等の増額及び財政調整基金繰入金等の減額に対し、歳出予算において、総務費では通信運搬費の増額及び国勢調査費の調整を、民生費では物価高対応子育て応援手当交付金等の増額を、農林水産業費では県営中山間地域総合整備事業負担金の減額及び県営水利施設整備事業負担金、林道中野線工事請負費の増額を、商工費ではプレミアム商品券支援事業補助金、ポイントカード会復旧支援事業補助金等の増額を、災害復旧費では町道神之川線工事請負費の増額を計上し、歳入歳出それぞれ

１億7,576万3,000円を追加し、予算の総額を131億8,242万2,000円とする予算措置に併せ、３事業の明許繰越しと地方債限度額の補正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○８番（渡邊千護）

議案第95号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第９号）、126ページの商工費節の18負担金補助金及び交付金8,160万円のところで、プレミアム商品券ポイントカードのところで、支援事業のところで、プレミアムのほうが4,000万円でポイントカードが4,160万円とありますけれども、もちろん予算に対する反対とかそういうわけではないのですが、重点支援交付金に係る補正予算8,449万4,000円について、この中で、ちょっと住民から意見が寄せられましたので、ちょっとだけ要望として一言聞きたいので、よろしいでしょうか。

直接的に町民の支援等の予算額が、屋久島ポイントカードのポイントで4,160万円ですよね。この中身で、報道等の中ではキャッシュレスサービスＰａｙどんということで4,000万円となっておりました。

屋久島ポイントカードについては、これまでポイントカードを利用してない町民でも、商工会に行って発行手続ができれば、１人5,000円分のポイントがもらえるので、町民に対して広く平等に行き渡る支援だと思っておりますと。

しかし、その一方で鹿児島銀行のＰａｙどんについては、スマートフォンを持っていない町民や鹿児島銀行を利用していない町民にとっては、極めて不平等な支援であると思います。

スマートフォンについては、１人１台につき持っている必要がありますが、仮に同じ家族であっても、家族全員で４台持っている世帯は、４人分のポイントを受け取ることができます。それに対し、全家族で１台しか持っていない世帯では、僅か１人分のポイントしか受け取ることができません。

この重点支援交付金は、物価高騰に苦しむ町民、中でも収入の低い世帯を支援することが大きな目的でございます。それにも関わらず、家計が苦しくてスマートフォンが１台しか持てない世帯より、経済的に余裕があって、スマートフォンを４台持っている世帯のほうが、より多くの支援を受けられるようでは、この重点支援交付金の目的に反するやり方だと考えております。

町内には、鹿児島銀行ではなく、南日本銀行やＪＡバンク、ゆうちょ銀行を利用している町民が大勢います。それにも関わらず鹿児島銀行を利用している町民だけがポイン

ト付与を受けられるという状況も、極めて不平等であると考えます。

つきましては、鹿児島銀行のＰａｙどんへの地域振興ポイント付与については、広く平等に町民への支援が行き渡らないことから、別の方法に目指すことを強く求めますが、例えば代替案としては、全町民に対して一律に商品券を配付する、または屋久島ポイントカードに付与するポイント金額を引き上げるなど、できる限り平等に公平に支援が届く方法にしていただきたいと考えますが、それに対して、何か代替案とかないでしょうか。

○議長（石田尾茂樹）

渡邊議員、質疑はないですかと言ったんですけど。

ただいまの回答できますか。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいま御意見のありましたプレミアム商品券ですが、これは、鹿児島銀行と南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫の４社が連携し発行しているＰａｙどんアプリになります。

確かに携帯アプリになりますので、携帯を保持していない方というのは、もちろん使えないわけですが、一方ではキャッシュレス化を図るというのが、町の方針としてもありますことから、今回このようなアプリを活用して、プレミアムを付与しようと計上をしているところです。

また、その町民全員に行き渡る施策というのは、まだ予算がございますので、また今後、検討をさせていただければと思います。

○８番（渡邊千護）

今回、物価高騰の影響を受けた生活やということで、支援をしたいということで国が出しているお金でございますので、できればみんなに行き渡るように、できれば今、最初のお金かもしれませんけれども、みんなに行き渡るように、携帯電話を持っていない人というのはたくさんいます。もちろん家族がいっぱい、多い、大家族で、家庭に１台しかスマートフォンがなければ、何も恩恵を受けられないわけです。

それも考えていただければ、キャッシュレス化も分かるんですけれども、やっぱりこれは、国としては生活の影響を受けている人にお金を渡したいというのは、思いがあって出していることですから、それも考えてしてほしいなと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

○７番（大角利成）

同僚議員の質疑と重なる部分もありますけれども、126ページの同じく物価高騰支援事業に関することであります。

まず、民生費の中で子育て応援手当が計上されております。この詳細を、少し教えてください。

それから商工費の中で、今ありましたプレミアム商品券の支援事業補助金、これについて、少し内容を教えてください。

あと、今、同僚からもありましたけれども、町内全戸、あるいは全町民への支援は考えられなかったのか、どのような議論がされたのか、少し町長の思いを、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

お答えいたします。

物価高対応子育て応援手当についてですけれども、これについてはおっしゃるとおり、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するということから支給をするものでございます。

支給の対象は、令和７年９月30日時点で児童手当支給対象児童を養育する父母等でございます。また、あと令和８年の３月31日、年度末までに生まれる新生児も対象となります。これが、子供１人につき２万円の支給ということでございます。

少し多めに1,850人を見込んで、掛ける２万円分を予算計上しております。

以上です。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えをいたします。

プレミアム商品券の支援事業補助金ですが、先ほど申し上げましたように、県内の４銀行が提携し発行しておりますＰａｙどんアプリの地域振興ポイント制度を活用しまして、Ｐａｙどん１万円を購入した場合に20％、2,000円のポイントを付与しようとするものです。

購入の上限額を５万円に設定しまして、５万円購入した場合に１万円分のポイントが付与されることになります。

また、このポイントは町内のみで使用できるポイントとする予定でございまして、予算としましては、ポイント１万円分掛ける4,000人分を見込んでおりまして、4,000万円を計上しているところです。

以上です。

○政策推進課長（木原幸治）

もう一件、全戸向け、町民向けの支援についての検討状況ということですけれども、内田正喜議員の一般質問のほうでも御紹介させていただきましたが、この事業の検討に

つきましては、事業の内容について、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業ということになっておりまして、各課のほうで支援をするメニューはどういったものがあるだろうか、実施ができるものは何だろうかということを、今現在、検討をしている段階で、取り急ぎ年度内に執行する、早く啓発活動が必要だというものについて、先に今回計上させていただいているという状況になっております。

12月16日に、この正式な内示決定といたしまして、２億4,663万6,000円の内示を頂いておりまして、現在計上している差額分、約１億3,000万円程度は残金として残っております。

引き続き、町内の中でどういった支援が必要なのかということについては、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第95号については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第95号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第95号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第９号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第95号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第９号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第23　令和７年請願第４号　屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件

○議長（石田尾茂樹）

日程第23、令和７年請願第４号、屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（内田正喜）

お疲れさまです。

産業厚生常任委員会に付託された令和７年請願第４号、屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件の審査の経過と結果を報告いたします。

12月12日、役場本町舎第２委員会室において審査を行いました。

審査を行うに当たり、健康長寿課長、福祉支援課長に出席いただき、委員より質疑を行いました。

委員より、９事業者から連名で請願が上がっているが、実際に島内にある高齢者、障害者などの介護事業所というのは何件あるかとの質疑に対し、障害者に関しては基本的に２か所、介護施設は法人で言えば、町を入れて12か所との回答があった。

議員間討議では、委員より、趣旨としては理解する。大小色んな施設があると思う。施設によって問題点が様々あって、見えない部分もある。意見を集約して必要な部分において、議会として提案していく形がよいと思う等の意見があった。

討論では、請願者の趣旨が、非常に屋久島町の今の現状において大きな問題であり、また、速やかに議会として動くことも大事だと思っておりますので、趣旨を酌み取って賛成するとの賛成意見があった。

反対討論はなく、採決の結果、採択することと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託された請願の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和７年請願第４号、屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和７年請願第４号、屋久島町議会へ介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会設置を求める件についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△　日程第24　発委第６号　屋久島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（石田尾茂樹）

日程第24、議会運営委員長から提出の発委第６号、屋久島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第６号については、会議規則第39条第３項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第６号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、発委第６号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第６号、屋久島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第６号、屋久島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第６号、屋久島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

△　日程第25　議員派遣について

○議長（石田尾茂樹）

日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△　日程第26　閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第26、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下委員会において、審査中の事件について会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありません

か。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和７年第４回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉　会　　午前１１時０８分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員